

第三次箕面市子どもプラン

平成27年(2015年)6月

箕 面 市

子どもがいきいき 子育てに夢と希望を

子どもは、地域の宝です。

箕面市では、これまでも、子育てを担う家庭とともに、地域・市民活動、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、そして行政が力をあわせて、子どもたちの健やかな成長を育んできました。

子どもたちの笑顔が輝き、みんなで子育てを楽しめるまちは未来に伸びゆく元気なまちです。

おかげさまで、箕面市はここ6年間で6%も人口が増加し、なおかつ、就学前児童数は、18%もの伸びをみせています。

今年度から、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

箕面市では、この第三次箕面市子どもプランに基づき、親が働いている、いないなど家庭の状況に関わらず、全ての子どもと親が希望を持って暮らせるための施策を展開していきます。

たとえば、箕面市独自の「子育て応援幼稚園」制度に加え、0～2歳児を預かる「乳児特化型保育所」など箕面市独自の先駆的な制度をさらに創設し、保育所の待機児童を早期に解消します。年度当初はもちろんのこと、育休明けなど年度途中の入所希望にも対応できるだけの保育施設の整備を進めています。

また、在宅で就学前の子どもを育てておられるご家庭が孤立せず、地域とつながりながら安心して子育てができるコミュニティづくりを進めます。

これはほんの一例ですが、乳幼児期から青年期に至る全ての子どもの未来を育んでいけるよう、施策を推進してまいります。みなさまのお力添えをお願いいたします。

平成27年（2015年）6月

箕面市長 倉田哲郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
第1項 国の少子化対策	1
第2項 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	1
第2節 計画の位置づけ	2
第1項 法的位置づけ	2
第2項 計画体系における位置づけ	3
第3項 計画対象	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	4
第1項 箕面市子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会の設置	4
第2項 アンケート調査の実施	4
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況	5
第1節 子どもと子育てをとりまく現状	5
第1項 人口等の状況	5
第2項 子どもの状況と子育ての実態	12
第2節 アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	19
第1項 調査概要	19
第2項 母親の就労状況	20
第3項 育児休業の取得状況	21
第4項 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況	21
第5項 病児保育の利用希望	22
第6項 一時預かりなどの利用状況	23
第7項 子どもの生活習慣	23
第8項 子どもの遊び場	25
第9項 子育ての悩み	25
第3章 計画の基本理念と施策の基本方向	27
第1節 基本理念	27
第2節 基本目標	27
第3節 施策体系図	29

第4章 施策の展開.....	30
第1節 施策の基本方向と主な取り組み.....	30
第1項 家庭・地域における子育て環境の充実.....	30
第2項 保育・教育サービスの量的・質的充実(子ども・子育て支援事業計画).....	39
第3項 子育て世代に対する労働環境の整備.....	75
第4項 子どもの遊び場づくり.....	78
第5項 子どもの文化的・社会的活動の支援.....	81
第6項 教育の充実と開かれた学校づくり.....	86
第7項 健全育成と自立支援.....	92
第8項 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進.....	95
第2節 重点的に取り組む項目.....	97
第1項 子どもの育ちを育む.....	97
第2項 様々な体験や地域交流の充実.....	99
第3項 家庭と社会をつなぐ機会の充実.....	100
第3節 箕面市新子どもプラン（箕面市次世代育成支援対策行動計画）の実績.....	102
 第5章 計画の推進体制.....	109
第1節 点検、評価（Plan Do Check Act）.....	109
第2節 計画の推進体制.....	110
第3節 計画内容の周知徹底.....	110
 参考資料.....	111
1. 第三次箕面市子どもプランの策定経過.....	111
2. 箕面市子ども育成推進協議会への諮問.....	112
3. 箕面市子ども育成推進協議会からの答申.....	113
4. 箕面市子ども育成推進協議会条例.....	114
5. 委員名簿.....	117
6. 箕面市子ども条例.....	120
7. 箕面市子育て応援宣言.....	123

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

第1項 国の少子化対策

平成2年(1990年)、合計特殊出生率が1.57と戦後最低になったのを受け、国においては平成6年(1994年)のエンゼルプランの策定を皮切りに、平成15年(2003年)の少子化社会対策基本法に続く次世代育成支援対策推進法の制定など、総合的な少子化対策を進めてきました。しかし、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況です。

幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であり、質の高い保育や幼児教育を地域のニーズに応じて総合的に提供する必要性も改めて認識されました。

こうした課題に対し、国や地域をあげて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があるとの機運が高まり、新たな子育て支援制度の検討が行われてきました。

このような中で平成24年(2012年)8月、社会保障と税の一体改革の一項目として、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(子ども・子育て関連3法)が可決・成立しました。

第2項 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度(2015年度)から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、子育てをめぐる課題の解決をめざし、地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営やサービス提供を行っていくなど、自治体の権限と責任が強化されることになりました。

全ての自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に質の高い幼児期の保育・教育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められました。

本市における事業計画は、「子ども・子育て支援法」により記載する必要がある項目に加え、平成26年度(2014年度)で計画が終了する「箕面市新子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))を引き継ぐ計画に位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとします。

第2節 計画の位置づけ

第1項 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域

子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施
に関する計画を定めるものとする。

平成27年(2015年)3月までの時限法として制定された次世代育成支援対策推進法は、
子ども・子育て支援法附則第2条に基づく検討の上、法律の有効期限が平成37年(2025
年)3月31日まで10年間延長されました。

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は、平成27年度(2015年
度)から子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画が義務付けられ
たことに伴い、任意となりましたが、引き続き次世代育成支援対策を推進するため、本計
画を市町村行動計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務
及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及
び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、
子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家
庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するこ
とができる。

第2項 計画体系における位置づけ

本計画は、「第五次箕面市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

さらに、これまでの取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| ・箕面市子ども条例 | ・新箕面市人権教育基本方針 |
| ・箕面市まちづくり理念条例 | ・箕面市人権保育基本方針 |
| ・箕面市市民参加条例 | ・第3次箕面市障害者市民の長期計画
(みのお‘N’プラン) |
| ・箕面市非営利公益市民活動促進条例 | ・箕面市男女協働参画推進プラン |
| ・箕面市人権宣言 | ・箕面市国際化指針 |
| ・青少年健全育成都市宣言 | ・箕面市就労支援基本計画 |
| ・箕面市人権のまち推進基本方針 | |

箕面市子ども条例

「箕面市子ども条例」は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とし、平成11年(1999年)10月1日に施行されました。

条例施行後、市は「箕面市子ども条例」の基本理念に基づき、子どもに関するさまざまな施策を策定し、実施してきました。

第3項 計画対象

本計画が対象とする子どもは、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者とします。

第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間を計画期間とします。

H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第四次箕面市総合計画										第五次箕面市総合計画									
箕面市子どもプラン		箕面市新子どもプラン 次世代育成支援対策行動計画 前期計画(5年計画)					次世代育成支援対策行動計画 後期計画(5年計画)					第三次箕面市子どもプラン							

第4節 計画の策定体制

第1項 箕面市子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会の設置

本計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども育成推進協議会子ども・子育て支援新制度部会」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

第2項 アンケート調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、平成25年(2013年)12月6日から同年12月23日にかけて就学前児童及び小学校児童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況

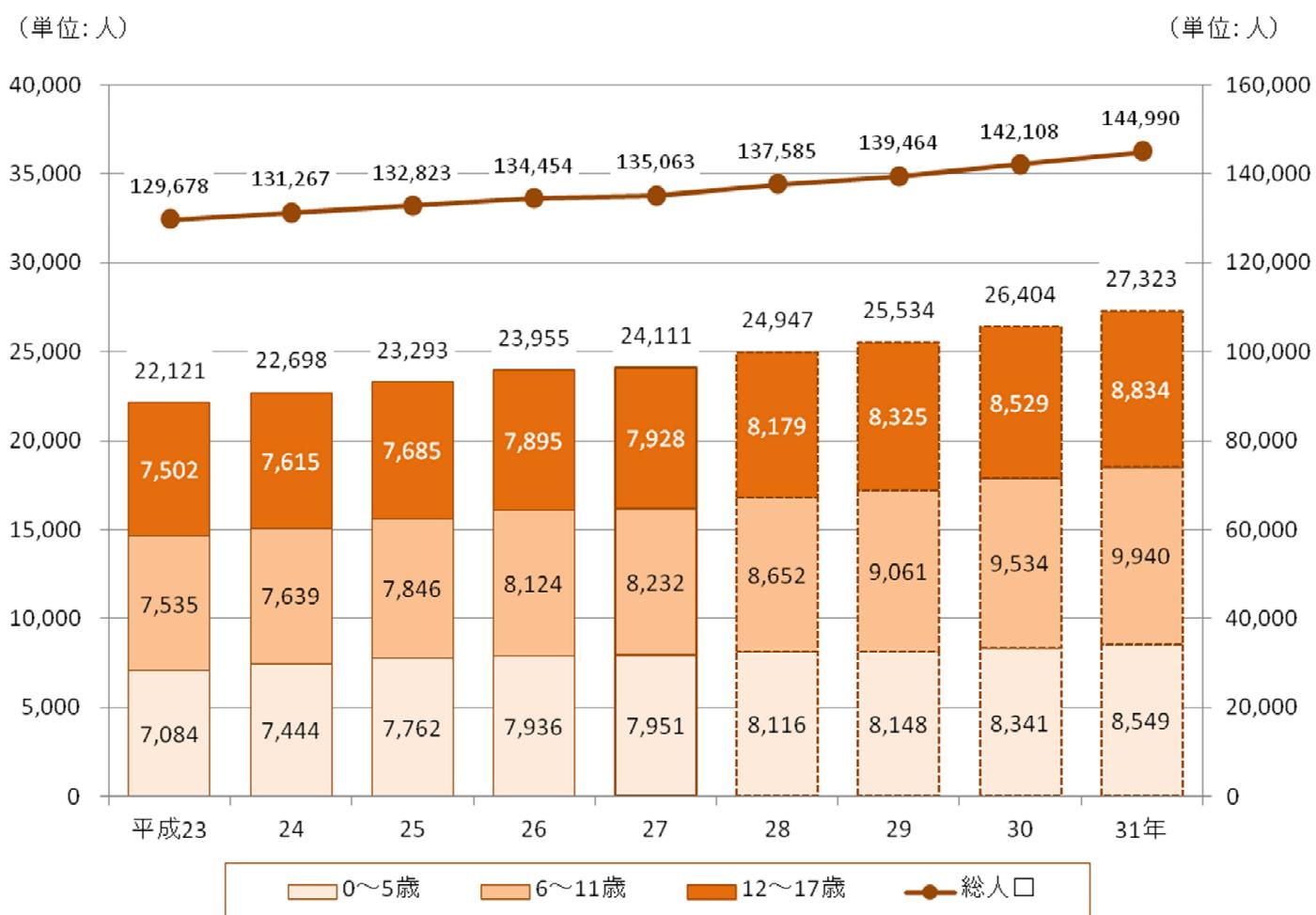
第1節 子どもと子育てをとりまく現状

第1項 人口等の状況

1 子どもの人口推移

本市の18歳未満人口は、年々増加傾向にあります。平成27年(2015年)4月1日では、「0~5歳」が7,951人、「6~11歳」が8,232人、「12~17歳」が7,951人となっています。

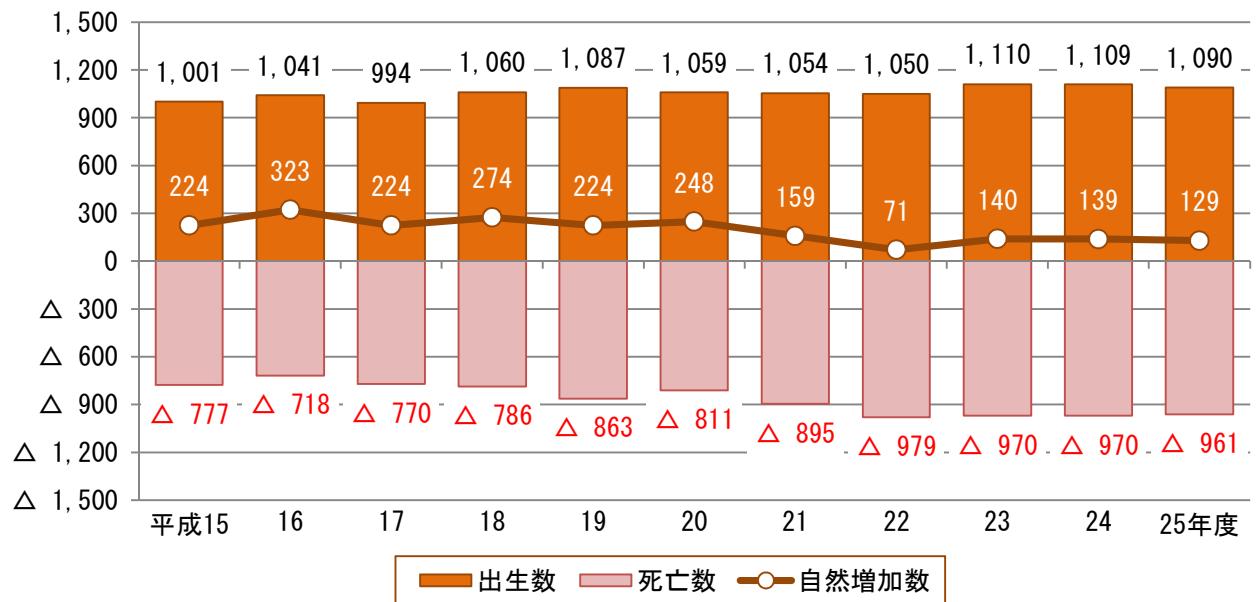
今後も、彩都地域や箕面森町地域といった新市街地での住宅供給が継続し、平成32年度(2020年度)に予定されている北大阪急行線の延伸に向けて人口の流入が見込まれることから、平成28年(2016年)以降においても、総人口及び18歳未満人口のいずれも増加する見込となっています。



資料：子ども未来創造局

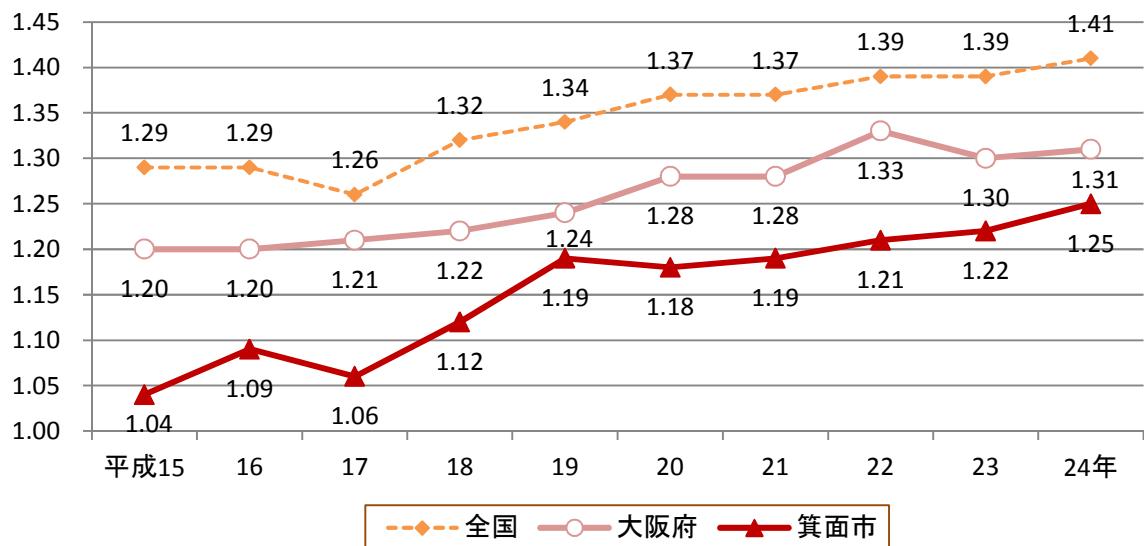
2 人口動態の推移

本市の出生数は、平成25年度(2013年度)で1,090人、平成15年度(2003年)からの変化をみると1,000人前後で推移しています。死亡数は、平成22年度(2010年度)には900人を超え、平成25年度(2013年度)で961人となっています。自然増加数は、平成20年度(2008年度)までは220~330人の間で推移していましたが、平成22年度(2010年度)に71人まで減少した後は、120~140人の間で推移しており、自然増の状態が続いています。



資料：市民部

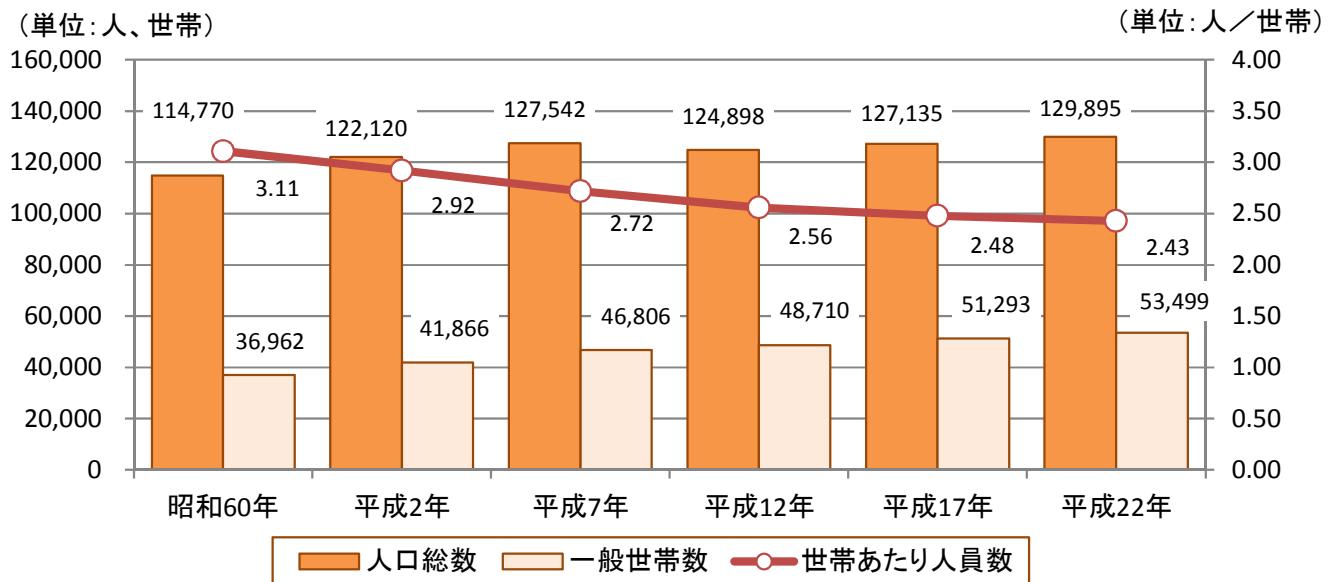
本市の合計特殊出生率をみると、平成24年(2012年)で1.25となっています。全国や大阪府と比べて低い値となっていますが、平成20年(2008年)以降は増加傾向にあります。



資料：子ども未来創造局

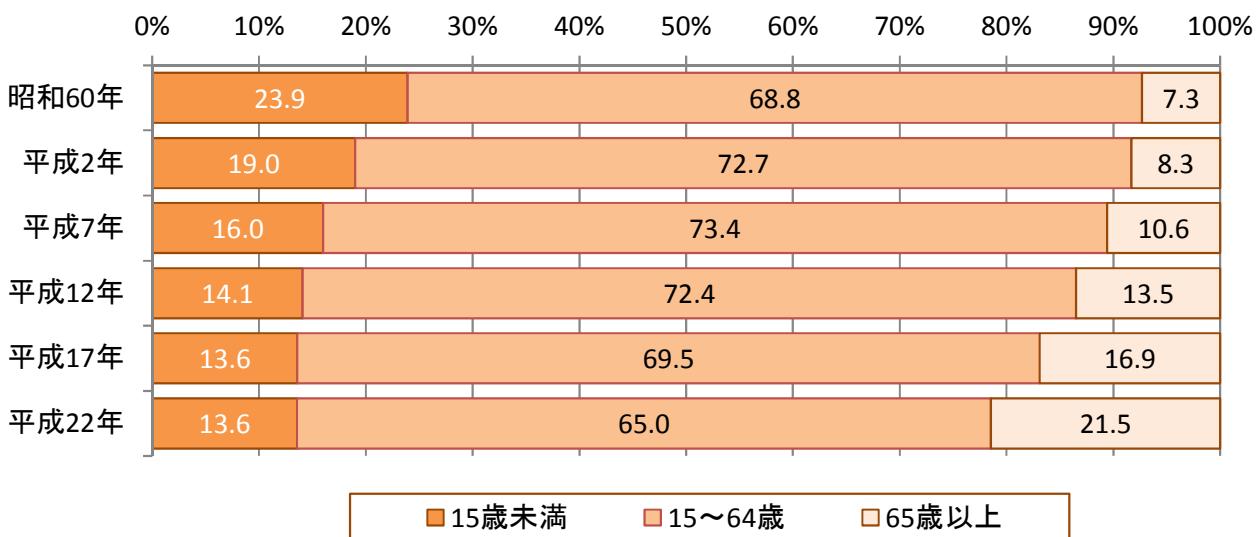
3 人口・世帯の推移

平成22年(2010年)の本市の人口総数は129,895人、一般世帯数は53,499世帯となっています。昭和60年(1985年)からの変化をみると、一般世帯数は年々増加し、人口総数は増減を繰り返していますが、世帯あたり人員数は減少傾向にあり、平成22年(2010年)では2.43人/世帯となっています。



資料：国勢調査

本市の人口を、15歳未満(年少人口)、15~64歳(生産年齢人口)、65歳以上(高齢人口)の年齢3区分でみると、年少人口の割合は減少し、高齢人口の割合は増加しており、平成22年(2010年)では、年少人口の割合が13.6%、生産年齢人口の割合が65.0%、高齢人口の割合が21.5%となっています。



資料：国勢調査

本市における平成22年(2010年)の一般世帯 53,499世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は 5,097世帯で全体の 9.5%、うち、核家族世帯は全体の 8.9%となって います。また、18歳未満の子どものいる世帯は 12,509世帯で全体の 23.4%、うち、核家族世帯は全体の 21.2%となっており、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに、大半が核家族世帯となっています。

平成17年(2005年)～平成22年(2010年)の変化をみると、6歳未満の子どものいる世帯では、世帯数に比べて伸び率が高くなっています。18歳未満の子どものいる世帯でも、世帯数に比べて伸び率が高くなっています。子どものいる世帯で核家族化が進んでいます。

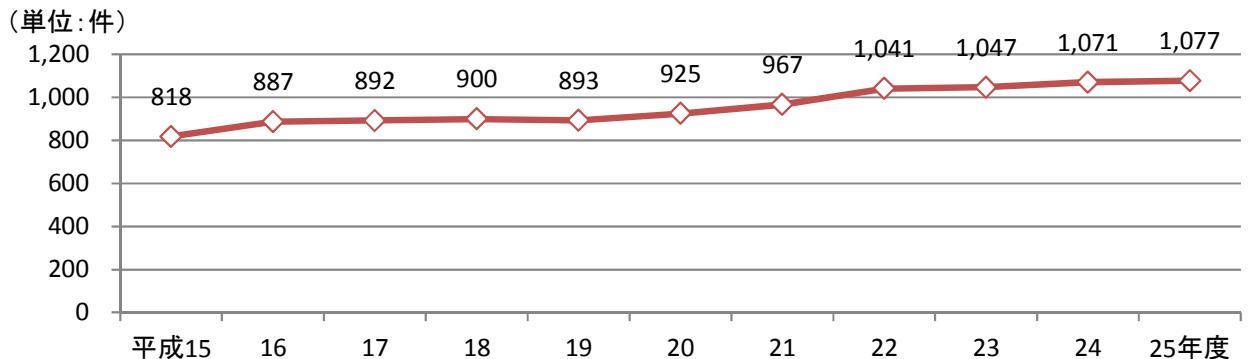
子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる世帯の割合は、本市が 9.5%、大阪府が 8.8%、全国が 9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、本市が 23.4%、大阪府が 21.6%、全国が 23.1%となっています。

	平成12年		平成17年		平成22年		平成12年 →平成17年 の伸び率 [%]	平成17年 →平成22年 の伸び率 [%]
	実数[世帯]	構成比[%]	実数[世帯]	構成比[%]	実数[世帯]	構成比[%]		
一般世帯総数	48,710	100.0	51,293	100.0	53,499	100.0	5.3	4.3
6歳未満の子どものいる世帯	4,890	10.0	5,057	9.9	5,097	9.5	3.4	0.8
核家族世帯	4,452	9.1	4,685	9.1	4,772	8.9	5.2	1.9
その他の親族世帯	438	0.9	372	0.7	316	0.6	△15.1	△ 15.1
18歳未満の子どものいる世帯	12,638	25.9	12,382	24.1	12,509	23.4	△2.0	1.0
核家族世帯	11,234	23.1	11,158	21.8	11,358	21.2	△0.7	1.8
その他の親族世帯	1,394	2.9	1,214	2.4	1,073	2.0	△12.9	△ 11.6
非親族・単独世帯	10	0.0	10	0.0	33	0.1	0.0	230.0

平成22年度	箕面市	大阪府	全国
一般世帯総数 [世帯]	53,499	3,823,279	51,842,307
6歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	5,097	336,831	4,877,321
[構成比 %]	9.5	8.8	9.4
18歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	12,509	826,999	11,989,891
[構成比 %]	23.4	21.6	23.1

資料：国勢調査

本市における児童扶養手当^{*}の受給件数をみると、年々増加傾向にあります。



資料：子ども未来創造局

4 労働人口・労働力率の推移

本市における平成22年(2010年)の労働人口は60,119人で、そのうち、男性が35,106人(58.4%)、女性が25,013人(41.6%)となっています。

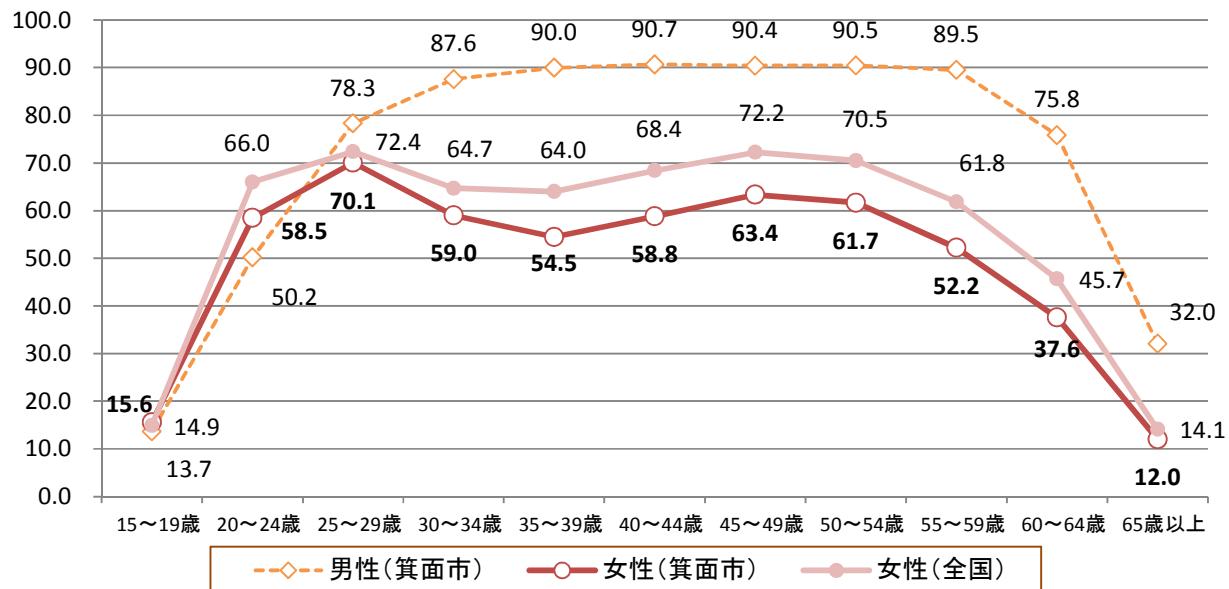
平成17年(2005年)～平成22年(2010年)の変化をみると、15歳以上人口は全体として2.35%と伸び率が高くなっていますが、労働人口は全体として△2.73%となっており、労働人口全体が減少傾向にあることがわかります。

		平成12年		平成17年		平成22年		平成12年 →平成17年の 伸び率 [%]	平成17年 →平成22年の 伸び率 [%]
		実数[人]	構成比[%]	実数[人]	構成比[%]	実数[人]	構成比[%]		
15歳以上人口	総数	107,016	100.0	109,575	100.0	112,152	100.0	2.39	2.35
	男性	51,281	47.9	52,154	47.6	53,319	47.5	1.7	2.23
	女性	55,735	52.1	57,421	52.4	58,833	52.5	3.03	2.46
労働人口	総数	60,972	100.0	61,806	100.0	60,119	100.0	1.37	△ 2.73
	男性	37,129	60.9	36,671	59.3	35,106	58.4	△1.23	△ 4.27
	女性	23,843	39.1	25,135	40.7	25,013	41.6	5.42	△ 0.49

資料：国勢調査

*児童扶養手当：ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

本市の年齢階級別・男女別の労働力率をみると、男性では35～59歳にかけて9割以上となっているのに対し、女性では30歳以上で減少し、35～39歳で54.5%まで落ち込んだ後、緩やかに増加し、50歳以上で再び減少していきます。子育て世代で労働力率が落ち込むM字カーブとなっていますが、子育て後の労働力率は45～49歳で63.4%までしか回復しておらず、25～29歳の70.1%より低い値となっています。



資料：国勢調査

女性の労働力率を、大阪府、全国と比較すると、本市が42.5%、大阪府が43.9%、全国が47.0%と、全国と比べて低い値となっています。

平成22年	箕面市			大阪府			全国		
	人口	労働力人口	労働力率	人口	労働力人口	労働力率	人口	労働力人口	労働力率
	実数[人]	実数[人]	構成比[%]	実数[人]	実数[人]	構成比[%]	実数[人]	実数[人]	構成比[%]
合計	58,833	25,013	42.5	3,971,375	1,744,826	43.9	57,122,871	26,874,210	47.0
15~19歳	3,084	480	15.6	204,027	33,317	16.3	2,954,128	440,816	14.9
20~24歳	4,079	2,385	58.5	234,852	145,059	61.8	3,160,193	2,086,599	66.0
25~29歳	3,676	2,576	70.1	262,798	179,887	68.5	3,601,978	2,607,433	72.4
30~34歳	4,158	2,453	59.0	297,151	177,276	59.7	4,120,486	2,666,556	64.7
35~39歳	5,258	2,864	54.5	365,369	212,257	58.1	4,836,227	3,094,720	64.0
40~44歳	4,907	2,886	58.8	327,622	204,361	62.4	4,341,490	2,970,796	68.4
45~49歳	4,206	2,665	63.4	280,765	186,107	66.3	4,005,147	2,893,442	72.2
50~54歳	3,950	2,436	61.7	241,689	154,768	64.0	3,834,923	2,704,076	70.5
55~59歳	4,293	2,242	52.2	281,322	156,977	55.8	4,376,245	2,706,540	61.8
60~64歳	5,781	2,172	37.6	365,139	151,719	41.6	5,116,781	2,337,890	45.7
65歳以上	15,441	1,854	12.0	1,110,641	143,098	12.9	16,775,273	2,365,342	14.1

資料：国勢調査

本市における平成22年(2010年)の常住している就業者数は56,522人で、そのうち、男性が32,695人(57.8%)、女性が23,827人(42.2%)となっています。また、配偶者の女性の割合は全体の22.9%となっています。

従業率でみると、通勤者の中で、市内に従業している人の内訳が、男性が39.1%、女性が60.9%となっており、全体の就業者数の内訳と比較して女性の割合が高くなっています。一方、市外で従業している人の内訳は、男性が65.7%、女性が34.3%と、女性の割合が低くなっています。常住地の近くで従業している女性が多いことがわかります。

平成22年度	全体	男性	女性	
			うち、有配偶の女性	
就業者数 [人]	56,522	32,695	23,827	12,944
[構成比%]	100.0	57.8	42.2	22.9
自宅就業者数 [人]	3,473	1,956	1,517	1,153
[構成比%]	100.0	56.3	43.7	33.2
通勤者数 [人]	51,177	29,537	21,640	11,337
[構成比%]	100.0	57.7	42.3	22.2
市内従業 [人]	15,418	6,033	9,385	5,739
[構成比%]	100.0	39.1	60.9	37.2
市外従業 [人]	35,759	23,504	12,255	5,598
[構成比%]	100.0	65.7	34.3	15.7

資料：国勢調査

男女別就業者数を、大阪府、全国と比較すると、就業者に占める女性の割合は、本市が42.2%、大阪府が42.8%、全国が42.8%と、大きな差はないものの、配偶者の女性の占める割合は、本市が22.9%、大阪府が22.3%、全国が25.1%と、全国と比べて低くなっています。専業主婦の割合が高いことが推察されます。

平成22年度	全体	男性	女性	
			うち、有配偶の女性	
箕面市 [人]	56,522	32,695	23,827	12,944
[構成比%]	100.0	57.8	42.2	22.9
大阪府 [人]	3,815,058	2,181,230	1,633,828	850,123
[構成比%]	100.0	57.2	42.8	22.3
全国[人]	59,611,589	34,089,774	25,521,815	14,946,630
[構成比%]	100.0	57.2	42.8	25.1

資料：国勢調査

第2項 子どもの状況と子育ての実態

1 就学前児童の保育の状況

平成25年度(2013年度)における本市の保育所数は、市立が5か所、私立が11か所の合計16か所となっており、保育所定員数は1,625人、保育児童数は1,678人となっています。平成15年度(2003年度)からの変化をみると、保育児童数は年々増加傾向にあります。待機児童数は、平成19年度(2007年度)以降増加傾向にありましたが、「子育て応援幼稚園※」制度が開始した平成23年度(2011年度)は減少し、それ以降は100人前後で推移しています。

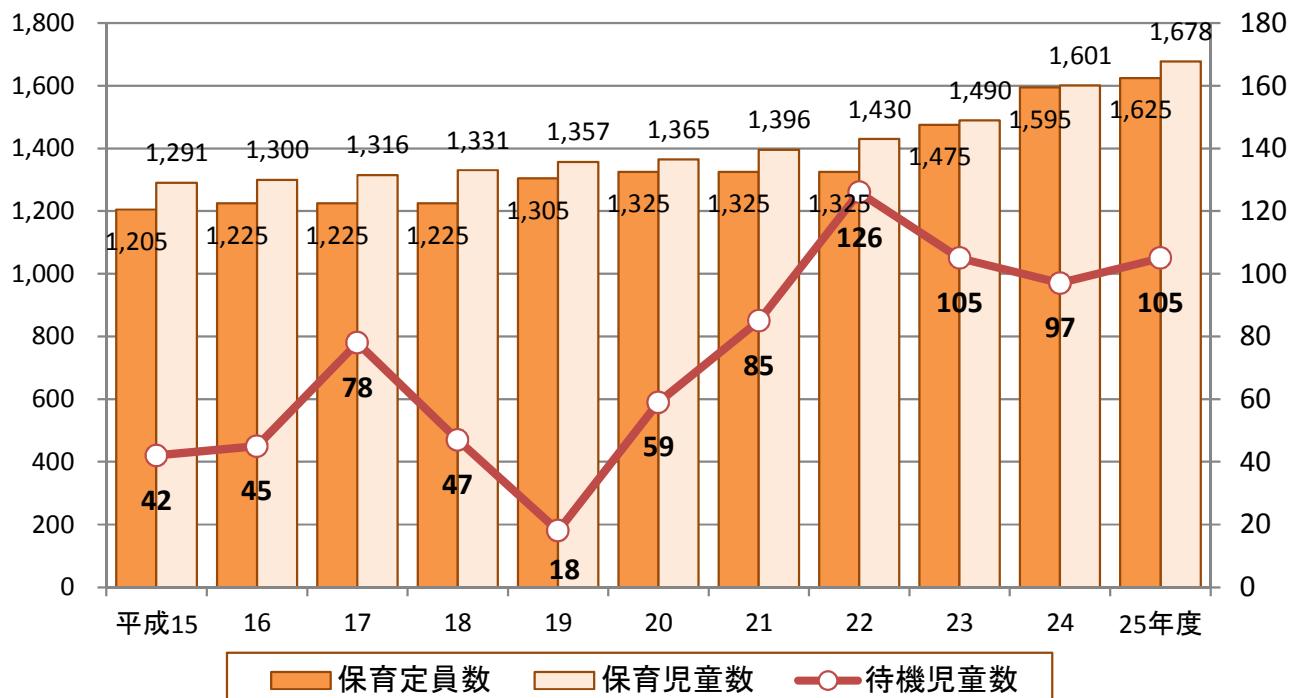
各年度3月1日現在

待機児童数のみ各年度当初（4月1日現在）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所数[か所]	12	12	12	12	12	12	12	12	12	14	15
市立[か所]	7	7	7	7	6	5	5	5	5	5	5
私立[か所]	5	5	5	5	6	7	7	7	9	10	11
保育定員数[人]	1,205	1,225	1,225	1,225	1,305	1,325	1,325	1,325	1,475	1,595	1,625
市立[人]	800	800	800	800	760	660	660	660	660	660	660
私立[人]	405	425	425	425	545	665	665	665	815	935	965
保育児童数[人]	1,291	1,300	1,316	1,331	1,357	1,365	1,396	1,430	1,490	1,601	1,678
市立[人]	850	855	860	872	766	654	665	681	656	656	667
私立[人]	441	445	456	459	591	711	731	749	834	945	1,011
待機児童数[人]	42	45	78	47	18	59	85	126	105	97	105

(単位:人)

(単位:人)



資料：子ども未来創造局

平成25年度(2013年度)における本市の幼稚園は、市立が5か所、私立が7か所の合計12か所となっており、園児数は、市立が352人、私立が1,552人となっています。平成23年度(2011年度)に「子育て応援幼稚園※」制度を開始したことにより、私立幼稚園の園児数が増加しています。

各年度5月1日現在

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市立幼稚園[か所]	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
定員[人]	910	910	910	910	910	910	930	875	875	875
園児数[人]	552	499	488	482	467	480	473	400	398	352
私立幼稚園[か所]	7	7	7	7	7	7	6	7	7	7
定員[人]	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,680	1,775	1,775	1,775
園児数[人]	1,377	1,420	1,454	1,460	1,456	1,374	1,351	1,439	1,542	1,552



資料：子ども未来創造局

※子育て応援幼稚園：本市では、夏休みなどの長期休業中も午前8時から午後6時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者には、独自の補助金制度を設けています。

平成25年度(2013年度)における本市の子育て支援センターの来所組数は13,349組、相談件数は599件となっています。平成15年度(2003年度)からの変化をみると、増加傾向にあります。なお、平成25年度(2013年度)は1か所開設することによる増加となっています。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
来所組数 [組]	中央	3,969	4,455	4,754	5,042	4,520	4,543	4,281	4,841	4,175	4,486	4,332
	分室	862	2,855	3,836	4,833	-	-	-	-	-	-	-
	西部	-	-	-	-	5,431	6,105	4,791	5,387	4,965	5,676	5,832
	ひじり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,185
	合計	4,831	7,310	8,590	9,875	9,951	10,648	9,072	10,228	9,140	10,162	13,349
相談件数[件]		326	369	282	410	397	312	360	467	487	466	599

資料：子ども未来創造局

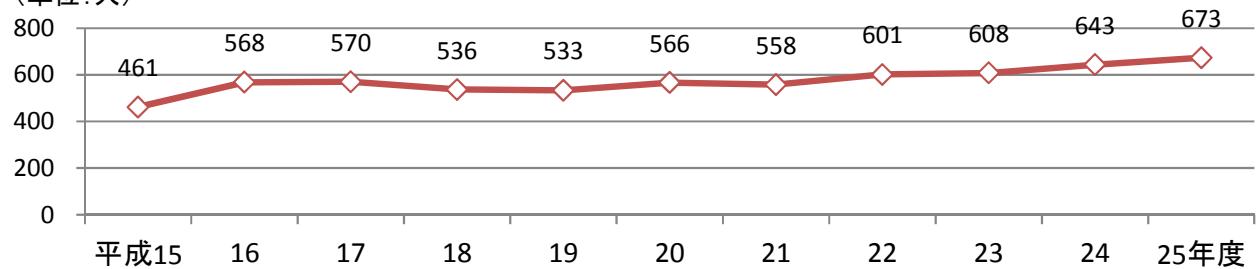
2 小学生の状況

平成25年度(2013年度)における本市の学童保育の利用状況をみると、全体で施設数は14か所、定員は870人で、利用人数は673人となっています。平成15年度(2003年度)からの利用者人数の変化をみると、平成21年度(2009年度)以降は増加傾向にあります。

平成25年度

対象校区	箕面	止々呂美	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	彩都の丘
定員 [人]	60	40	70	40	40	80	70	70	80	80	80	80	40	40
利用人数 [人]	46	22	68	33	38	62	58	68	58	32	60	74	22	32
利用率 [%]	76.7	55.0	97.1	82.5	95.0	77.5	82.9	97.1	72.5	40.0	75.0	92.5	55.0	80.0

(単位:人)



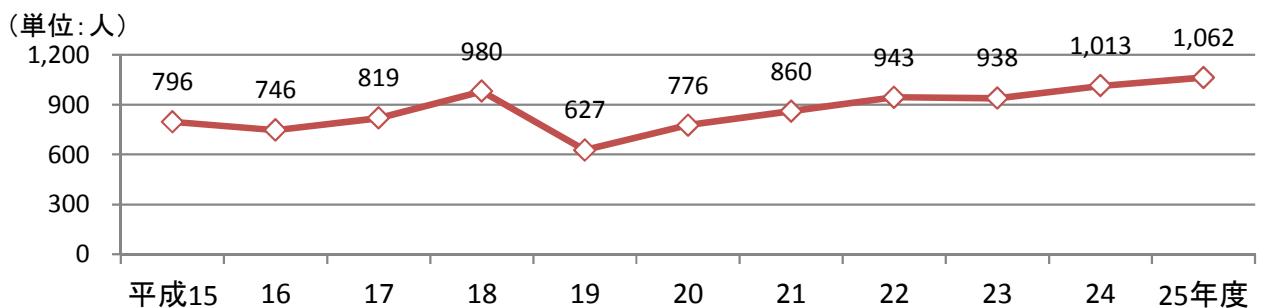
資料：子ども未来創造局

本市では、学童保育にあわせ、「自由な遊び場開放事業」として、全ての小学生が放課後に自由に遊べるよう、市内の全ての市立小学校の体育や運動場、余裕教室の一室を子どもたちの遊び場として開放しています。

平成25年度(2013年度)における本市の「自由な遊び場開放事業」の利用状況をみると、1,062人となっており、平成15年度(2003年度)からの変化をみると、平成19年度(2007年度)以降は増加傾向にあります。

平成25年度

対象校区	箕面	止々呂美	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	彩都の丘	合計	の1 平校 均 あたり
利用人数 [人]	46	22	68	33	38	62	58	68	58	32	60	74	22	32	673	48



資料：子ども未来創造局

3 学校の状況

平成25年度(2013年度)における本市の市立小学校は14校、児童数は7,547人、教員数は396人となっています。平成16年度(2004年度)からの変化をみると、児童数は増加していますが、これに伴い教員数も増加しており、教育1人に対する児童数はほぼ一定となっています。

各年度5月1日現在

市立小学校の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数 [校]	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14
学級数 [学級]	246	250	258	258	261	271	270	281	287	299
児童数 [人]	6,891	6,955	6,967	6,898	7,019	7,048	7,177	7,223	7,365	7,547
教員数 [人]	324	326	340	346	347	366	365	376	375	396
教員1人あたり児童数 [人]	21	21	20	20	20	19	20	19	20	19

資料：子ども未来創造局

平成25年度(2013年度)における本市の市立中学校は8校、生徒数は3,313人、教員数は220人となっています。平成16年度(2004年度)からの変化をみると、生徒数は増加していますが、これに伴い教員数も増加しており、教育1人に対する児童数はほぼ一定となっています。

各年度5月1日現在

市立中学校の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数 [校]	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8
学級数 [学級]	98	95	95	95	97	103	108	109	110	116
生徒数 [人]	2,990	2,969	2,992	3,037	2,966	3,090	3,130	3,295	3,265	3,313
教員数 [人]	191	185	186	183	190	197	205	204	205	220
教員1人あたり生徒数 [人]	16	16	16	17	16	16	15	16	16	15

資料：子ども未来創造局

平成25年度(2013年度)における本市の府立高等学校は2校、生徒数は1,731人となっています。平成16年度(2004年度)からの変化をみると、平成19年度(2007年度)以降、増加傾向にあります。

各年度5月1日現在

府立高等学校の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数 [校]	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
生徒数 [人]	1,676	1,618	1,531	1,517	1,553	1,579	1,654	1,703	1,721	1,731

資料：子ども未来創造局

平成25年度(2013年度)における本市の小学校の長期欠席は78人、うち不登校数は15人となっており、在籍数に占める不登校の割合は2.0%(0.2%)となっています。中学校の長期欠席は128人、うち不登校数は51人となっており、在籍数に占める不登校の割合は15.4%(1.54%)となっています。

小中学校の長期欠席・不登校数・不登校千人率

平成25年度	長期欠席 [人]	うち不登校数 [人]	在籍数 [人]	不登校千人率 [%]
小学校	78	15	7,547	2.0
中学校	128	51	3,313	15.4

資料：子ども未来創造局

4 子どもの健康状態

平成25年度(2013年度)における健康診査の受診率は、妊婦健康診査が97.6%、1歳6か月健診が97.0%、3歳6か月健診が93.3%となっています。平成15年度(2003年度)からの変化をみると、全ての健康診査において増加傾向にあります。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健康診査	対象者数 [人]	1,119	1,006	1,153	1,142	1,113	1,090	1,102	1,125	1,150	1,146	1,078
	受診者数 [人]	1,043	998	1,026	1,054	1,038	1,013	969	1,035	1,118	1,083	1,052
	受診率 [%]	93.2%	99.2%	89.0%	92.3%	93.3%	92.9%	87.9%	92.0%	97.2%	94.5%	97.6%
1歳6か月健診	対象者数 [人]	1,123	1,065	1,152	1,083	1,103	1,107	1,137	1,157	1,183	1,223	1,266
	受診者数 [人]	1,006	967	1,077	1,038	1,051	1,044	1,084	1,092	1,123	1,185	1,228
	受診率 [%]	89.6%	90.8%	93.5%	95.8%	95.3%	94.3%	95.3%	94.4%	94.9%	96.9%	97.0%
3歳6か月健診	対象者数 [人]	1,103	1,153	1,181	1,154	1,203	1,127	1,191	1,201	1,253	1,299	1,294
	受診者数 [人]	847	915	922	974	1,009	997	1,032	1,044	1,127	1,139	1,207
	受診率 [%]	76.8%	79.4%	78.1%	84.4%	83.9%	88.5%	86.6%	86.9%	89.9%	87.7%	93.3%

資料：健康福祉部

平成25年度(2013年度)における保健師と地区福祉会（西南小校区のみ民生委員児童委員協議会）との共催での健康教育・健康相談を実施した子育てサロンの参加者は5,028人となっています。子育てサロンは各小学校区で平成14年度(2002年度)から設置が始まり、平成18年度(2006年度)には全地区に広がり、1地区で年8～12回開催されており、身近な地域で子育ての情報や相談が気軽に受けられるようになっています。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育てサロン参加者数 [人]		2,192	2,889	4,071	4,711	4,695	4,205	3,647	4,329	4,207	4,489	5,028

資料：健康福祉部

平成25年度

校区名	箕面小	萱野小	北小	南小	西小	東小	西南小	萱野東小	豊川北小	中小	豊川南小	萱野北小	合計
開催場所	日時計 ルームみ のお	みのめ市 民活動セ ンター	中央生涯 学習セン ター	南小さく らルーム みなみ	星座ルー ム西	東小コミ セン	せいなん 幼稚園	萱野東小 コミセン	豊川北小 コミセン	中小コミ セン	豊川南小 コミセン・ とよかわ みなみ幼 稚園	萱野北小 コミセン	
開催回数[回]	8	10	12	12	11	9	11	8	10	12	12	12	127
延べ人数[人]	270	466	268	284	233	535	585	232	692	399	657	407	5,028

資料：健康福祉部

5 子どもの人権

本市における「児童虐待の防止等に関する法律」施行後の通告件数をみると、平成15年度(2003年度)から増加していましたが、平成19年度(2007年度)以降は50～70件の間を推移しており、平成25年度(2013年度)には54件となっています。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
虐待通告件数[件]	10	34	42	35	62	65	67	68	58	52	54

資料：子ども未来創造局

平成25年度(2013年度)における本市の刑法犯少年（「刑法」等に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年）は38人となっています。平成15年度(2003年度)からの変化をみると、増減を繰り返していましたが、平成22年度(2010年度)以降は減少傾向となっています。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
刑法犯少年の補導人数[人]	125	152	182	197	164	139	141	102	92	91	38

資料：箕面警察署

6 地域の子育て環境

本市では子どもの遊び場となる公園を370か所整備しており、公園面積の合計は、149.34haとなっています。

区分	箇所数	面積(ha)
近隣公園	11	14.37
総合公園	0	0
街区公園	58	14.07
府営箕面公園	1	83.8
小計	70	112.24
児童遊園	15	1.18
その他の公園及び緑地	285	35.92
合計	370	149.34

資料：みどりまちづくり部

第2節 アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ

第1項 調査概要

1 調査目的

子ども・子育て支援新制度に基づき、箕面市子ども・子育て支援事業計画作成のための基礎データを得ることを目的に実施しました。

2 調査設計

調査地域	箕面市全域
調査対象	①市内在住の0歳～5歳の就学前児童 ②市内在住の小学1年生～6年生の児童
標本数	4,000名（内訳：① 2,000名、② 2,000名）
抽出方法	住民基本台帳に基づく層化抽出
調査方法	郵便配布・郵送回収による調査 ・市役所子ども総合窓口、市立保育所・幼稚園及び子育て支援センター（おひさまルームかやの・おひさまルームみのる）において直接回収を実施
調査期間	平成25年(2013年)12月6日(金) ～ 平成25年(2013年)12月23日(月・祝)

3 回収結果

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童（0～5歳）	2,000件	1,241件	62.1%
就学児童（小学生）	2,000件	1,245件	62.3%
合計	4,000件	2,486件	62.2%

4 集計表の見方

- 集計結果は、全て小数点以下第二位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。
- 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超えます。
- 回答比率（%）は、その質問の回答者数（N=母集団）として算出しています。

第2項 母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童のいる母親（1,241人）は、「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く53.6%、その次に「パート・アルバイトなどで働いている」が16.2%、「フルタイムで働いている」が14.4%と続いています。

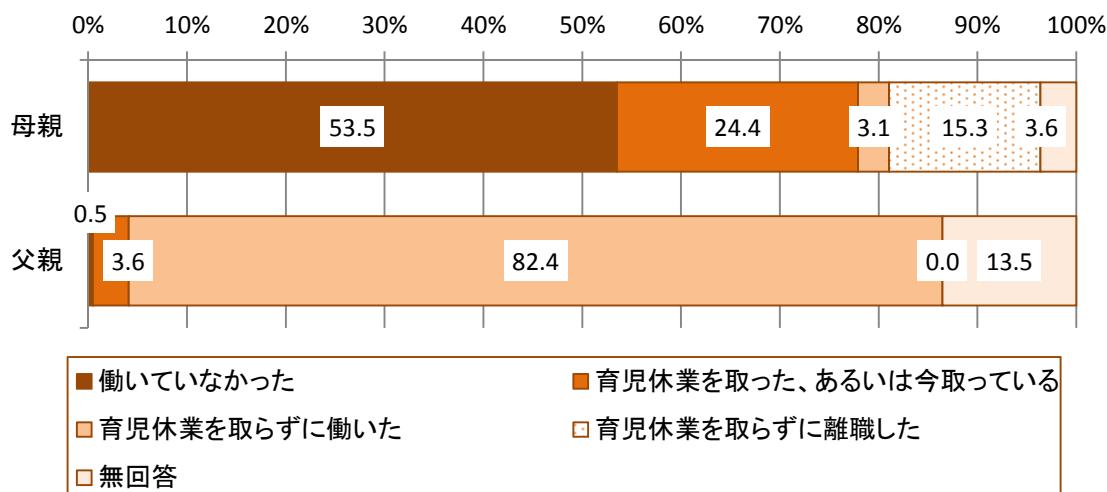
就学児童のいる母親（1,245人）は、「パート・アルバイトなどで働いている」が最も多く39.1%、その次に「以前は働いていたが、今は働いていない」が29.1%、「フルタイムで働いている」が17.5%と続いています。

		母親の就労状況							全体
フルタイムで働いている		休今フル ・はル 介休タ 護んイム 休で業い 中る働い 産て休い ・る育が 、	いパ ー ト い る ・ ア ル バ イ ト な ど で 働	へいパ ー 産て 休いト ・ 育がア 休 ・ル ・今バ 介はイ 護休ト 休んなど 業でど 中いで ～る働	い以 前 は 働 い て い た が 、 今 は 働	これ まで 働 い た こ と が な い	無 回 答		
就学前児童	0歳	1.5%	3.4%	1.2%	0.3%	9.8%	0.5%	0.2%	16.8%
	1歳	2.5%	0.6%	1.7%	0.1%	9.8%	0.8%	0.2%	15.6%
	2歳	1.9%	0.6%	2.2%	0.2%	8.9%	1.0%	0.1%	14.8%
	3歳	2.5%	1.0%	3.4%	0.1%	7.6%	1.7%	0.2%	16.4%
	4歳	3.1%	0.5%	2.9%	0.0%	8.1%	1.2%	0.3%	16.1%
	5歳	2.7%	0.1%	4.3%	0.1%	8.6%	2.2%	0.4%	18.3%
	不明	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.8%	0.2%	0.1%	2.0%
	全体	14.4%	6.1%	16.2%	0.7%	53.6%	7.6%	1.4%	100.0%

		母親の就労状況							全体
フルタイムで働いている		休今フル ・はル 介休タ 護んイム 休で業い 中る働い 産て休い ・る育が 、	いパ ー ト い る ・ ア ル バ イ ト な ど で 働	へいパ ー 産て 休いト ・ 育がア 休 ・ル ・今バ 介はイ 護休ト 休んなど 業でど 中いで ～る働	い以 前 は 働 い て い た が 、 今 は 働	これ まで 働 い た こ と が な い	無 回 答		
就学児童	6歳	3.6%	0.4%	6.4%	0.2%	7.4%	1.0%	0.9%	19.9%
	7歳	3.4%	0.1%	5.2%	0.0%	6.1%	2.0%	0.4%	17.2%
	8歳	2.6%	0.2%	6.7%	0.0%	5.2%	1.6%	0.6%	16.9%
	9歳	2.1%	0.1%	6.8%	0.0%	3.8%	1.8%	0.2%	14.8%
	10歳	2.5%	0.1%	5.5%	0.1%	3.5%	1.5%	0.6%	13.9%
	11歳	2.9%	0.0%	7.2%	0.2%	2.7%	1.3%	0.6%	14.9%
	不明	0.5%	0.0%	1.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	2.4%
	全体	17.5%	0.8%	39.1%	0.5%	29.1%	9.4%	3.6%	100.0%

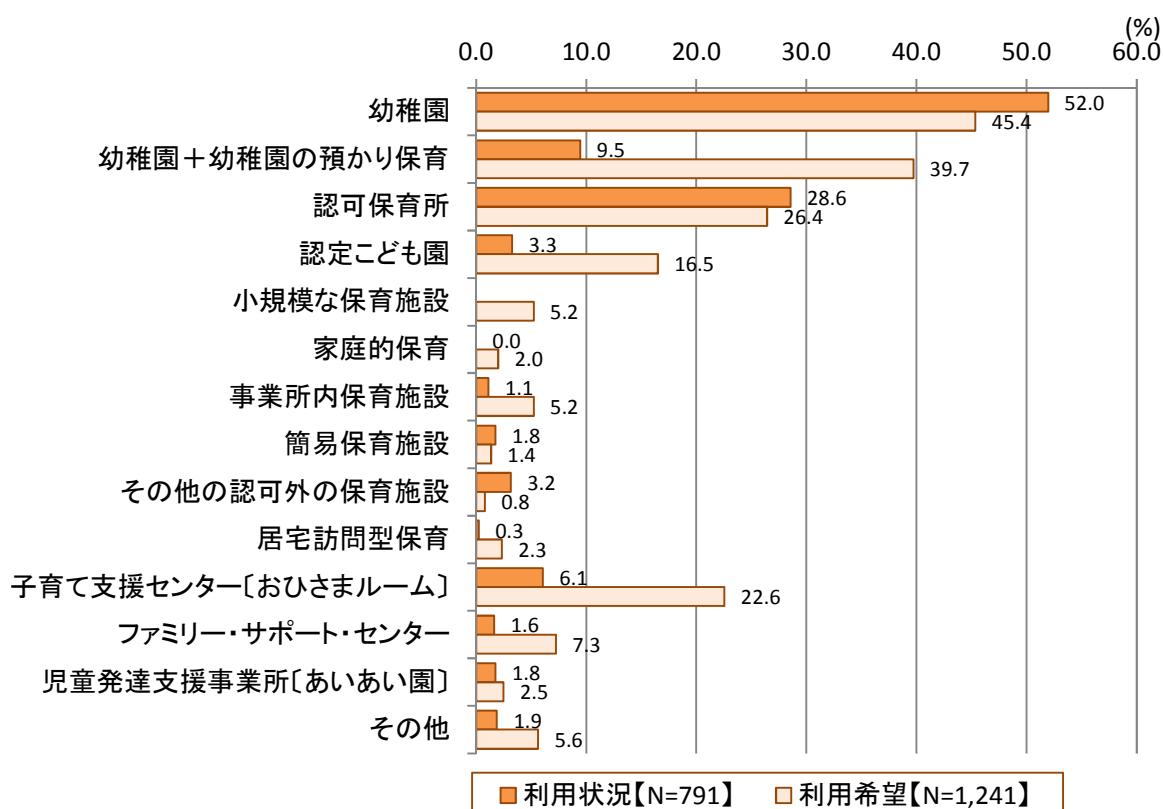
第3項 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、就学前児童のいる家庭 1,241 人に聞いたところ、母親は、「働いていなかった」が最も多く 53.5%、その次に「育児休業を取った、あるいは今取っている」が 24.4%、「育児休業を取らずに離職した」が 15.3% と続いている。また、父親のほとんどが、「育児休業を取らずに働いた」で、82.4% となっています。



第4項 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況

平日の定期的な保育所や幼稚園などの利用状況と利用希望について、利用状況と希望の差をみると、希望の方が多いものは、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が最も多く 30.2 ポイント差、その次に「子育て支援センター」が 16.5 ポイント差となっています。逆に、利用状況の方が多いものは、「幼稚園」が最も多く 6.6 ポイント差となっています。



また、平日の定期的な保育所や幼稚園などの利用状況を、就学前児童の年齢別にみると、0～2歳で「利用していない」が最多く、3～5歳で「幼稚園」が最多くなっています。

年齢	サービス利用の有無 利用施設・サービス状況													利用してない	無回答
	幼稚園	幼稚園＋幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	簡易保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	子育て支援センター「おひさまルーム」	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援事業所「あいあい園」	その他		
0歳【N=208】	4.3	1.0	8.7	1.9	0.0	1.4	1.4	0.5	0.0	5.8	1.0	0.0	0.0	0.0	78.8 0.0
1歳【N=194】	3.6	1.0	18.0	0.5	0.0	1.0	2.1	2.1	0.0	3.6	1.0	1.5	1.0	0.5	67.0 0.0
2歳【N=184】	12.0	1.6	17.9	1.6	0.0	0.5	1.6	4.9	0.0	6.5	0.0	2.2	2.7	0.0	53.3 1.1
3歳【N=203】	48.3	9.4	25.6	3.4	0.0	0.5	0.0	2.5	0.0	4.4	0.5	2.0	2.5	0.5	10.8 0.5
4歳【N=200】	62.5	10.0	18.5	3.5	0.0	0.5	0.0	1.0	0.5	2.5	2.5	0.5	1.0	0.5	5.0 0.5
5歳【N=227】	63.0	11.5	20.3	1.8	0.0	0.4	0.9	1.3	0.4	1.3	1.3	0.9	0.4	1.3	4.8 0.9

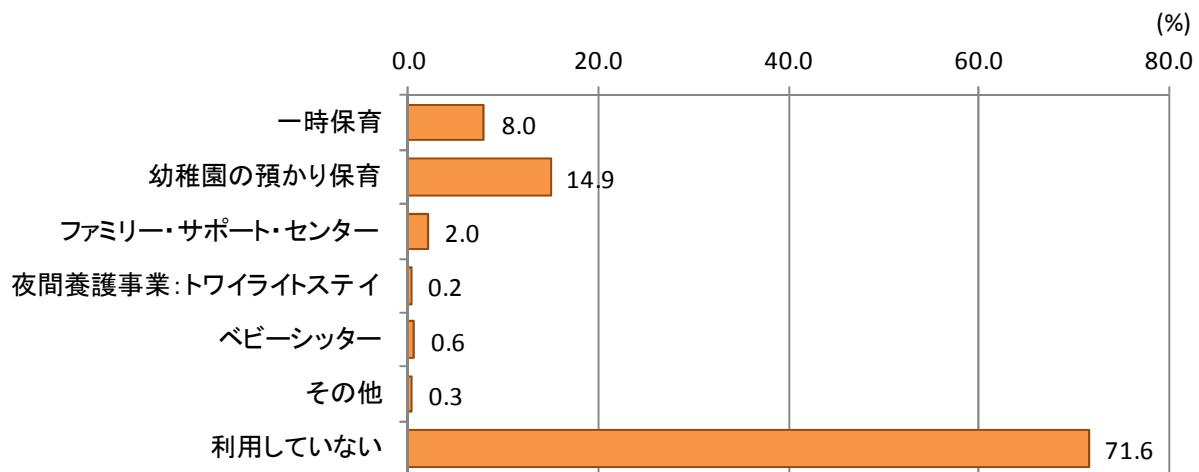
第5項 病児保育の利用希望

病児保育の利用希望について、就学前児童のいる母親の就労状況別にみると、フルタイムで働いている母親は「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」が多く、それ以外では「利用したいと思わない」が多くなっています。

母親の就労状況	病児保育利用希望			
		なもで どのき をたれ 利めば 用の病 し保気 た育の い施子 設ど	い利 用し たと 思わ な	無 回 答
フルタイムで働いている	【N=139】	57.6	42.4	0.0
フルタイムで働いているが、今は休んでいる(産休・育休・介護休業中)	【N=23】	34.8	65.2	0.0
パート・アルバイトなどで働いている	【N=109】	33.9	61.5	4.6
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる(産休・育休・介護休業中)	【N=2】	0.0	100.0	0.0
以前は働いていたが、今は働いていない	【N=26】	38.5	46.2	15.4
これまで働いたことがない	【N=1】	0.0	0.0	100.0

第6項 一時預かりなどの利用状況

一時預かりなどの利用状況について、就学前児童のいる家庭 1,241 人に聞いたところ、「利用していない」が最も多く 71.6%、その次に「幼稚園の預かり保育」が 14.9%、「一時保育」が 8.0%と続いています。



第7項 子どもの生活習慣

1 朝ごはん

朝ごはんの状況について、就学前児童・就学児童ともに「毎日食べる」が最も多くなっています。

	朝ごはん					
	毎日食べる	食べる日のほうが多い	食べない日のほうが多い	ほとんど食べない	離乳食前	無回答
就学前児童	全体【N=1,241】	91.3	3.8	1.0	0.3	2.4
	0歳【N=208】	79.3	3.8	1.4	0.5	14.4
	1歳【N=194】	93.8	5.2	1.0	0.0	0.0
	2歳【N=184】	92.4	5.4	1.1	1.1	0.0
	3歳【N=203】	94.1	4.9	0.5	0.0	0.0
	4歳【N=200】	95.5	0.0	1.0	0.5	0.0
	5歳【N=227】	93.0	3.5	0.9	0.0	2.6

	朝ごはん					
	毎日食べる	食べる日のほうが多い	食べない日のほうが多い	ほとんど食べない	無回答	
就学児童	全体【N=1,245】	96.1	2.6	0.6	0.4	0.4
	6歳【N=248】	97.6	0.8	0.4	0.4	0.8
	7歳【N=214】	97.2	2.3	0.0	0.0	0.5
	8歳【N=210】	96.2	2.9	0.5	0.5	0.0
	9歳【N=184】	93.5	4.3	1.1	0.5	0.5
	10歳【N=173】	96.0	2.9	0.6	0.6	0.0
	11歳【N=186】	95.2	3.2	1.1	0.0	0.5

2 家族と一緒に食事

1日1回は家族と一緒に食事をするかについて、就学前児童・就学児童ともに「する」が最も多くなっています。

		家族と一緒に食事			
		する	しない	離乳食前	無回答
就学前児童	全体【N=1,241】	94.4	1.9	2.4	1.3
	0歳【N=208】	79.8	4.3	14.4	1.4
	1歳【N=194】	96.4	3.6	0.0	0.0
	2歳【N=184】	99.5	0.5	0.0	0.0
	3歳【N=203】	99.0	0.5	0.0	0.5
	4歳【N=200】	96.0	1.5	0.0	2.5
	5歳【N=227】	96.9	0.4	0.0	2.6

		家族と一緒に食事		
		する	しない	無回答
就学児童	全体【N=1,245】	98.4	1.2	0.4
	6歳【N=248】	98.0	1.2	0.8
	7歳【N=214】	98.1	1.4	0.5
	8歳【N=210】	100.0	0.0	0.0
	9歳【N=184】	98.9	0.5	0.5
	10歳【N=173】	98.8	1.2	0.0
	11歳【N=186】	97.3	2.2	0.5

3 テレビ・ビデオの平均視聴時間

平日のテレビ・ビデオ（ゲームを含む）の1日当たり平均視聴時間について、就学前児童・就学児童ともに全体では「2時間以内」が最も多くなっていますが、就学児童の11歳では「2時間以上」が最も多く31.2%となっています。

		テレビ・ビデオの平均視聴時間						
		30分以内	1時間以内	1時間30分以内	2時間以内	2時間以上	その他	無回答
就学前児童	全体【N=1,241】	10.0	21.3	14.4	26.3	23.8	3.1	1.2
	0歳【N=208】	25.0	20.2	8.7	16.8	16.8	11.5	1.0
	1歳【N=194】	7.2	16.0	17.0	27.8	30.4	1.5	0.0
	2歳【N=184】	4.3	20.1	12.5	28.8	33.7	0.5	0.0
	3歳【N=203】	10.3	24.6	14.8	24.6	23.2	2.0	0.5
	4歳【N=200】	7.5	21.0	17.0	31.5	18.5	2.0	2.5
	5歳【N=227】	4.4	24.2	16.3	29.5	22.5	0.4	2.6

		テレビ・ビデオの平均視聴時間						
		30分以内	1時間以内	1時間30分以内	2時間以内	2時間以上	その他	無回答
就学児童	全体【N=1,245】	9.7	21.8	16.7	28.1	23.0	0.7	
	6歳【N=248】	10.1	21.0	17.7	31.0	19.0	1.2	
	7歳【N=214】	8.9	25.2	17.8	28.0	19.6	0.5	
	8歳【N=210】	8.6	22.4	18.1	29.0	21.9	0.0	
	9歳【N=184】	7.6	20.7	17.9	27.2	25.5	1.1	
	10歳【N=173】	12.7	24.3	14.5	24.9	23.7	0.0	
	11歳【N=186】	10.2	19.9	15.1	22.6	31.2	1.1	

4 就寝時刻

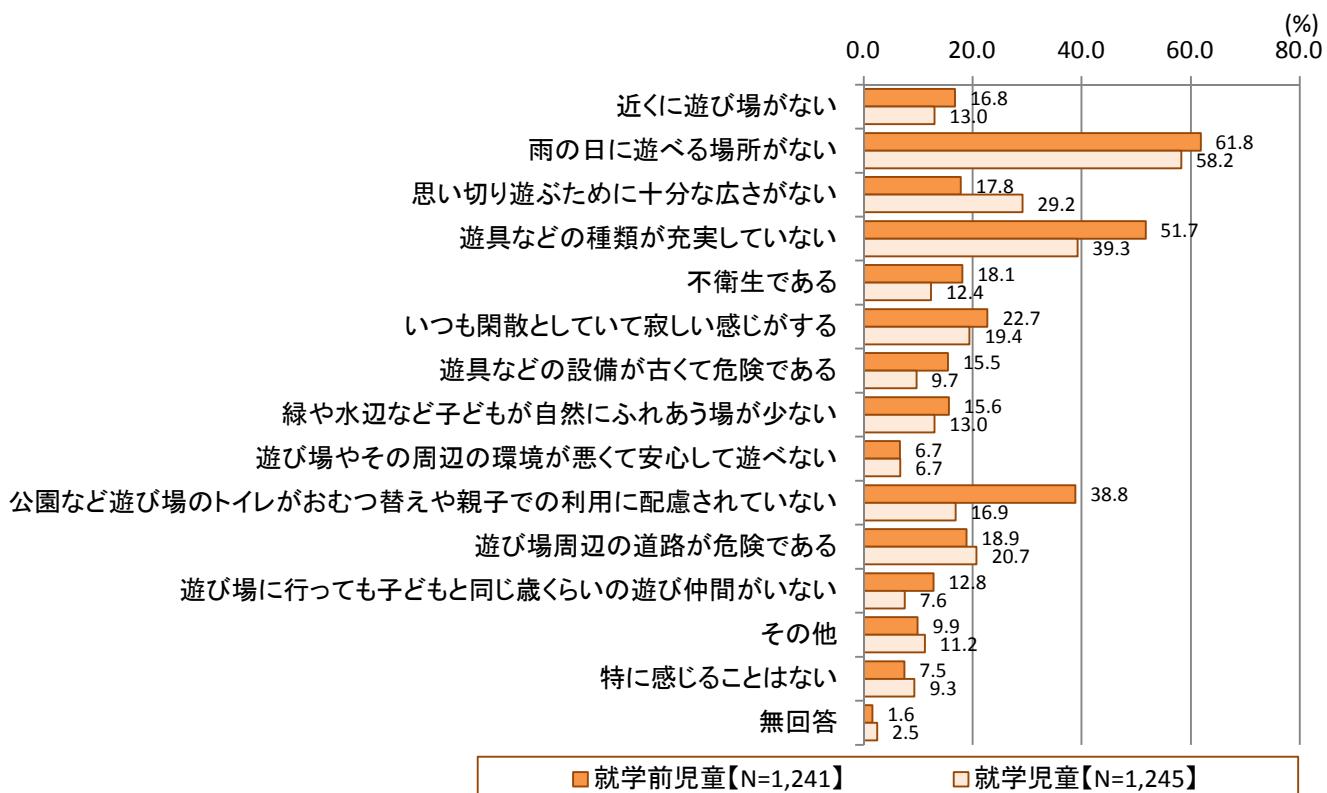
平均的な就寝時刻について、就学前児童・就学児童ともに全体では「21時～21時半」が最も多くなっていますが、就学児童の10歳では「21時半～22時」が最も多く39.3%、11歳では「22時～23時」が最も多く37.6%と、年齢があがるにつれて、就寝時刻が遅くなっています。

		就寝時刻							
		2時半より前	2時半	2時	2時半	2時	2時半	その他	無回答
就学前児童	全体【N=1,241】	12.7	26.0	31.7	16.9	10.1	1.0	0.3	1.3
	0歳【N=208】	17.3	26.4	25.0	15.9	13.0	1.0	1.0	0.5
	1歳【N=194】	13.4	23.2	28.4	21.6	12.4	0.5	0.5	0.0
	2歳【N=184】	7.6	21.7	29.3	22.8	15.2	2.7	0.0	0.5
	3歳【N=203】	14.8	28.1	34.0	12.3	9.4	0.5	0.0	1.0
	4歳【N=200】	12.5	27.5	35.5	13.5	8.0	0.5	0.0	2.5
	5歳【N=227】	10.6	27.8	37.4	15.9	4.8	0.4	0.4	2.6

		就寝時刻							
		2時半より前	2時半	2時	2時半	2時	2時半	その他	無回答
就学児童	全体【N=1,245】	2.0	12.9	33.8	29.0	18.4	3.4	0.6	
	6歳【N=248】	5.2	22.6	42.3	22.2	6.9	0.0	0.8	
	7歳【N=214】	1.4	18.7	43.0	23.8	12.1	0.5	0.5	
	8歳【N=210】	2.4	12.4	40.5	31.4	11.9	1.4	0.0	
	9歳【N=184】	1.1	10.9	37.0	30.4	17.9	1.6	1.1	
	10歳【N=173】	0.6	6.4	16.8	39.3	30.6	6.4	0.0	
	11歳【N=186】	0.0	2.2	16.7	30.6	37.6	12.4	0.5	

第8項 子どもの遊び場

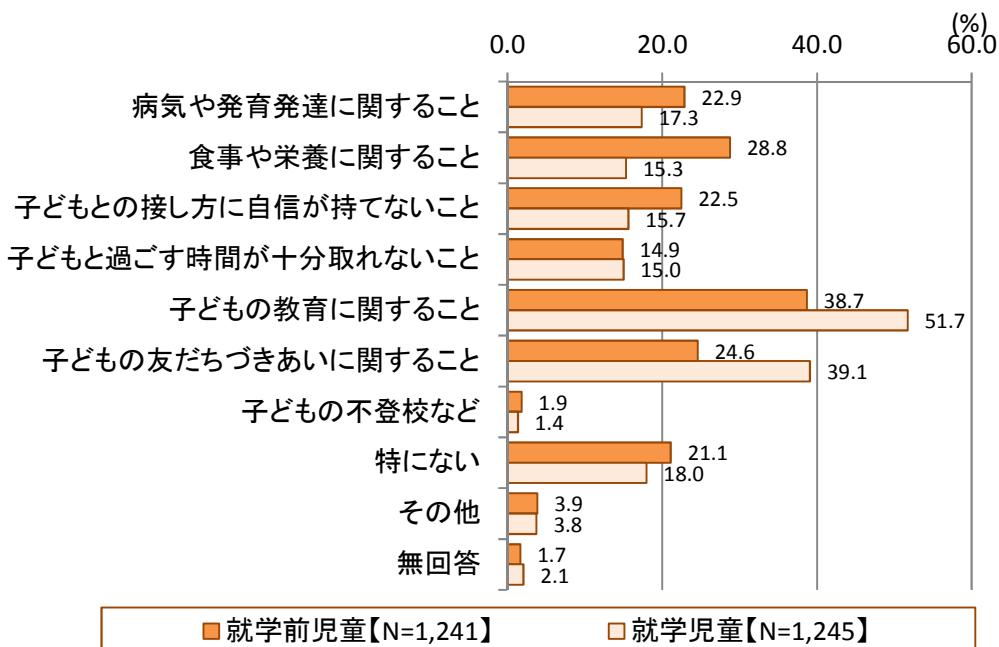
子どもの遊び場について日ごろ感じることは、就学前児童・就学児童ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、その次に「遊具などの種類が充実していない」が続いています。



第9項 子育ての悩み

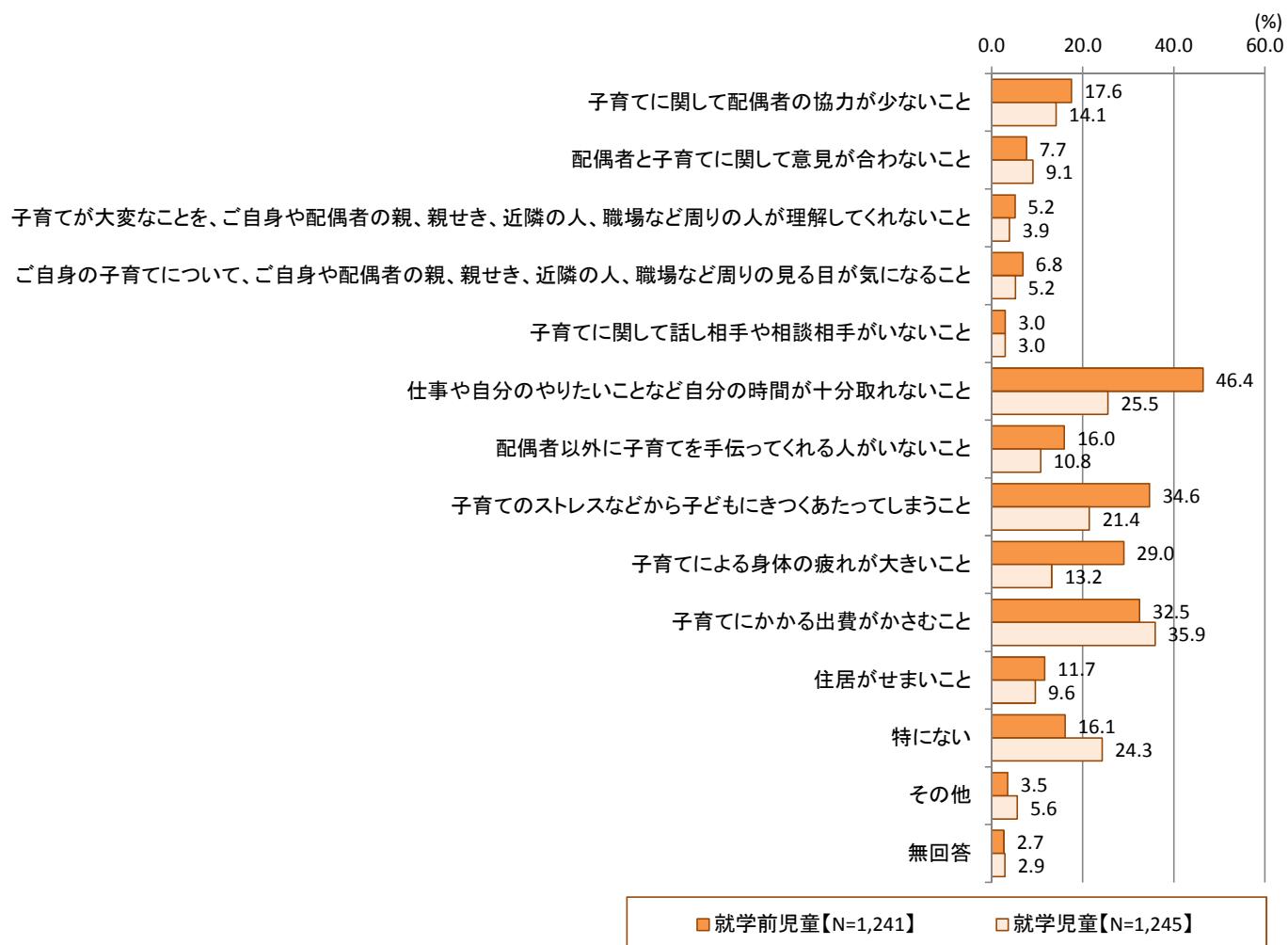
1 子どもに関するこ

子育てに関して日常悩んでいることについて、子どもに関するこでは、就学前児童・就学児童ともに「子どもの教育に関するこ」が最も多くなっています。



2 保護者に関すること

子育てに関して日常悩んでいることについて、保護者に関することでは、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が最も多く46.4%、就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多く35.9%となっています。



第3章 計画の基本理念と施策の基本方向

第1節 基本理念

子どもが、自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人として明るく健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

子どもは、人と人との関わりの中で切磋琢磨することで、主体的に判断し行動する「生きる力」と、自分を認めながら他人も認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を身につけます。

学校教育の果たす役割の重要性はもちろんですが、子どもが生まれて初めて関わる社会である家庭における教育や、地域の人々とのふれあいが、子どもの成長に重要な役割を果たしています。家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、社会規範を守り、協働することが必要です。

また、結婚や出産は個人の価値観や自己決定権の問題ですが、社会的・経済的に支援が必要な家庭に対する積極的な支援体制の整備など、子育てに夢と希望を感じる地域社会づくりは重要な課題です。

子どもをめぐる社会状況の変化に伴い、明らかになった課題を解決するには、市民と市が、子どもは社会全体で育てるという共通認識の下、協働して互いの役割を果たし合うことが必要です。その際には、乳幼児期から青年期に至る子どもの生活の全ての領域にわたって、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から取り組むことが求められています。

本市に生まれ育つ全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、本計画は、箕面市子ども条例の理念及び「箕面市新子どもプラン（箕面市次世代育成支援対策行動計画）」の基本理念を受け継ぎます。

子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして

第2節 基本目標

本計画の策定にあたっては、基本理念を実現するために、以下の4つの目標を掲げて、総合的に施策を推進していきます。

- 1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり**
- 2. 子どもが輝くまちづくり**
- 3. 大人と子どもの協働によるまちづくり**
- 4. 安心して子育てができるまちづくり**

1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり

子どもが、国籍、出生、性別、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性とその能力がいかされ、個人が大切にされることで、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざします。

2. 子どもが輝くまちづくり

子どもは、人ととのふれあいを通し切磋琢磨しながら、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性が養われ、主体的に判断し、行動し、自らを律しつつその義務を果たし、たくましく生きることができるよう育っていきます。

子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重し、子どもが輝くまちづくりをめざします。

3. 大人と子どもの協働によるまちづくり

大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、子どもの意見表明の機会を確保し、互いに教えあい学びあい、ともに育つまちづくりをめざします。

4. 安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに健やかに育つために、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅その他の幅広い分野において、保育所・幼稚園・認定こども園※・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携しながら、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

第3節 施策体系図

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 地域コミュニティの形成
- 7 子どもの人権に関する啓発

2 保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 サービス提供区域
- 2 就学前保育・教育サービスの提供量
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供量
- 4 就学前保育・教育の質の向上

3 子育て世代に対する労働環境の整備

- 1 男女協働参画への取り組み
- 2 労働環境の整備
- 3 子どもの貧困対策の推進

4 子どもの遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり
- 3 放課後子ども総合プランの推進

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 子どもの社会参加の促進
- 4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 5 子どもの読書活動の推進

6 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 次代の親の育成

7 健全育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進

第4章 施策の展開

第1節 施策の基本方向と主な取り組み

全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、子どもの幸福を追求する権利を保障し、子ども文化と地域での子育てを支援できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園※・小中学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努めていきます。また、箕面市のまち全体で、子どもがのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちをめざします。

第1項 家庭・地域における子育て環境の充実

保護者が悩むことの多い家庭教育では、社会からの支援が必要です。近年、家庭と地域の結びつきが弱まっている中で、孤立感を感じる子育て家庭が増えていることから、子育てを身近な地域で支援していくことが重要となっています。しかし、日頃から関係性のある支援先でなければ、子育て家庭は、なかなか悩みを打ち明けたり、支援を受けたりすることに至りません。また、就労や社会参加等をしていない家庭で子育てをしている世帯は、仲間づくりや情報提供、相談支援を特に必要としています。“待つ支援”ではなく、日頃から広く様々な子育て資源を開放していくとともに、“出向く”支援に力を入れていきます。そのほか、生活基盤や健康づくりに対する支援も行います。

都市化や核家族化が進行する中で、子育て家庭が不安や悩みを抱え込むことがないよう、保育所・幼稚園・認定こども園※・小中学校、家庭、地域の協働による、地域社会で子どもを育てるコミュニティづくりを進めています。

発達上支援を必要とする子どもに対しては、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を子どもの成長段階で途切れることなく実施していきます。

1 家庭・地域における子育て支援

家庭教育に対する支援である「親支援プログラム」や「子育てに関わる講座の開催」等は、親としての意識啓発だけでなく保護者のつながりづくりの場としての機能も果たしていることから、参加を促進するための周知方法を工夫し、関係機関との連携による開催を進めます。

子育て家庭と地域社会をつなぐため、「こんにちは赤ちゃん訪問」等、早期に子育て家庭と関わる事業の充実に取り組みます。また、子育てに関する悩みやストレスを解消するため、家庭に対する情報提供と相談支援として「みのお子育て応援ガイドブックの発行」や「子育てに関する相談窓口の充実」等を進め、相談支援体制の充実に努めます。その他、

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

身近な場所で育児不安を解消するため、地域子育て支援センターでは、“待つ支援”から“出向く”支援に力を入れ、「子育て支援の場の整備」「子育てサロンの開催を支援」「子育てサークル活動の場の提供・活動支援」等による地域における子育て支援を行います。中でも、子育ての仲間づくりは、親の精神的な安定を図る効果とともに、家庭を子育てに関する情報やサービスにつなげる役割も期待できることから、積極的に実施していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
親支援プログラム	子ども未来創造局	親同士で子育ての悩みや関心のあることを話し合い、自分に合った子育ての仕方と一緒に学び合うなどの参加型プログラムを実施します。	関係部局と連携しながら、事業を実施します。
子育てに関する講座の開催	子ども未来創造局 人権文化部	市役所・人権文化センター・生涯学習センター・図書館等において、子育てに関する講座を開催します。	関係部局・市民団体と連携しながら、事業を継続して実施します。
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	健康福祉部	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供や専門職による支援を行うことで、育児不安を解消するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげていきます。	関係部局と連携しながら事業を継続して実施します。
「みのお子育て応援ガイドブック」の発行	子ども未来創造局	妊娠期から小学校入学までの子育てに関する各種サービス・制度などをまとめた「みのお子育て応援ガイドブック」を発行します。	関係部局と連携しながら内容の充実に努めます。
子育てに関する相談窓口の充実	子ども未来創造局 健康福祉部	子育て支援センターや教育センター相談室、ライフプラザ（総合保健福祉センター）で子育てに関する各種の相談対応を行います。	職員のスキルアップや関係機関との連携を図る等、体制の充実に努めます。
子育て支援の場の整備	子ども未来創造局	市役所やライフプラザのキッズコーナー、中央図書館の「にぎやかエリア」、小野原多世代地域交流センターのプレイルームなど、公共施設等に子育て支援の場を整備します。	公共施設等の整備や改修に合わせて、可能な限り子育て支援の場を確保します。

子育てサロンの開催を支援	健康福祉部 子ども未来創造局	民生委員・児童委員、主任児童委員や地区福祉会が小学校区ごとに行催する「子育てサロン」を、保健師・保育士の連携参加によって支援し、子育て中の親子が気軽に集え、仲間づくりや情報交換ができる環境を整備します。	関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。
子育てサークル活動の場の提供・活動支援	子ども未来創造局 健康福祉部	子育て情報サイト「おひさまネット（おひさまメール）」を通じて、子育てサークルの活動内容などを紹介し、子育てサークルに関する情報紙「子育てMAPみのお」を配布します。また、子育てサークルからの依頼に応じて保健師等を活動の場に派遣し、子どもの健康相談や遊びの提供などの活動支援を行います。	継続して実施します。
地域に飛び出す子育て支援センター	子ども未来創造局	就学前の児童を養育する家庭(特に在宅の家庭)が地域で孤立しないよう、子育て支援センターを訪れる親子と接するだけでなく、保育士を各地域に出張させ、遊びや交流の場の提供、親同士のつながりづくりをはじめ、子育てに関する講座の開催や育児相談などの、各種の子育てに関する情報提供などを行います。	子育て支援センターから飛び出し、市内各地域に子育て支援の場を広げます。
保育所・幼稚園・認定こども園※を活用した子育て支援	子ども未来創造局	保育所・幼稚園・認定こども園※で、育児・教育相談や子育ての情報提供を行います。	園児保護者以外の方へのPRを積極的に行います。

2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

子育ての安心感を確保する上で経済的負担の軽減は重要であるため、平成25年(2013年)に中学校卒業まで拡大した「子どもの医療費の公費助成」や「就学援助」を継続して実施します。また、子育てしやすい住居やまちの環境面の充実を図るため、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」の設置促進を図るなど「子育てバリアフリー施設へ

の転換」を進めています。

子どもの安全確保は重要な課題であることから、「防犯活動の推進」「地域や関係機関との連携による安全の確保」により意識啓発や危険箇所の改善を実施します。今後は、地域による自主的な防犯活動の推進を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
子どもの医療費の公費助成	市民部	中学校卒業まで(15歳になる年度の末日まで)の子どもの通院及び入院医療費(入院時の食事代を含む)を所得制限なく助成します。	継続して実施します。
就学援助	子ども未来創造局	経済的な理由より市立小・中学校への就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費などを援助します。	継続して実施します。
子育てバリアフリー施設への転換	みどりまちづくり部	公共建築物及び一定規模以上の民間建築物におけるバリアフリー化を推進します。	民間事業者と連携しながらバリアフリー化を推進します。
「赤ちゃんの駅」の設置	子ども未来創造局	授乳とおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」を市内の公共施設等約80か所に設置しています。	民間事業者と連携しながら、設置数を増やします。
防犯活動の推進	総務部 子ども未来創造局	青色防犯パトロールを実施、市民安全メールの配信や全小中学校で防犯教室を開催します。	地域による自主的な防犯活動の推進を図ります。
地域や関係機関との連携による安全の確保	総務部 子ども未来創造局	市民の防犯意識の啓発や安全なまちづくりのための活動を推進します。また、地域の危険箇所等の点検活動や、不審者情報の収集及び関係機関への情報提供を行います。	関係機関との連携による注意喚起、未改善箇所の早期改善に努めます。

3 子どもの健康づくり

「妊婦への健康教室・健康相談等」「乳幼児健診・健康相談」「保育所・幼稚園での口腔衛生」「豊能広域こども急病センターの運営」等による、母子の健康づくりや口腔内の健康づくり、小児救急医療体制の充実は、子育て支援の基盤として重要であるため、より一層推進していきます。

妊娠期から子どもの発達段階に応じた食育の取り組みを充実するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園※、関係機関と連携しながら、食育に関する情報提供や啓発等、食育施策の推進を図るとともに、学校では「小中学校9年間を通した食育」の充実を図ります。また、平成25年(2013年)9月から実施している中学校給食は、箕面産野菜や箕面市及び能勢町のお米を使用した自校調理方式による週5回の完全米飯給食で、お米を食べる日本型食習慣が定着し、肥満などの生活習慣病の予防につながります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
妊婦への健康教室・健康相談等	健康福祉部	パパママ教室「はじめてパパママになる日のために」を実施します。	継続して実施します。
乳幼児健診・健康相談	健康福祉部	地区の子育てサロン・育児サークル・幼稚園等への保健師・歯科衛生士等の出務、相談支援を実施します。	専門的なスタッフによる相談支援を継続して実施します。
保育所・幼稚園での口腔衛生	子ども未来創造局 健康福祉部	歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。	継続して実施します。
豊能広域こども急病センターの運営	健康福祉部 市立病院	15歳未満の小児急病患者を対象に、土・日曜日、祝日等の休日や夜間の応急的な診療を実施します。また、箕面市立病院においては、月・木～土曜日で、豊能広域こども急病センターの後送病院を担当します。	継続して実施します。
小中学校9年間を通した食育	子ども未来創造局	箕面市内の各学校において、教職員と栄養教諭等との連携によるチームティーチング等で、食育を推進します。	箕面市食育プログラムを作成し、全校で実施します。

4 発達上支援を必要とする子どもの支援

発達上支援を必要とする子どもの支援に関しては、第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）及び第4期箕面市障害福祉計画との整合を図りながら推進していきます。

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

障害がある等、発達上様々な支援を必要とする子どもの療育・支援保育、支援教育の充実を図るため、個別ニーズへの対応や人員体制の強化を図ります。また、保育内容の連続性を担保するために、保育所・幼稚園・認定こども園※・療育施設の連携を強化します。就学前には、学校等と引き継ぎを行い、安心して学校生活をスタートできるよう努めます。就学後は、学校等において適切な教育を受けられるよう、職員体制の強化や共生保育・教育を推進し、「障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援」を図ります。また、医療的ケアを必要とする子どもを支援するため、医療・福祉・就学時の教育機関等との連携を進めます。

発達上支援を必要とする子どもをもつ家庭への支援にあたっては、相談の充実のため、相談機関の周知、関係機関との連携強化に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
療育の充実	子ども未来創造局	児童発達支援事業所あいあい園において、就学前児童の療育を行います。児童通所支援の利用決定及び通所給付費の支給を行います。（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）	継続して実施します。
発達障害児への個別療育	子ども未来創造局	発達障害児に対し、こども発達支援センター青空での個別療育の場を提供します。	継続して実施します。
発達支援事業 「親子教室」	子ども未来創造局	発達上支援を要する児童と保護者に対して、遊びの場を提供し、児童の経過観察及び保護者への子育て相談や助言を行います。	継続して実施します。
支援保育・支援教育の充実	子ども未来創造局	発達を支援する必要がある子どもについて、保育所や幼稚園等での集団の場で保育し発達を促します。	関係機関との連携等を通じて、支援保育・支援教育の充実を図ります。
臨床心理士の巡回	子ども未来創造局	臨床心理士が私立幼稚園を巡回し、個別のケース会議を実施しながら、各園の支援教育を支援しています。	関係機関との連携等を通じて、私立幼稚園での支援教育を推進します。

障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援	人権文化部 子ども未来創造局	小学生～高校生年代の障害のある子どもたちの居場所づくり・活動を進める保護者グループへの場所・情報提供など協働して活動の支援を行います。	関係機関との連携を強化します。
--------------------------------	-------------------	---	-----------------

5 情報、相談体制の整備

「子育てや子どもに関する情報の収集・提供」「子育て支援センターからの情報発信」等において、市民の自主的な活動も含めて情報発信できるよう、関係機関や市民と連携した情報収集に努めます。「相談体制の充実」に向けては、個別の課題に応じて、より確実に必要な支援に結びつけることができるよう、人員体制の強化、関係機関・地域とのネットワークの定着、学校の組織的対応力の向上を図ります。

虐待対応では、予防・早期発見・在宅支援・緊急対応までステージに応じた支援を定着させるため、「子どもを守るための地域ネットワーク機能の強化」「早期発見・早期対応への取り組みの強化」を進め、地域の力の活用や予防・早期発見・早期対応に関する啓発をより一層推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
子育てや子どもに関する情報の収集・提供	子ども未来創造局	子どもや子育てに関する情報を提供するため、窓口等に各施設・事業等のちらしを配置します。	関係機関や市民と連携しながら情報収集に努めます。
子育て支援センターからの情報発信	子ども未来創造局	「みのお子育て応援ガイドブック」の発行、「子育てMAPみのお」の配布、子育て情報サイト「おひさまネット（おひさまメール）」を通じた情報提供・発信を行います。	継続して実施します。
相談体制の充実	人権文化部 子ども未来創造局 市民部	電話、面接、訪問等による相談体制について、方法や時間を工夫することで体制の充実を図ります。	関係機関との連携強化や職員のスキルアップ等を通じて、継続して体制の充実を図ります。

子どもを守るための地域ネットワーク機能の強化	子ども未来創造局	関係機関、地域からの通告や相談を受理し、地域の関係機関と連携しながら対応し、子ども家庭センター等関係機関とともに、家庭の見守りを実施します。	継続して連携を強化していきます。
早期発見・早期対応への取り組みの強化	子ども未来創造局	家庭・学校・地域に対し、虐待の予防・早期発見の重要性の啓発や通告制度の周知を行うほか、支援の必要な家庭や学校に対し訪問活動を行います。	啓発・周知を徹底し、虐待予防に努めます。

6 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの形成を進めるため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「子育てサロンの開催を支援」等をより一層推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	人権文化部	コミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業を支援します。	継続して実施します。
子育てサロンの開催を支援（再掲）	健康福祉部 子ども未来創造局	民生委員・児童委員、主任児童委員や地区福祉会が小学校区ごとに開催する「子育てサロン」を、保健師・保育士の連携参加によって支援し、子育て中の親子が気軽に集え、仲間づくりや情報交換ができる環境を整備します。	関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。

7 子どもの人権に関する啓発

子どもの人権に関する理解をより深めるため、「人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施」「啓発冊子の作成」等を行い、人権文化センターの充実を図る中で、学校や関係機関との連携強化、集客の拡大、事業運営に対する市民ニーズの反映を図っていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施	子ども未来創造局 人権文化部	子どもの人権について考え方ぶ機会として、講演会、フォーラム、パネル展示等を実施します。	継続して実施します。
啓発冊子の作成	子ども未来創造局 人権文化部	人権教育情報誌「はじけるこころ」を年2回発行します。	小中学校の全保護者へ平成26年度(2014年度)から配布しています。広報・啓発活動のさらなる充実に努めます。

第2項 保育・教育サービスの量的・質的充実

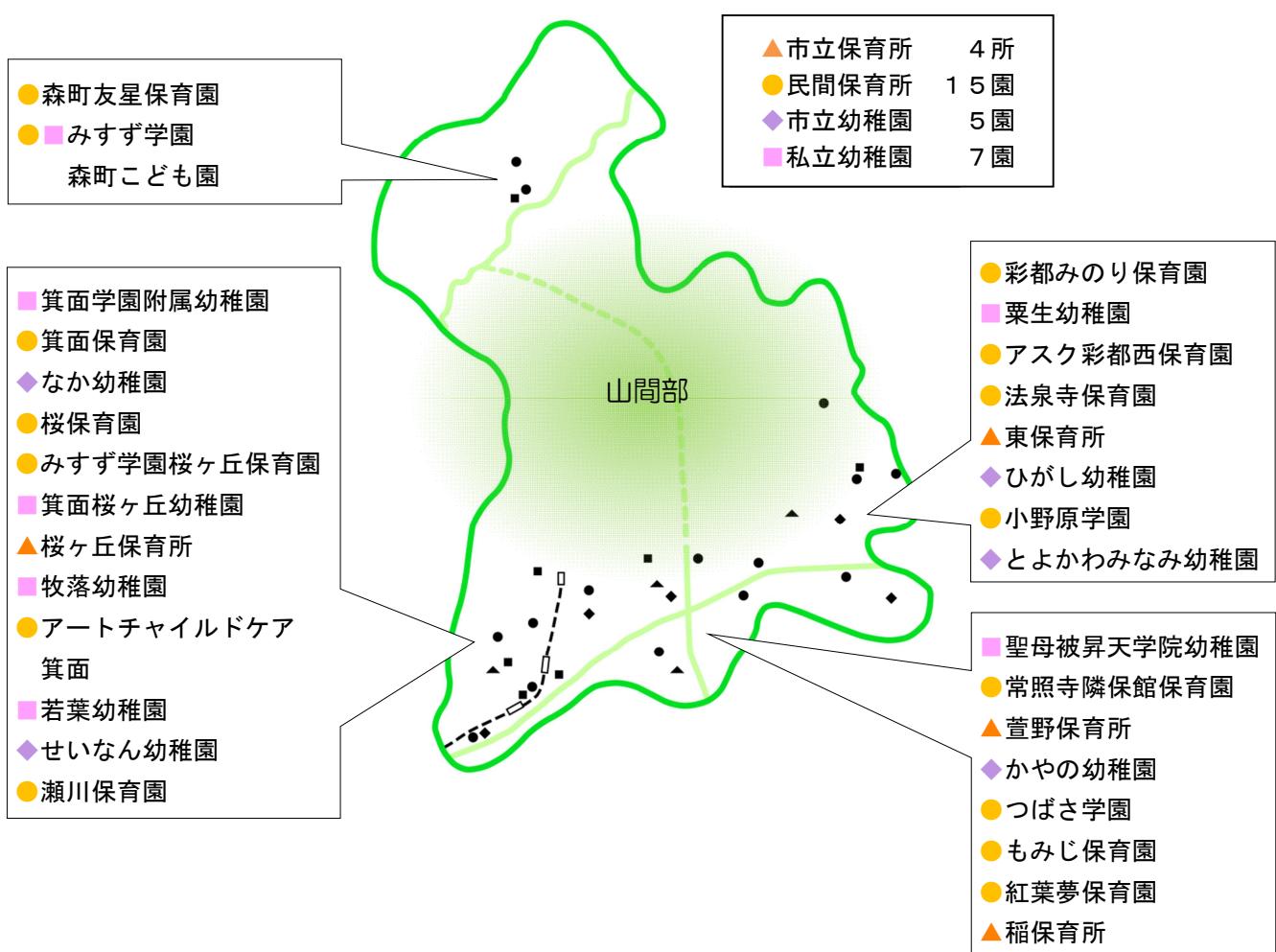
子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)の5年間を計画期間とする、保育所や幼稚園などの就学前教育・教育サービス及び学童保育や地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスの提供量を定める計画です。

1 サービス提供区域

国の指針では、中学校区等を参考に、就学前教育・教育サービス、子育て支援サービスの提供区域を設定することになっています。本市では、保育所や幼稚園に通所・通園区域がなく、施設整備に場所の制限を設けることは効率が悪いため、地域バランスは配慮しながらも、市域を細かく分けず、一つの区域とすることでより効果的なサービス提供をめざします。

平成27年(2015年)3月現在



2 就学前保育・教育サービスの提供量

今後5年間の就学前保育・教育サービスの提供量を定めるにあたって、国の指針では、まず各年度当初の必要量を見込み、その見込量が既存のサービス量を上回る場合に、保育所や幼稚園などの整備を計画することとなっています。

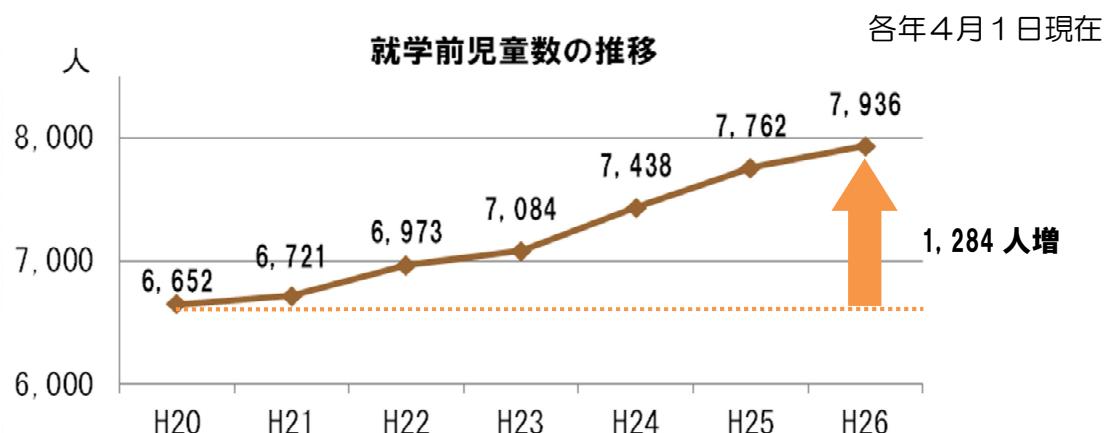
しかし、保育サービスが必要となる時期は年度当初に限るものではなく、育休明けなど年度途中のニーズも高いことから、本市では、年度当初のサービス見込量に年度中の増加分も加えて必要量を算出することとします。さらに、国では待機児童とカウントされないケースでも、受け入れ可能な保育所が遠隔地にしかなく待機する子どもなどもいることから、本市では、保育所等に入所を申し込みでいても実際には入所できていない全ての子どもを実待機児童として必要量を算出することとします。

今後、推計に基づき、保育施設を早期に整備することで、「**実待機児童ゼロ**」及び「**1年を通じていつでも入所可能な保育環境**」の実現をめざします。

(1) 本市のこれまでの状況

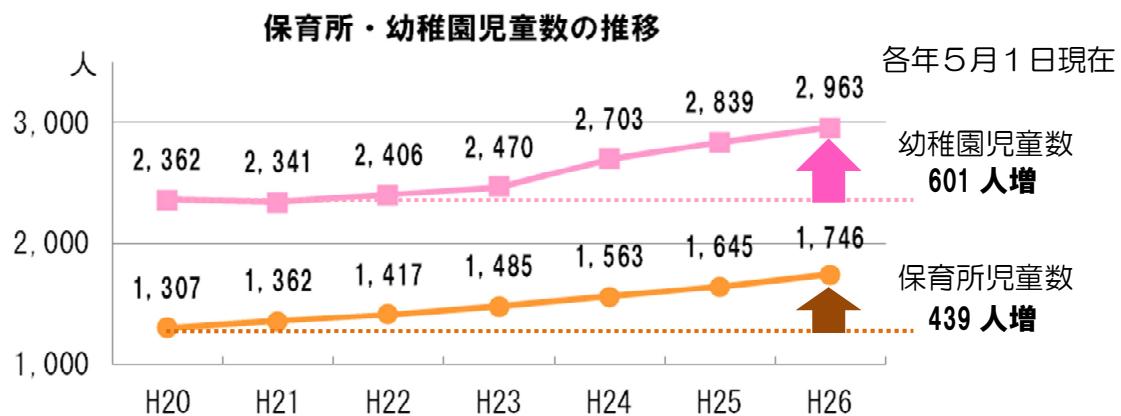
ア 就学前児童数の推移

就学前児童数は、年々増えており、平成20年度(2008年度)から平成26年度(2014年度)までで1,284人(19.3%)増えています。



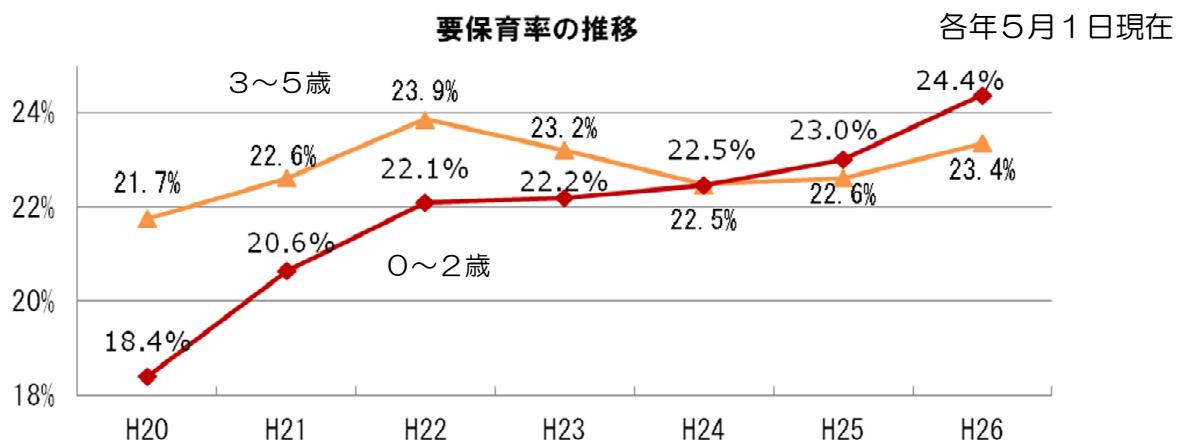
イ 保育所・幼稚園児童数の推移

保育所児童数及び幼稚園児童数も年々増えており、平成20年度(2008年度)から平成26年度(2014年度)まで保育所児童が439人(33.6%)、幼稚園児童が601人(24.4%)増えています。就学前児童数の伸びより増加幅が大きく、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービスへの需要が高まっています。



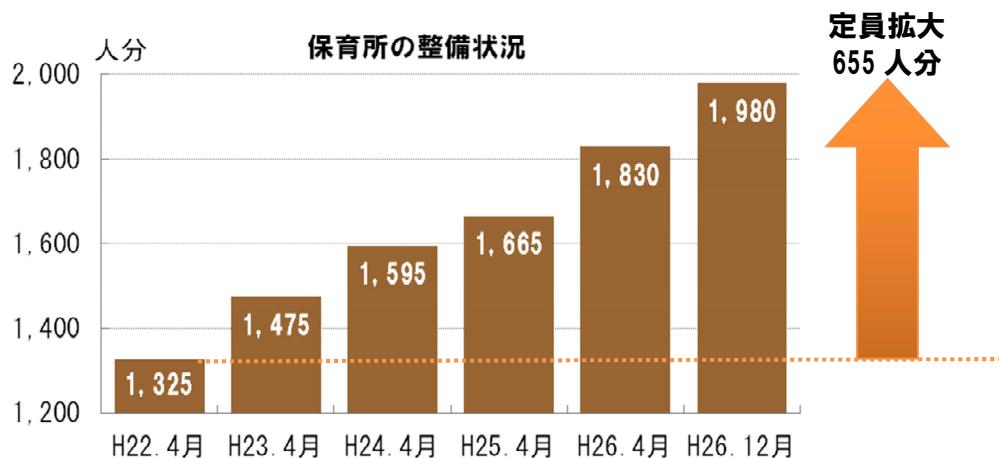
ウ 要保育率*の推移

要保育率*を0～2歳児、3～5歳児に分けて比較すると、以前は低かった0～2歳児の要保育率*は、平成25年度(2013年)以降3～5歳児の要保育率*を逆転しました。



エ これまでの保育所整備状況

本市では、「箕面市待機児童ゼロプラン」及び「箕面市待機児童ゼロプランVer.2」に基づき、平成23年(2011年)4月開設分から平成26年(2014年)12月開設分まで保育所の施設定員を合計655人分拡大しました(公立・民間合わせて19園1,980人分となりました)。



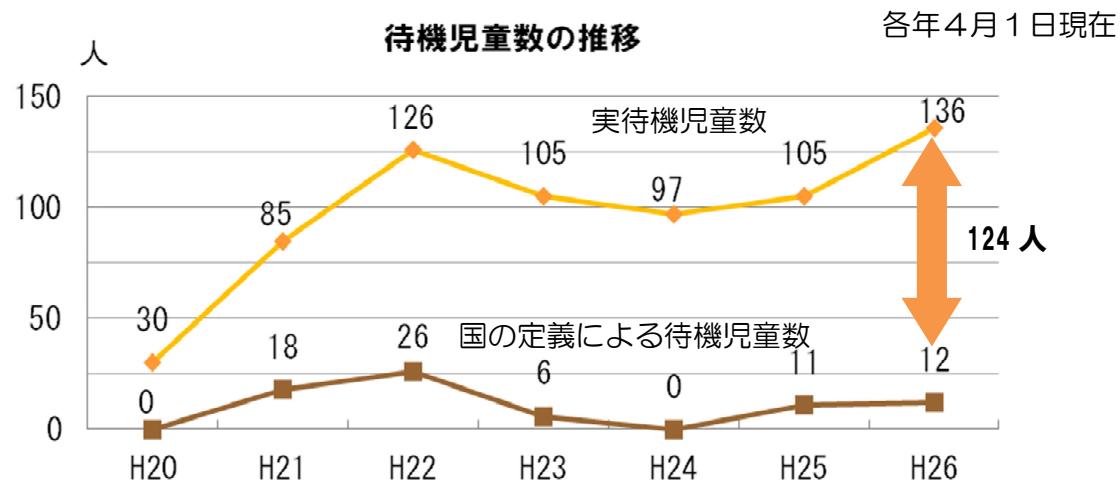
*要保育率：就学前教育児童数のうち、保育所の入所を申し込んだ子どもの割合

オ 保育所待機児童数の推移

本市では、保育ニーズが増加し続けており、平成23年度(2011年度)には、保育所の整備に加えて、新たに、長期休業中も保育所並みの長時間保育を行う「子育て応援幼稚園※」制度を開始しました。保育所の受け入れ児童数が増えただけでなく、保育所以外の選択肢も増えたことにより、保育を必要としていても幼稚園へ行く子どもが増え、平成24年度(2012年度)には、国の定義による保育所待機児童数がゼロとなりました。

しかしながら、特定の保育所のみを希望している子ども、認可外保育施設に入所中の子どもなどは、国が定義する待機児童に含まれておらず、実際には、毎年100人前後の子どもが、保育所入所を申し込んだにもかかわらず、保育所に入所できていない実態があります。

そのため、本市では、国の定義に拘らず、実際に保育所入所を申し込んでも入所できない子どもを「実待機児童」とし、その解消をめざしています。



(2) 今後5年間における就学前保育・教育サービス必要量の見込み

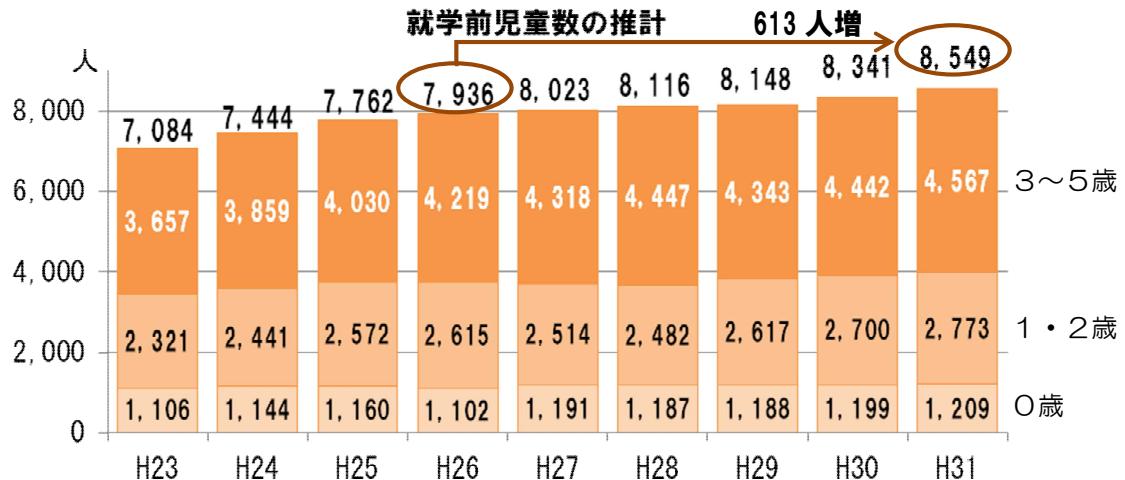
国の指針では、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)の各年度当初に見込まれる就学前児童数に対し、アンケート調査結果から算出する利用意向率を乗じて、就学前保育・教育サービスの必要量を求めることとなっています。

※子育て応援幼稚園：本市では、夏休みなどの長期休業中も午前8時から午後6時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者には、独自の補助金制度を設けています。

ア 就学前児童数の推計

本市では、彩都地域や箕面森町地域といった新市街地での住宅供給により人口増が続いている上、平成32年度(2020年度)には北大阪急行の延伸が予定されていることから、今後も増加傾向が続く見通しです。就学前児童数も同様に増え続けており、今後5年間では613人増える見込みです。

各年4月1日現在



イ アンケート調査結果による利用意向率

国の指針では、就学前保育・教育サービス提供量を定めるに当たって、就学前保育・教育サービスの利用を希望する子どもを5つの区分に分けることとなっています。

アンケート調査結果から、就学前保育・教育サービスを利用したい保護者の割合（利用意向率）を区分ごとに導き出した結果は、以下のとおりとなります。

区分	利用意向率
①保育を必要とする0歳児	15.5%
②保育を必要とする1・2歳児	27.9%
③保育のみを必要とする3～5歳児	24.0%
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳児	7.2%
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳児	58.3%

{ 21ページに記載している第2章第2節「アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ」第4項「平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況」（利用状況・利用希望）を①～⑤の区分に合わせ、「認可保育所」→年齢ごとに①②③、「幼稚園」→⑤、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」→就労状況に応じ④⑤と、回答ごとに計算しました。 }

ウ 利用意向率の推計

国の指針では、今後5年間の就学前教育・教育サービス必要量を求めるに当たって、アンケート調査結果を用いるとされていますが、調査は平成25年(2013年)12月に実施しており、直近である平成27年度(2015年度)の利用申込の状況などから導き出される利用意向率との乖離が見られました。

区分	アンケート 調査結果	H27 申込状況	差
①保育を必要とする0歳	15.5%	14.0%	△ 1.5%
②保育を必要とする1・2歳	27.9%	32.6%	4.7%
③保育のみを必要とする3~5歳	24.0%	24.0%	0.0%
④保育及び幼児教育を希望する3~5歳	7.2%	6.6%	△ 0.6%
⑤幼児教育のみを希望する3~5歳	58.3%	63.5%	5.2%

利用意向率は、41ページにあるとおり要保育率が一貫して上昇傾向にあるため、平成31年度(2019年度)に向けてさらに上昇すると見込み、以下のとおり補正します。

◆平成27年度(2015年度)の利用意向率がアンケート調査結果を上回る場合

(②・③・⑤)

これまでの伸び率に応じて、平成27年度(2015年度)から毎年0.2~0.5ポイントずつ増加するものと補正します。

◆平成27年度(2015年度)の利用意向率がアンケート調査結果を下回る場合

(①・④)

平成31年度(2019年度)にアンケート調査結果と同じになるように、平成27年度(2015年度)とアンケート調査との差を4等分して毎年上乗せするよう補正します。

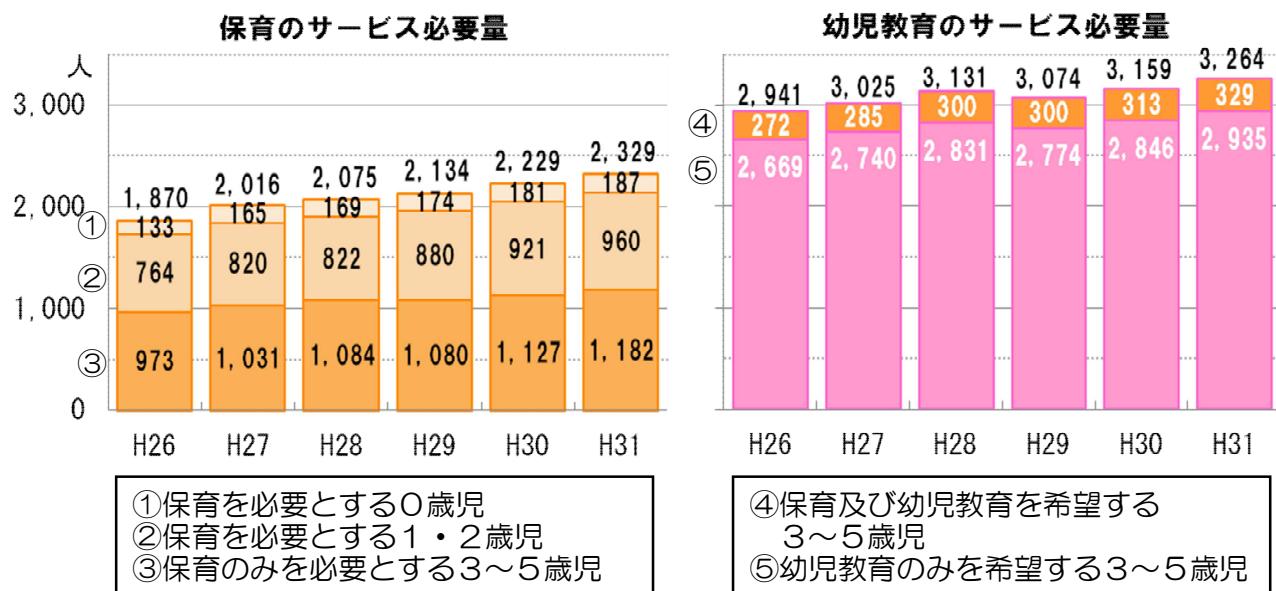
今後5年間における利用意向率（補正後）

区分	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31
①保育を必要とする0歳	14.0%	14.3%	14.7%	15.1%	15.5%
②保育を必要とする1・2歳	32.6%	33.1%	33.6%	34.1%	34.6%
③保育のみを必要とする3~5歳	24.0%	24.4%	24.9%	25.4%	25.9%
④保育及び幼児教育を希望する3~5歳	6.6%	6.7%	6.9%	7.1%	7.2%
⑤幼児教育のみを希望する3~5歳	63.5%	63.7%	63.9%	64.1%	64.3%

エ 今後5年間のサービス必要量の推計

アで推計した就学前児童数にウで推計した利用意向率を乗じて、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの就学前保育・教育サービス必要量を求めたところ、以下のとおりとなりました。

各年4月1日現在



オ 年度途中の保育所待機児童の発生状況

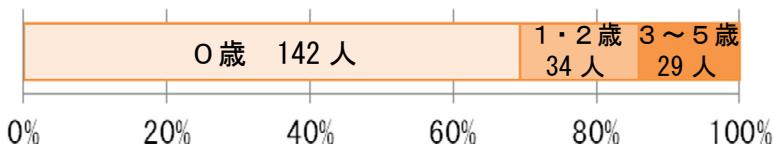
保育所では、毎月一定数の入所申込があるため、実待機児童数は年度当初（4月1日）から年度末（3月1日）にかけて増加していきます。

各月1日現在



(注) 平成26年12月に保育所1園が新設されましたが、新設がなかったとした場合の実待機児童数を求めました。

(205人の内訳)



力 今後5年間の年度末におけるサービス必要量

工で求めた今後5年間のサービス必要量は、各年度当初（4月1日）の見込です。サービス必要量は、年度途中の入所申込により年度末に向けて増加するため、才のとおり実待機児童が年度内に増加する状況にあります。今後5年間のサービス必要量を求めるにあたり、国は年度当初の数値を推計することとしていますが、本市は、年度途中でも実待機児童が発生しないように、年度末の数値を求ることとします。

年度内に増加する保育所の実待機児童数は、直近の実績である平成26年度(2014年度)の205人（0歳児142人、1・2歳児34人、3～5歳児29人）と見込み、平成31年度(2019年度)までの各年度末のサービス必要量を、

$$\text{工のサービス必要量} + \text{才の実待機児童数} = \text{各年度末のサービス必要量}$$

として求めると、以下のとおりとなります。

（単位：人）

区分	各年度末の必要量					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①保育を必要とする0歳児	275	307	311	316	323	329
②保育を必要とする1・2歳児	798	854	856	914	955	994
③保育のみを必要とする3～5歳	1,002	1,060	1,113	1,109	1,156	1,211
保育を必要とする0～5歳	2,075	2,221	2,280	2,339	2,434	2,534

幼児教育については、各園の待機児童数が顕在化していないため、年度内の増加分を明確にすることはできませんが、利用意向率の上昇分に含まれているとみなし、工で求めた年度当初の必要量を当該年度末までの必要量とします。

（単位：人）

区分	各年度末の必要量					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	272	285	300	300	313	329
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	2,669	2,740	2,831	2,774	2,846	2,935
幼児教育を希望する3～5歳	2,941	3,025	3,131	3,074	3,159	3,264

(3) 今後5年間のサービス必要量に対する確保方策

ア 子ども・子育て支援新制度に基づく施設の整備

子ども・子育て支援新制度によって、保育所の最小定員が60人から20人に引き下がれ、定員規模の小さい保育所も開設できるようになったことや、地域型保育事業※として多様な保育形態が新たに認められるようになったことなど、保育所の新設などが容易になりました。

本市では、この制度改正を受け、平成27年(2015年)4月に、

- ・認可外保育施設から保育所へ変更(2園)
- ・認可外保育施設から地域型保育事業※へ変更(2か所)
- ・地域型保育事業※が新設(1か所)
- ・私立幼稚園から認定こども園※へ変更(2園)

しました。

また、平成27年度(2015年度)途中に、

- ・豊川支所2階で地域型保育事業※が新設されます。

平成28年(2016年)4月には、

- ・ひがし幼稚園が民間移管されて認定こども園※として新設され、幼児教育だけでなく、保育も行うこととなります。

既存の施設も、平成27年(2015年)4月時点では施設定員まで子どもを受け入れていない保育所がありますが、保育士の態勢などを整え、施設定員まで受け入れ人数を増やす予定です。

これらの定員拡大を①～⑤の区分に分けて整理すると、下表のとおりサービス提供量が増えることとなります。

サービス提供量の増加予定 (単位:人)

区分	H26.4→H27.4 増加分	H27.4→H28.4 増加分
①保育を必要とする0歳	46	45
②保育を必要とする1・2歳	114	27
③保育のみを必要とする3～5歳	35	53
保育を必要とする0～5歳	195	125
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	43	34
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	138	130
幼児教育を希望する3～5歳	181	164

※地域型保育事業：定員6～19人の小規模保育事業や従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業などの0～2歳児を対象とする事業が新たに市町村の認可事業となり、保育所に限らず、多様な保育形態が認められることとなりました。

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認可手続きなどが簡素化されました。

イ 今後5年間のサービス提供量

既存の施設及びアの施設整備による今後5年間のサービス区分ごとの提供量は、以下のとおりとなります。

認定こども園や私立幼稚園は、他市の施設へ通う子どももいるため、実績に基づき他市の施設分も含めて計算します。

各年4月1日現在
(単位:人)

区分	サービス提供量					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①保育を必要とする0歳	125	171	216	216	216	216
②保育を必要とする1・2歳	668	782	809	809	809	809
③保育のみを必要とする3～5歳	977	1,012	1,065	1,065	1,065	1,065
保育を必要とする0～5歳	1,770	1,965	2,090	2,090	2,090	2,090

区分	サービス提供量					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	273	316	350	350	350	350
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	2,668	2,806	2,936	2,936	2,936	2,936
幼児教育を希望する3～5歳	2,941	3,122	3,286	3,286	3,286	3,286

ウ 今後5年間のサービスの過不足(量)

(2) 力で求めた今後5年間の年度末におけるサービス必要量に対し、イのサービス提供量では、下表のとおり保育において不足が生じることとなります。幼児教育においては、余裕が出る見込みです。

(単位:人)

区分	年度末におけるサービスの過不足(量)				
	H27	H28	H29	H30	H31
①保育を必要とする0歳	△ 136	△ 95	△ 100	△ 107	△ 113
②保育を必要とする1・2歳	△ 72	△ 47	△ 105	△ 146	△ 185
③保育のみを必要とする3～5歳	△ 48	△ 48	△ 44	△ 91	△ 146
保育を必要とする0～5歳	▲ 256	▲ 190	▲ 249	▲ 344	▲ 444

区分	年度末におけるサービスの過不足(量)				
	H27	H28	H29	H30	H31
④保育及び幼児教育を希望する3～5歳	31	50	50	37	21
⑤幼児教育のみを希望する3～5歳	66	105	162	90	1
幼児教育を希望する3～5歳	97	155	212	127	22

(4) 今後5年間における新たな施設整備計画

ア 施設整備方針

今後5年間における就学前保育・教育サービス提供量は、保育において平成31年度(2019年度)末で最大の444人分不足となります。

保育サービス提供量の不足を完全に解消し、年度当初から年度末まで保育を必要とする子どもが保育所等へ入所できるようにするため、**保育所等を可能な限り早期に整備します。**

イ 保育施設整備計画

保育所等を整備するに当たって、0～5歳児を預かる通常の保育所は、運営法人の公募や施設整備補助金などの手続きに一定の期間を要するため、平成29年度(2017年度)の開設を目指します。

一方、保育サービス提供量の不足は、0～2歳児が67.1%を占めており、0～2歳児の定員拡大が早急に求められています。従って、小規模でも運営可能なため短期間で整備が可能な、0～2歳児のみを預かる「**乳児特化型保育所**」を先行して整備することとし、アの施設整備方針どおり**保育所等を可能な限り早期に整備します。**

なお、施設の整備に際して、0歳で入所した人数がそのまま1歳児クラスへ、さらに翌年には2歳児クラスへ進級できるように、1歳児クラス・2歳児クラスともに0歳児クラスと同じ人数をそれぞれ確保する必要があります。そのため、0歳児の保育サービス提供量の不足113人分を整備すると、1・2歳児についても $113\text{人} \times 2 = 226\text{人}$ 分の整備が必要となります。その結果、1・2歳児は、本来の不足は185人分ですが、226人分を整備します。3～5歳児は、幼稚園へ入園する子どももいるため、不足する146人分を整備することで、十分必要な定員を確保することができます。

保育施設整備計画

開設年度	H27	H28	H29	H30	整備量
0歳児	9人分	35人分	35人分	34人分	113人分
1・2歳児	18人分	70人分	70人分	68人分	226人分
3～5歳児			75人分	71人分	146人分
整備量	27人分	105人分	180人分	173人分	485人分
整備量(累計)	27人分	132人分	312人分	485人分	

整備計画は、平成27年度(2015年度)に小規模の保育施設を整備することとし、平成28年度(2016年度)以降は、残りの不足量をほぼ等分しています。実際には、計画上の開設年度にはこだわらず、整備・運営法人を公募・選定する中で、可能な限り早期に保育施設の整備を進めています。

また、平成32年度(2020年度)に予定されている北大阪急行線の延伸を見据え、(仮称)箕面船場駅及び(仮称)新箕面駅周辺にも、保育所等を整備します。

ウ 保育施設整備計画を実施後のサービス提供量

年度末においても実待機児童ゼロとなるように、イの保育施設整備計画を実施した後のサービス提供量は、以下のとおりとなります。

(単位：人)

区分	(3) イの提供量	年度末のサービス提供量／必要量				
		H27	H28	H29	H30	H31
①保育を必要とする 0歳児	(3) イの提供量	171	216	216	216	216
	整備量(累計)	9	44	79	113	113
	サービス提供量 合計	180	260	295	329	329
	年度末の必要量	307	311	316	323	329
	過不足(量)	▲ 127	▲ 51	▲ 21	6	0
②保育を必要とする 1・2歳児	(3) イの提供量	782	809	809	809	809
	整備量(累計)	18	88	158	226	226
	サービス提供量 合計	800	897	967	1,035	1,035
	年度末の必要量	854	856	914	955	994
	過不足(量)	▲ 54	41	53	80	41
③保育のみを必要と する3～5歳	(3) イの提供量	1,012	1,065	1,065	1,065	1,065
	整備量(累計)	0	0	75	146	146
	サービス提供量 合計	1,012	1,065	1,140	1,211	1,211
	年度末の必要量	1,060	1,113	1,109	1,156	1,211
	過不足(量)	▲ 48	▲ 48	31	55	0
保育を必要とする 0～5歳	(3) イの提供量	1,965	2,090	2,090	2,090	2,090
	整備量(累計)	27	132	312	485	485
	サービス提供量 合計	1,992	2,222	2,402	2,575	2,575
	年度末の必要量	2,221	2,280	2,339	2,434	2,534
	過不足(量)	▲ 229	▲ 58	63	141	41
区分	(3) イの提供量	年度末のサービス提供量／必要量				
		H27	H28	H29	H30	H31
④保育及び幼児教育を 希望する3～5歳	(3) イの提供量	316	350	350	350	350
	年度末の必要量	285	300	300	313	329
	過不足(量)	31	50	50	37	21
⑤幼児教育のみを 希望する3～5歳	(3) イの提供量	2,806	2,936	2,936	2,936	2,936
	年度末の必要量	2,740	2,831	2,774	2,846	2,935
	過不足(量)	66	105	162	90	1
幼児教育を希望する 3～5歳	(3) イの提供量	3,122	3,286	3,286	3,286	3,286
	年度末の必要量	3,025	3,131	3,074	3,159	3,264
	過不足(量)	97	155	212	127	22

平成30年度(2018年度)以降、全区分で年度末まで実待機児童ゼロとなります。それまで一部の区分に残る不足分を少しでも早く減らすよう、既存の施設のクラス構成を調整するなど、サービス提供量の偏りを減らし、早期での実待機児童ゼロをめざします。

[※国への報告用数値：各年4月1日現在の状況]

(1) 保育を必要とする0～2歳：3号認定

【基本情報】

- ・満3歳未満で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定（3号認定）
→利用先：保育所、認定こども園※、地域型保育事業※

◆「保育の必要性」とは、以下の要件にあることをいいます。

- 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆保育に必要な保護者の就労時間は、本市では月96時間以上（週4日・1日6時間以上）としていましたが、国に合わせ、平成27年度(2015年度)から月64時間以上（週4日・1日4時間以上）に変更しました。

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～2歳児の児童数を推計

（単位：人）

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～2歳	3,717	3,705	3,669	3,805	3,899	3,982

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（保育を希望する割合）を算出（0歳児は、利用意向はあっても実際には育児休暇を取得している家庭も含まれているため、国の育児休暇平均取得率を乗じました）

- 家庭類型：
(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）
(b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
(c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
(d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③今後5年間で利用意向率が増えると想定し、平成26年(2014年)・平成27年(2015年)4月の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

各年4月1日現在
(単位：人)

0歳（3号認定）		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			165	169	174	181	187
確保方策	保育所	127	147	230	265	299	299
	認定こども園※	6	12	12	12	12	12
	地域型保育事業※	0	12	18	18	18	18
	② 合計	133	171	260	295	329	329
差引（②-①）			6	91	121	148	142

(単位：人)

1・2歳（3号認定）		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			820	822	880	921	960
確保方策	保育所	633	675	777	847	915	915
	認定こども園※	30	72	72	72	72	72
	地域型保育事業※	0	35	48	48	48	48
	② 合計	663	782	897	967	1,035	1,035
差引（②-①）			▲ 38	75	87	114	75

※保育所等の定員児童数で設定しています。0～2歳と3～5歳の比率は、平成27年度(2015年度)を参考に積算しました。

確保方策 《施設整備計画を含む》

平成27年度(2015年度)

- ・整備済みの保育所で定員拡大
- ・認可外保育施設から保育所へ2園移行
- ・私立幼稚園（子育て応援幼稚園）から認定こども園※へ2園移行
- ・地域型保育事業※が3か所開設
- ・**乳児特化型保育所開設（年度途中）**
- ・地域型保育事業※が1か所開設（年度途中）

平成28年度(2016年度)

- ・整備済みの保育所で定員拡大
- ・**保育所が開設**

平成29年度(2017年度)

- ・**保育所が開設**

平成30年度(2018年度)

・保育所が開設

さらなる確保方策

計画期間外になりますが、平成32年度(2020年度)に予定されている北大阪急行線の延伸に伴い、保育ニーズがさらに高まる見込のため、(仮称)箕面船場駅及び(仮称)新箕面駅のオープンに合わせて、新駅周辺で保育所等を整備します。

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認可手続きなどが簡素化されました。

※地域型保育事業：定員6～19人の小規模保育事業や従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業などの0～2歳児を対象とする事業が新たに市町村の認可事業となり、保育所に限らず、多様な保育形態が認められることとなりました。

(2) 保育を必要とする3～5歳：2号認定（保育・教育）

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定（2号認定）
→利用先：保育所、認定こども園※、子育て応援幼稚園※

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の3～5歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
3～5歳	7,936	8,023	8,116	8,148	8,341	8,549

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（保育を希望する割合）を算出

※2号認定は、（保育）と（教育）の2種類に分けて算出

「2号認定（保育）」：「2号認定（教育）」以外の「2号認定」

「2号認定（教育）」：幼児教育の利用希望が強いと想定される家庭

家庭類型：(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）
(b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
(c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
(d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③今後5年間で利用意向率が増えると想定し、平成26年(2014年)・平成27年(2015年)4月の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

※子育て応援幼稚園：本市では、夏休みなどの長期休業中も午前8時から午後6時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者には、独自の補助金制度を設けています。

各年4月1日現在
(単位：人)

3～5歳(2号認定：保育)		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量(量の見込み)			1,031	1,084	1,080	1,127	1,182
確保方策	保育所	990	1,012	1,065	1,140	1,211	1,211
	②合計	990	1,012	1,065	1,140	1,211	1,211
差引(②-①)			▲19	▲19	60	84	29

※保育所定員児童数で設定しています。0～2歳と3～5歳の比率は、平成27年度(2015年度)を参考に積算しました。

確保方策 《施設整備計画を含む》

平成27年度(2015年度)

- ・整備済みの保育所で定員拡大

平成28年度(2016年度)

- ・整備済みの保育所で定員拡大
- ・**保育所が開設**

平成29年度(2017年度)

- ・**保育所が開設**

平成30年度(2018年度)

- ・**保育所が開設**

さらなる確保方策

計画期間外になりますが、平成32年度(2020年度)に予定されている北大阪急行線の延伸に伴い、保育ニーズがさらに高まる見込のため、(仮称)箕面船場駅及び(仮称)新箕面駅のオープンに合わせて、新駅周辺で保育所等を整備します。

各年4月1日現在
(単位：人)

3～5歳(2号認定：教育)		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量(量の見込み)			285	300	300	313	329
確保方策	子育て応援幼稚園*	259	203	142	142	142	142
	認定こども園	14	113	208	208	208	208
	② 合計	273	316	350	350	350	350
差引(②-①)			31	50	50	37	21

*平成26年度(2014年度)における子育て応援幼稚園*の児童数は、平成24年度(2012年度)に子育て応援幼稚園*の保護者を対象に実施したアンケート調査結果により、園児の約15%が2号認定に相当すると想定して算出しています。

ただし、平成27年度(2015年度)以降については、認定こども園*の増加に伴い、子育て応援幼稚園*における2号認定の割合が減ると見込んでいます。

確保方策

平成27年度(2015年度)

- 私立幼稚園(子育て応援幼稚園*)から認定こども園*へ2園移行

平成28年度(2016年度)

- 市立幼稚園1園が認定こども園*へ移行(民間へ移管)

*子育て応援幼稚園：本市では、夏休みなどの長期休業中も午前8時から午後6時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者には、独自の補助金制度を設けています。

*認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認可手続きなどが簡素化されました。

(3) 幼児教育のみを希望する3～5歳：1号認定

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要としない子ども
- ・幼児教育を希望する場合に受ける認定（1号認定）
→利用先：幼稚園、認定こども園*

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の3～5歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
3～5歳	7,936	8,023	8,116	8,148	8,341	8,549

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（幼児教育を希望する割合）を算出

- 家庭類型：(a)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (b)専業主婦（夫）家庭
 (c)パートタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)無業・無業の家庭

③今後5年間で利用意向率が増えると想定し、平成26年(2014年)・平成27年(2015年)4月の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

各年4月1日現在

(単位：人)

3～5歳（1号認定）	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）		2,740	2,831	2,774	2,846	2,935
確保方策	子育て応援幼稚園*	2,194	1,829	1,954	1,954	1,954
	その他私立幼稚園	60	54	54	54	54
	認定こども園*	116	617	676	676	676
	市立幼稚園	298	306	252	252	252
	② 合計	2,668	2,806	2,936	2,936	2,936
	差引（②-①）		66	105	162	90
						1

*子育て応援幼稚園*の児童数は、平成27年度(2015年度)の認定こども園*への移行を反映して同年度分は減らしていますが、平成28年度(2016年度)にはこれまでの傾向どおり増加すると見込んでいます。

確保方策

平成27年度(2015年度)

- ・私立幼稚園（子育て応援幼稚園※）から認定こども園※へ2園移行

平成28年度(2016年度)

- ・市立幼稚園1園が認定こども園※へ移行（民間へ移管）

さらなる確保方策

平成31年度(2019年度)には余裕が少なくなる見込のため、状況に応じて、幼稚園又は認定こども園※の整備を検討します。

※子育て応援幼稚園：本市では、夏休みなどの長期休業中も午前8時から午後6時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者には、独自の補助金制度を設けています。

※認定こども園：保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認可手続きなどが簡素化されました。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供量

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て家庭等を対象に市町村が実施する事業です。本市では、新規事業である(11)～(13)以外は、既に実施しています。

- (1)時間外保育事業（保育所等の延長保育）
- (2)放課後児童健全育成事業（学童保育）
- (3)子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (4)地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (5)一時預かり事業
- (6)病児保育事業
- (7)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (8)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- (9)養育支援訪問事業
- (10)妊婦健康診査

【新規事業】

- (11)利用者支援事業（子育て関連情報の提供・相談窓口）
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業では、児童数の推計及びアンケート調査結果、そして平成26年度(2014年度)の状況に基づき、各事業の必要量（量の見込み）を算出し、提供量（確保方策）を示しています。

(1) 時間外保育事業（保育所等の延長保育）

【基本情報】

保育を必要とする子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計

(単位：人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～5歳	7,936	8,023	8,116	8,148	8,341	8,549

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（18時以降の保育を希望する割合）を算出

- 家庭類型：(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）
- (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
- (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
- (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③今後5年間で利用意向率が増えると想定し、平成26年(2014年)4月現在の状況と②で求めた数値を比較した上で、各年度の利用意向率を増やしました。

④③で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

各年4月1日現在

(単位：人)

時間外保育事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			353	440	525	623	726
確保方策	保育所	1,740	1,834	2,072	2,252	2,425	2,425
	認定こども園	30	197	292	292	292	292
	地域型保育事業	0	47	66	66	66	66
	② 合計	1,770	2,078	2,430	2,610	2,783	2,783
過不足（量）（②-①）			1,725	1,990	2,085	2,160	2,057

※保育所等の定員児童数で設定しています。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【基本情報】

- ・保護者が扈間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
- ・対象児童は、小学6年生まで

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①5年間の低学年（1～3年）、高学年（4～6年）の市立小学校児童数を推計
(平成27年度(2015年度)は実績)

(単位：人)

学年	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	4,109	4,042	4,219	4,340	4,497
高学年	3,810	3,805	3,984	4,233	4,360
合計	7,919	7,847	8,203	8,573	8,857

②平成27年(2015年)4月1日の利用児童数から、各小学校区での低学年・高学年のそれぞれの利用率（学童保育を利用する割合）を算出し、最近3年間の伸び率（年間平均1.3%上昇）を低学年に、その1割の伸び率（年間0.13%上昇）を高学年に毎年追加することとしました。

低学年	H27 全市立小学校児童数	4,109人	+毎年1.3%
	H27 学童保育利用児童数	872人	
	H27 全小学校区での利用率	21.2%	
高学年	H27 全市立小学校児童数	3,810人	+毎年0.13%
	H27 学童保育利用児童数	90人	
	H27 全小学校区での利用率	2.4%	

③②で算出した利用率を①で求めた児童数に乘じました。

各年4月1日現在
(単位：人)

放課後児童健全育成事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量 (量の見込み)	低学年		872	926	1,018	1,101	1,193
	高学年		90	123	130	135	140
	合計		962	1,049	1,148	1,236	1,333
②確保方策	学童保育	870	1,075	1,275	1,395	1,395	1,475
過不足(量) (②-①)		113	226	247	159	142	

※学童保育の定員児童数で設定しています。

施設整備方針

学童保育は、年間の利用児童数の推移を見ると、前年度の春季休業から引き続いて利用する子どもに加えて、新入生が入る年度当初が最も多く、年度末に向けて減少します（夏季休業中は少し増加します）。そのため、年度当初に全ての利用希望者が利用できるように、学童保育室を整備します。

確保方策 <<具体的な対応（案）>>

平成27年度(2015年度)

- ・彩都の丘小学校区他で195人増

平成28年度(2016年度)

- ・200人増（5室増）

平成29年度(2017年度)

- ・120人増（3室増）

平成31年度(2019年度)

- ・80人増（2室増）

※各小学校区の利用状況に応じて対応します。

学童保育の充実に加え、日本再興戦略（平成26年(2014年)6月24日閣議決定）に基づく「放課後子ども総合プラン」として、放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室（放課後に行う学習や体験・交流活動）を連携して進め、全ての児童を対象とした放課後の居場所の充実を図ります。

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施	子ども未来創造局	全ての小学校において、全ての児童を対象に、異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶことができる場所として、運動場及びプレイルーム等を放課後等に開放します。	引き続き、市内14校で実施し、安全確保等、質の向上に努めます。
放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な実施	子ども未来創造局	学童保育事業と自由な遊び場開放事業を同一法人へ委託し、一体的な指導・見守りを実施します。	引き続き、市内14校で実施し、安全確保等、質の向上に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【基本情報】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育（子育て）を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～5歳	7,936	8,023	8,116	8,148	8,341	8,549

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率（子育て短期支援事業を希望する割合）を算出

③②で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

(単位：人日)

子育て短期支援事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			202	205	209	211	214
②確保方策	乳児院・児童養護施設	16	300	300	300	300	300
過不足（量） (②-①)			98	95	91	89	86

※乳児院・児童養護施設の利用数は、「5か所×5人日×12か月」と積算しました。

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【基本情報】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～2歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～2歳	3,717	3,705	3,669	3,805	3,899	3,982

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率（地域子育て支援拠点事業の利用を希望する割合）を算出

③②で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

(単位：人日)

地域子育て支援拠点事業	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）		7,071	7,016	7,273	7,417	7,544
②確保方策	地域子育て支援拠点	13,349	14,400	14,400	14,400	14,400
過不足（量）(②-①)		7,329	7,384	7,127	6,983	6,856

※地域子育て支援拠点の利用数は、「20人×3か所×240日」と積算しました。

(5) 一時預かり事業

【基本情報】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

- ①幼稚園については1号認定（教育）と2号認定（教育）、それ以外については
0～5歳児の今後5年間の児童数を推計

（単位：人）

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定	2,669	2,740	2,831	2,774	2,846	2,935
2号(教育)	272	285	300	300	313	329
0～5歳	7,936	8,023	8,116	8,148	8,341	8,549

- ②アンケート調査結果から、利用意向率（一時預かり事業の利用を希望する割合）
を算出

- ③②で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

(単位：人日)

一時預かり事業 1号認定（幼稚園）利用		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			28, 564	29, 475	28, 877	29, 591	30, 486
確保方策	子育て応援幼稚園	17, 417	24, 214	24, 712	24, 712	24, 712	24, 712
	その他私立幼稚園	—	648	648	648	648	648
	認定こども園	903	5, 681	6, 880	6, 680	6, 880	6, 880
	② 合計	18, 320	30, 543	32, 240	32, 240	32, 240	32, 240
過不足（量） (②-①)			1, 979	2, 765	3, 363	2, 649	1, 754

(単位：人日)

一時預かり事業 2号認定（幼稚園）利用		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			39, 252	40, 303	39, 336	40, 155	41, 205
確保方策	子育て応援幼稚園	56, 746	43, 123	44, 745	44, 745	44, 745	44, 745
	認定こども園	2, 941	18, 510	22, 414	22, 414	22, 414	22, 414
	② 合計	59, 687	61, 633	67, 159	67, 159	67, 159	67, 159
	過不足（量） (②-①)		22, 381	26, 856	27, 823	27, 004	25, 954

※平成26年度(2014年度)における子育て応援幼稚園の利用数は、平成24年度(2012年度)に子育て応援幼稚園の保護者を対象に実施したアンケート調査結果を参考に算出しています。平成27年度(2015年度)以降については、子育て応援幼稚園における2号認定の割合が減ることを見込んで、1号認定をその分増やしています。

(単位：人日)

一時預かり事業 上記以外（在宅）利用		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			22, 780	22, 930	22, 937	23, 312	23, 721
確保方策	保育所	4, 740	13, 500	13, 500	13, 500	13, 500	13, 500
	認定こども園	0	900	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500
	地域型保育事業	—	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	ファミリー・サポート	1, 311	1, 400	1, 400	1, 400	1, 400	1, 400
	② 合計	6, 051	18, 800	19, 400	19, 400	19, 400	19, 400
過不足（量） (②-①)			▲3, 980	▲3, 530	▲3, 537	▲3, 912	▲4, 321

※保育所が「45人×300日」、認定こども園が「3人→5人×300日」、地域型保育事業が「10人×300日」と積算しました。ファミリー・サポートは平成25年度(2013年度)実績を元にしています。

確保方策

平成27年度(2015年度)

◆在宅利用

- ・一時保育を実施する保育所が増加する予定
- ・地域型保育事業が一時保育を実施する予定

平成28年度(2016年度)

- ◆1号認定・2号認定（幼稚園利用）は、市立幼稚園が認定こども園へ移行（民間移管）し、預かり保育を実施する予定
- ◆在宅利用は、認定こども園で実施している一時保育の定員が増える見込み

さらなる確保方策

在宅利用の一時保育は、保育士の確保が難しく、実施保育所の増加がなかなか進まない状況にありますが、幼稚園が認定こども園へ移行する機会などを捉えて、一時保育の実施を促進していきます。

また、保育士確保対策支援事業として、市が提携している保育士養成施設の学生に対する支援や市内の民間保育所等に就職する保育士への支援を行います。

(6) 病児保育事業

【基本情報】

入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計

（単位：人）

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～5歳	7,936	8,023	8,116	8,148	8,341	8,549

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率（子どもが病気等になつた際の保育を希望する割合）を算出

- 家庭類型：
(a)ひとり親家庭（母子または父子家庭）
(b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
(c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
(d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③②で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

（単位：人日）

病児保育事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）			2,602	2,635	2,643	2,677	2,719
確保方策	病児保育	—	225	900	900	900	900
	病後児保育	248	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	② 合計	248	2,925	3,600	3,600	3,600	3,600
過不足（量）（②-①）			323	965	957	923	881

*病児保育は「3人×300日」（平成27年度(2015年度)は年度途中からの開始を見込んでいます）、病後児保育は「3人×3か所×300日」と積算しました。

確保方策

病児保育に対するニーズをふまえ、市内3か所で実施している病後児保育を拡大し、平成27年度(2015年度)中の病児保育導入をめざして、萱野保育所の改修工事を予定しています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【基本情報】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の5歳児の児童数を推計 (単位：人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
5歳	1,416	1,409	1,531	1,523	1,571	1,462

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率（ファミリー・サポート・センターの利用を希望する割合）を算出

③②で算出した利用意向率を①で求めた児童数に乘じました。

(単位：人日)

子育て援助活動支援事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量 (量の見込み)	低学年		1,070	1,075	1,087	1,092	1,111
	高学年		1,527	1,567	1,627	1,691	1,714
	合計		2,597	2,642	2,714	2,783	2,825
②確保方策	ファミリー・サポート	376	3,305	3,305	3,305	3,305	3,305
過不足（量）(②-①)			708	663	591	522	480

※平成25年度(2013年度)実績（援助会員249人、両方会員210人）を参考に、援助会員+両方会員の2割が月3回活動する（3,305人日）と積算しました。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【基本情報】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(単位：人)

乳児全戸訪問事業	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）		905	902	902	911	918
②こんにちは赤ちゃん訪問(実数)	794	905	902	902	911	918
過不足（量） (②-①)		0	0	0	0	0

※原則、全戸訪問を行いますので、必要量（量の見込み）と同数の訪問としています。

(9) 養育支援訪問事業

【基本情報】

養育（子育て）への支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(単位：人)

養育支援訪問事業	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①必要量（量の見込み）		26	26	26	26	26
②養育訪問支援事業(実数)	24	26	26	26	26	26
過不足（量） (②-①)		0	0	0	0	0

※原則、対象となる家庭は訪問を行いますので、必要量（量の見込み）と同数の訪問としています。

(10) 妊婦健康診査

【基本情報】

- ・妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業
- ・健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦時期中の適時に必要に応じた医学的検査を実施

(単位：人・回)

妊婦健診	H26	H27	H28	H29	H30	H31
助成対象者数(実数)	953	1,014	1,010	1,011	1,020	1,029
助成回数(延べ回数)	13,342	14,196	14,140	14,154	14,280	14,406

(11) 利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)

【基本情報】

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業

(単位：か所)

利用者支援事業	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実施施設数	0	1	1	1	1	1

※利用者支援事業は、子ども・子育て支援新制度で創設された新規事業のため、実績はありませんが、事業の趣旨は地域子育て支援拠点3か所で実施しています。国の指針では、就学前児童1万人あたりで1か所が目安となっており、本市の就学前児童数は1万人を下回っていますので、1か所を整備します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【基本情報】

- 幼稚園や保育所などに通う子どもの保護者が支払うべき日用品などの物品や遠足などの行事参加にかかる実費に対して助成する事業

本市では、保護者負担に対する助成は、1号認定に対する子育て応援幼稚園保護者補助金（子育て応援幼稚園の実質の保育料を市立幼稚園と同程度にする補助金）、2号・3号認定（保育が必要な子ども）及び市立幼稚園の保育料軽減（保育所や幼稚園の保育料自体を国の基準より下げる措置）により実施していますので、物品購入や行事参加費用に対する助成は予定していません。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【基本情報】

- 多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園が受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業

本市では、事業主体を限定せずに、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対する補助事業を従前から実施しており、国の基準により本事業の対象となる子どもも、加配が必要な場合は補助対象としています。

4 就学前保育・教育の質の向上

箕面市の全ての乳幼児が、身近な大人に見守られ基本的信頼感を育むため、就学前保育・教育の充実を図ります。

保育所や幼稚園における保育・教育では、「保育者の専門能力の向上」をめざし、保育所と幼稚園の情報交換や研修の共催、定期的な評価をふまえた保育・教育内容の充実を図ります。保育所・幼稚園・小中学校の連携においては、「保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくり」等を通じて、協働による取り組みを全市的に展開していきます。

また、「支援保育・支援教育の充実」に向けては、「保育者の専門能力の向上」等のほか、私立幼稚園における支援の必要がある子どもの受け入れに対して支援していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
保育者の専門能力の向上	子ども未来創造局	研修や情報交換等を通じて、職員の専門能力の向上を図ります。	継続して実施します。
保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくり	子ども未来創造局	保育所・幼稚園・小中学校の児童・生徒が交流する事業に取り組みます。 保育所・幼稚園・小中学校の教職員が協働して取り組み、教職員の相互理解を図ります。	保育所・幼稚園・小学校の教職員が協働で活動する時間の確保に努めます。
支援保育・支援教育の充実（再掲）	子ども未来創造局	発達を支援する必要がある子どもについて、保育所や幼稚園等での集団の場で保育し発達を促します。	保護者・他機関と連携し、支援保育・支援教育の充実に努めます。
臨床心理士の巡回（再掲）	子ども未来創造局	臨床心理士が私立幼稚園を巡回し、個別のケース会議を実施しながら、各園の支援教育を支援しています。	関係機関との連携等を通じて、私立幼稚園での支援教育を推進します。

第3項 子育て世代に対する労働環境の整備

保護者にとっては、安心して子育てできることだけでなく、仕事や社会参加等と子育てのバランスを保つことも大切です。そこで、保護者が働きやすい労働環境を整備するため、企業等への啓発に取り組むとともに、子育て世代に対する就労支援を進めます。また、その基盤として、男女が協力して子育てや家庭づくりをするという意識が社会の中で醸成されるよう、男女協働参画社会の形成に向けた啓発を行います。

1 男女協働参画への取り組み

男女協働参画社会の形成に向けた啓発や学習機会として、「講座等の実施」において、市民ニーズをふまえた効果的な情報提供、市民との協働による学習機会の提供に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
講座等の実施	人権文化部 子ども未来 創造局	男女協働参画社会形成に向けた啓発と学習機会の提供を行います。	市民の参加促進を図ります。

2 労働環境の整備

職業生活と家庭生活の両立を図るため、「就労に関する相談、助言、指導」「求人情報の提供」「就職支援講座等の実施」を通じた就労支援策の充実を図り、利用を促進します。また、労働環境の整備については、企業等に対する育児休業制度の充実に向けての啓発など「働き方の見直しへの啓発」を進めていきますが、子育て中の就労者のための制度や公正な待遇等についての情報提供に対する認知度が低いため、効果的な情報提供に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
就労に関する相談、助言、指導	地域創造部	地域就労支援事業における就労・労働相談を行います。また、「みのおワーキングニュース」により各種制度等の情報提供を進めます。	相談業務の充実を図ります。
求人情報の提供	地域創造部	ハローワーク池田の最新情報を地域就労支援センター及び関係施設へ配布します。また、箕面一日ハローワークを実施し、求人情報を提供します。	箕面一日ハローワークへの参加促進に努めます。

就職支援講座等の実施	地域創造部	就職困難者を対象に就職支援講座等（基礎的知識・スキルの習得）を実施します。	講座への参加促進に努めます。
働き方の見直しへの啓発	地域創造部	みのおワーキングニュースによる各種制度等の情報提供やリーフレット等による窓口での情報提供を行います。	効果的な情報提供に努めます。

3 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき示された大綱や「大阪府子ども総合計画」等を踏まえ、32ページの「2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり」や前ページの「2 労働環境の整備」、92ページの「1 自立への支援」における主な取り組みなどで示した保護者の就労対策や子どもの自立支援策を実施することで、本市の実情に応じた子どもの貧困対策を継続して推進します。

また、子ども一人ひとりの状況に応じた問題解決を図り、学習環境を整えるため、「スクールソーシャルワーカーの配置」「学力保障・学習支援」「進路指導・追指導・キャリア教育の充実」等を進めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
就労に関する相談、助言、指導(再掲)	地域創造部	地域就労支援事業における就労・労働相談を行います。また、「みのおワーキングニュース」により各種制度等の情報提供を進めます。	相談業務の充実を図ります。
求人情報の提供(再掲)	地域創造部	ハローワーク池田の最新情報を地域就労支援センター及び関係施設へ配布します。また、箕面一日ハローワークを実施し、求人情報を提供します。	箕面一日ハローワークへの参加促進に努めます。
就職支援講座等の実施(再掲)	地域創造部	就職困難者を対象に就職支援講座等（基礎的知識・スキルの習得）を実施します。	講座への参加促進に努めます。

スクールソーシャルワーカーの配置	子ども未来創造局	子どもの抱える問題について、保護者・学校と連携して問題解決を図るスクールソーシャルワーカーを配置しています。	関係機関と連携し、様々な問題の未然防止や早期発見に努めます。
学力保障・学習支援	子ども未来創造局	不登校や病気による長期欠席等、また生活困窮家庭等により学習支援を必要とする児童・生徒が、安心して教育を受けることができるよう、学生等サポーターを派遣して学習や生活を支援します。	児童・生徒の学習する機会を保障するよう支援します。
進路指導・追指導・キャリア教育の充実	子ども未来創造局 人権文化部	キャリア教育の観点を重視した、職場体験学習、進路指導を推進します。	小中一貫したキャリア教育を推進し、先進的な実践を交流する場を設けます。
学習・進路相談の実施	人権文化部	概ね25歳までの児童・青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談を実施します。また、高校中退者・ニート・引きこもり等の相談も実施します。	他相談事業との連携を図ります。

第4項 子どもの遊び場づくり

子どもは、自由にのびのびと遊ぶ中で、自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。しかし近年では、都市化等、環境の変化や情報化の進展により子どもの遊び場・遊び方が変化しています。環境の変化をふまえ、子どもの成長や安全に配慮しながら、子どもの自主性や感性を育むことのできる遊び場を確保していきます。また、本市の特徴である豊かな自然環境を活かした遊び場づくりも、市民との協働により進めています。

1 子どもの居場所、活動拠点の充実

「子どもの居場所事業」「フリースペースの確保」「施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放」「新放課後モデル事業」等による、子どもの居場所や活動拠点の整備は、子ども同士や子ども世帯と地域の間の人間関係づくりの場として機能していることから、遊びやすさや目的に応じた環境づくりを通じて事業の充実を図ります。また、不登校等、課題を抱える子どもにとっても居場所となるように工夫していきます。

職員の専門的な資質向上に向けた研修を行うことで、他市や関係機関との交流や情報交換の場にもなり、子どもへの接し方や支援に対する認識が深まるところから、研修を継続して行います。また、近年では、子どもに関するボランティアが増加していることから、ボランティアのスキルアップも図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
子どもの居場所事業	子ども未来創造局	図書館で、子どもたちが自由に使える安心、安全な居場所を提供します。	継続して実施します。
フリースペースの確保	人権文化部 子ども未来創造局	らいとぴあ21(萱野中央人権文化センター)、ヒューマンズプラザ(桜ヶ丘人権文化センター)に子どもが自由に利用できるスペースを確保します。	不登校等、課題を抱える子どもにとって居場所となるよう、検討を進めます。
施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放	人権文化部 子ども未来創造局	らいとぴあ21等の一室を長期休業中や放課後に開放します。自主的に協働していく場(居場所・自主活動の充実・相談など)を充実させていきます。	関係機関や保護者との連携強化を行います。

新放課後モデル事業	子ども未来創造局	<p>全ての児童を対象に、地域でもっとも安心安全な学校で、学び・体験・交流・遊び・生活の場を一体的に提供します（平成25年度(2013年度)から、豊川北小学校・中小学校で試行実施）。</p> <p>従来の「学童保育」と「自由な遊び場開放」に加え、宿題などの自習ができる「スタディルーム」や楽しく学習・運動・体験ができる「活動プログラム」などを設け、子どもたちが、なるべく多様な選択肢から選択して利用できるスタイルの構築をめざします。</p>	全校実施に向け、検証作業を進めます。
療育の充実（再掲）	子ども未来創造局	<p>児童発達支援事業所あいあい園において、就学前児童の療育を行います。児童通所支援の利用決定及び通所給付費の支給を行います。（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）</p>	継続して実施します。

2 子どもの自由な遊び場づくり

子どもが自由に遊べる場所を確保するため、「保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実」「放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施」をより一層推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実	子ども未来創造局	保育所・幼稚園の園庭とプールを一般の就学前児童に開放し、遊び場を提供します。	プール開放の頻度拡大を図ります。
放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施（再掲）	子ども未来創造局	全ての小学校において、全ての児童を対象に、異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶことができる場所として、運動場及びプレイルーム等を放課後等に開放します。	引き続き、市内14校で実施し、安全確保等、質の向上に努めます。

3 放課後子ども総合プランの推進

子どもの遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「日本再興戦略」改訂 2014（平成26年(2014年)6月24日閣議決定）に記載された「放課後子ども総合プラン」に基づき、前掲の放課後児童健全育成事業（学童保育）とともに学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」を推進します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な実施（再掲）	子ども未来創造局	学童保育事業と自由な遊び場開放事業を同一法人へ委託し、学校敷地内にて一体的な指導・見守りを実施します。	引き続き、市内14校で実施し、安全確保等、質の向上に努めます。
放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の一体的な又は連携した実施に関する具体的な方策	子ども未来創造局	学童保育事業、自由な遊び場開放事業及び新放課後モデル事業は、同一法人へ委託し、一体的な指導・見守りを実施します。 また、新放課後モデル事業では、学校にコーディネーターを配置し、学校、地域との連携等の全体調整を担います。	新放課後モデル事業は、平成28年度(2016年度)の実施校拡大に向け、検証作業を進めます。
小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策	子ども未来創造局	学童保育室及び自由な遊び場開放の運動場、プレイルーム等に加え、新放課後モデル事業の活動プログラムとスタディルームは、学校の教室等を活用し、実施します。	引き続き小学校内の余裕教室を活用して実施します。
教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	子ども未来創造局	放課後子ども総合プランは、学童保育を含め、教育委員会が一体的に事業を推進します。	引き続き、箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局が事業を所管します。

第5項 子どもの文化的・社会的活動の支援

子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、のびのびと成長することで、自らの可能性を広げることができるよう、豊かな自然や地域の歴史文化、多様な文化、地域の大人等、様々な体験や人との出会いやコミュニケーションを通じてつながる機会を確保していきます。自然体験、歴史文化、スポーツ、社会体験、読書体験等の様々な活動を進めるとともに、そのような活動を行う市民団体を支援していきます。また、そうした活動機会を大人から提供されるだけでなく、子ども自身が大人とともに役割を担うことのできる機会を地域の中でつくることで、広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育みます。

1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進

子どもたちに様々な体験や遊びの機会を提供するため、「自然体験プログラムの提供」「青少年教学の森野外活動センターの充実」「芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施」「青少年文化祭の開催」等の自然体験・文化芸術・スポーツ等に関する講座・教室・イベントにおいて、運営体制の整備や広報の充実を図ります。また、課題を抱える子どもの居場所や子どもの自主運営力を高める機会としての役割も果たすよう、事業内容を検討していきます。

「地域スポーツクラブの育成」「ジュニアスポーツ教室の開催」「こども会活動の支援」等の地域における文化・スポーツクラブ活動や子どもたちの自主的な活動に対する支援により、地域コミュニティの形成、地域の教育力向上を図ります。また、学校施設で活動を展開することで開かれた学校づくりの効果も見られることから、支援する人員の確保、関係団体との連携強化を通じて支援の充実を図ります。これらの活動では、課題を抱える青少年が支援にあたることで地域社会へ参加する機会になっており、このような効果も発揮できるよう、一層事業を推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
自然体験プログラムの提供	人権文化部 子ども未来創造局	自然・社会・職業体験などの体験プログラムの提供、子どもたちによる自主活動を支援して実施しています。青少年教学の森野外活動センター等で自然体験プログラムを提供します。	継続して実施します。
青少年教学の森野外活動センターの充実	子ども未来創造局	自然に親しみを感じられる野外活動、自然体験機会の充実を図ります。	継続して実施します。

芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施	人権文化部	鑑賞会や展示会の開催により、芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、多文化理解を促進する機会の提供を図ります。	継続して実施します。
青少年文化祭の開催	子ども未来創造局	市内各学校の文化クラブや、市内で文化活動をする社会教育団体等が一堂に集まり、日頃の活動の成果を発表します。	参加団体による自主的な運営へのシフトを図ります。
箕面紙芝居まつりの開催	子ども未来創造局	箕面手づくり紙芝居コンクール(一般の部及び小中学生を対象としたジュニアの部)に合わせて、全国から集まった紙芝居の展示及び実演を行います。	市民団体との協働による運営を継続していきます。
地域スポーツクラブの育成	人権文化部 健康福祉部 子ども未来創造局	地域密着型のスポーツクラブの活動を促進するため、現在活動中の地域総合型スポーツクラブに対し、その活動を支援し、育成を図ります。	継続して実施します。
ジュニアスポーツ教室の開催	人権文化部 健康福祉部	子どもを対象としたスポーツ大会・教室を開催します。	課題を抱えた子どもを含め、参加者の拡大を図ります。
こども会活動の支援	子ども未来創造局	こども会活動の発展に向けて、様々な支援を実施します。	組織率の低下を防ぐため、啓発に努めるとともに、新規設置も支援します。

2 子どもの社会体験・活動の推進

「国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催」「子どもが社会体験できる場や機会の提供」では、地域資源（活動・人材）の協力が重要です。そこで、意識共有や調整を行う体制整備を通じて連携を強化するとともに、連携する地域資源を掘り起こしています。また、子どもに関する地域のボランティア活動に対し、ボランティアサークルの育成・活動支援等により、ニーズに応じた支援を継続し、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催	人権文化部 子ども未来創造局	子どもたちが国際感覚を身に付けるための講座や展示会、学習会等を開催します。	ニーズをふまえた事業実施に努めます。
子どもが社会体験できる場や機会の提供	子ども未来創造局 人権文化部	子どもたちが自主的に活動できる場の確保、機会の提供を図ります。市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開します。 らいとぴあ21で社会体験充実事業を促進します。	関係機関との連携や人材発掘等を通じて、事業の充実を図ります。

3 子どもの社会参加の促進

「ワークショップなどの開催」「青少年弁論大会の開催」等は、地域の活動や行事等において、子どもが自分の意見を主張し、大人とともに役割を担う機会となっていることから、参加を促進するとともに、子どもが自発的な活動を展開できる場を提供していきます。また、障害のある子どもに対する「バリアフリースポーツ教室」等による学習や体験の場の整備は、人材の確保・育成を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
ワークショップなどの開催	子ども未来創造局	こども会育成協議会主催のこども会フェスタにおいて、企画・運営に携わるこども実行委員を募集します。	継続して実施します。
青少年弁論大会の開催	子ども未来創造局	広い視野をもち、論理的な思考力と自己表現力を身につけた青少年を育成するため、弁論を通じた発表の機会を設けます。	参加者の拡大を図るため、呼びかけを工夫していきます。
バリアフリースポーツ教室	健康福祉部	障害のある子どもを対象に、スポーツに親しむ機会を提供します。	人材の確保・育成を図ります。

4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

「青少年吹奏楽団活動への支援」「こども会活動の支援」「青少年を守る会活動の支援」等による、子どもに関わる活動や子どもの自主的な活動への支援の充実を図ります。また、子どもに様々な活動を指導できる地域の人材を確保するため、「リーダークラブ派遣事業の充実」や子ども活動サポーターの養成等において、研修の充実や継続的に参加できる活動の提示をしていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
青少年吹奏楽団活動への支援	子ども未来創造局	青少年吹奏楽団に対し、各種支援（練習場所の確保、楽器運搬の支援、楽器修繕・調整及び楽譜購入等）を行います。	より効果的な支援のあり方を検討します。
こども会活動の支援 (再掲)	子ども未来創造局	こども会活動の発展に向けて、様々な支援を実施します。	組織率の低下を防ぐため、啓発に努めるとともに、新規設置も支援します。
青少年を守る会活動の支援	子ども未来創造局	地域の青少年関係団体の包括組織である「青少年を守る会」の活動を支援します。	継続して実施します。
リーダークラブ派遣事業の充実	子ども未来創造局	こども会や子ども支援活動団体へクラブ員の派遣を行います。	クラブ員の人員を確保するとともに、資質向上を図ります。

5 子どもの読書活動の推進

子どもの豊かな心を育成するため、「箕面市子ども読書活動推進計画」に基づき、「乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ」「乳幼児をもつ保護者の図書館利用の促進」等を行い、市立全小中学校に学校図書館司書を配置し、「学校と学校図書館における読書活動の推進」を行う中で、市立図書館と学校図書館との連携、市民団体との連携など、様々な形で関係機関と連携した家庭への啓発、子どもたちの図書館の利用を促す取り組みを進めます。

また、市内全小中学校の子どもたちが投票して選定し、中学生が表彰式を運営する「箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業」により子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ	子ども未来創造局 健康福祉部	児童向け読書紹介文「よんだ？ よむぞう！」を作成し配布します。また、子育てに関する講座等を通じて、絵本等の紹介や読み聞かせを実施します。	関係機関と連携して、絵本利用の効果を保護者に啓発します。
乳幼児をもつ保護者の図書館利用の促進	子ども未来創造局	本に親しんでもらい図書館を利用するきっかけづくりとして、行事を開催するほか、4か月健診時に図書館や絵本の紹介を行い、利用を優先する時間「すぐすぐタイム」を設けるなど、乳幼児と来館しやすい雰囲気づくりを行います。 また、平成27年(2015年)4月にリニューアルした中央図書館では、「にぎやかエリア」での親子利用を推進します。	事業の充実を図ります。
学校と学校図書館における読書活動の推進	子ども未来創造局	読書習慣を確立するため、朝の読書、本の読み聞かせ、おすすめ本の紹介等を行います。また、学校と学校図書館で連携し、ブックリストの作成や講座を開催します。	事業の充実を図ります。
箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業	子ども未来創造局	子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるため、市内全小中学校の子どもたちが本や主人公を選んで表彰します。	関係機関と連携して、事業の充実を図ります。

第6項 教育の充実と開かれた学校づくり

子どもたちに「豊かな育ち」と「確かな学び」を実現するため、義務教育9年間を一体としてとらえる小中一貫教育を一層推進します。子どもたちの主体的な学習活動を展開し、学習に対する興味・関心・意欲を喚起しながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、地域資源を活かした豊かな人間性と創造力を育む教育を推進します。また、情報化の推進や次代の親づくり等、子どもたちをとりまく環境の変化に対応するための教育の充実に努めます。

こうした教育を行う学校が保護者や地域から信頼され、連携して教育環境を整えることができるよう、家庭や地域が学校運営に参画する場や、トラブルの調整・解決を図る第三者機関の活用を進めていきます。また、一人ひとりの状況に応じた教育を進めるため、医師会や関係機関等との連携を深めていきます。

1 学校教育の充実

学校教育において、確かな学力と豊かな心の育成、健康・体力の向上を図るため、ゆとりある教育活動を展開し、「習熟度別少人数指導の実施」「自ら学び、自ら考える力の育成」や生徒指導担当者授業支援員の配置を通じて、一人ひとりに応じたきめ細かい教育の一層の充実を図ります。また、「特色ある教育課程の編成」における小中一貫教育の推進、地域の人々との協働による体験学習の推進を通じた地域に開かれた特色ある学校づくりを進め、地域資源と学校の学習内容のマッチングや地域人材の確保に努めます。

学力・体力ともに全国トップクラスの秋田県の教育に学ぶため、多くの教員及び指導主事を秋田県由利本荘市に派遣し、授業づくりや学校における組織的な取り組みなどを研修し、「箕面の授業の基本」を作成しました。「箕面の授業の基本」をもとに、授業力の向上を図ります。

そして、タブレットコンピュータや電子黒板、校内無線LANの整備などICT教育環境の充実を図ることにより、楽しくわかりやすい授業を行い、情報活用能力の育成に努めるとともに、全市立小学校の全学年で英語教育を実施し、世界で活躍できる子どもたちを育てる教育を進めます。

また、箕面市では、移動が困難な児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に過ごすことができるよう全市立小中学校へのエレベーター設置をすでに完了しており、窓ガラス・天井の耐震対策、教室へのエアコンの設置等も行っており、今後も全ての児童・生徒にとって、より安心・安全な学校環境の整備に努めています。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
習熟度別少人数指導の実施	子ども未来創造局	確かな学力の定着を図るため、個々に応じたきめ細かい指導を全校で実施します。	指導体制の充実に努めます。

自ら学び、自ら考える力の育成	子ども未来創造局	総合的な学習や体験学習、選択授業等を通じて、自ら学び、自ら考える力を養います。	授業の工夫改善を進めるとともに、「わたしたちのまち箕面」のテーマ学習を展開します。
特色ある教育課程の編成	子ども未来創造局	交付金により学校独自の取り組みを進めます。とりわけ、地域を含めて中学校区連携型小中一貫教育の推進に取り組みます。	小中一貫教育を推進します。
英語教育の充実	子ども未来創造局	世界で活躍できる子どもを育てるため、全市立小学校の全学年で英語教育を毎日実施します。また、中学校の英語教育でも、授業時間を増やすなど学習環境を拡充します。	教員の英語力強化研修を行うなど充実に努めます。
箕面子どもステップアップ調査 (箕面学力・体力・生活状況総合調査)	子ども未来創造局	市立小中学校の全学年の児童・生徒を対象に独自の調査を行い、学力・体力・生活状況を把握・分析し翌年度の指導・授業内容に反映させています。	小中一貫教育を通して継続的かつきめ細かい育成を進めます。

2 地域に開かれた学校づくり

地域資源を活かして豊かな人間性と創造力を育むため、「地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施」を進め、「地域に出かけて学ぶ機会の充実」を図ります。また、透明性が高く地域に開かれた学校運営を推進するため、地域に対する学校運営に関する情報の公開や学校の自己評価を実施すべく、自己診断項目の検討や診断結果の公開を進めます。さらに、「家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施」により、学校協議会の活性化を図ります。

また、平成25年(2013年)9月から実施している中学校給食では、箕面市農業公社から箕面産の野菜の提供を受け、地産地消の取り組みを推進しています。毎日学校から見える畑でできた野菜を使用し、校内で調理された給食を食べることで、地域の自然や食文化、給食に携わる人々についての理解を深めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施	子ども未来創造局	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、総合的な学習において、大学生や地域の人的資源を活用します。	継続して実施します。
地域に出かけて学ぶ機会の充実	子ども未来創造局	小学校においては、“わたしたちのまち箕面”をテーマに学ぶため、生活科、社会科、総合的な学習で地域にある公共施設や商店等へ出かけ、見学や聞き取り等を行います。 中学校においては、地域の協力の下、職業体験や福祉体験なども行います。	保護者・地域の協力を得られるシステムづくりを進めます。
家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施	子ども未来創造局	学校協議会で得られた、地域や保護者の声を学校の取り組みに反映するとともに、課題解決に向け、地域・保護者と協力関係を築きます。	地域との協働体制の確立を図ります。

3 豊かな心の育成

学習指導要領の理念である“生きる力”的として、豊かな心の育成があります。子どもが社会的な人間関係や一人ひとりが互いに認め合う集団づくりを学ぶよう、学校や家庭、地域において取り組むことが大切です。学校においては、「道徳及び特別活動の年間指導計画の充実」「スクールカウンセラーの配置」により、心の教育を進めていきます。

「箕面市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見・防止対策に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
道徳及び特別活動の年間指導計画の充実	子ども未来創造局	道徳教育の全体計画、年間指導計画の検証を行い、新学習指導要領に即したものにしていきます。また、スーパーバイザーの指導の下、箕面市教育研究会・副読本作成検討委員会にて、研究授業を実施します。	子どもの実情にあつた道徳教育をさらに追究するとともに、全教育活動を通した道徳教育を推進します。

スクールカウンセラーの配置	子ども未来創造局	小学校へ月に1回、中学校へ週に1回、スクールカウンセラーを配置します。	学校組織づくり、不登校未然防止に向けた子どもへの指導に対し、スクールカウンセラーを積極的に活用します。
いじめ防止対策	子ども未来創造局	無記名式アンケート調査によるいじめに関する実態把握を行った上で、聞き取り調査の実施や「いじめ対応マニュアル」などの活用を進めています。 専用相談電話「いじめ・体罰ホットライン」を設置し、相談を受け付けています。	「箕面市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、継続していじめの早期発見・防止対策に取り組んでいきます。

4 人権教育の推進

「新箕面市人権教育基本方針」に基づき、人権教育を推進するため、「人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援」「全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実」において、広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校では児童・生徒の実態に合った人権教育を行います。

また、「不登校の児童・生徒の支援」や海外から来日もしくは帰国した児童・生徒や保護者に対する「日本語指導教室の実施」「通訳体制の充実」に努めます。

障害のある子どもに対する「通学の送迎」や発達上様々な支援を必要とする子どもがともに学ぶ機会の拡充と支援により、教育体制の充実を早期に進めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援	子ども未来創造局	人権教育情報誌「はじけるこころ」を年2回発行します。また、新箕面市人権教育基本方針に基づいた人権教育カリキュラム作成支援を行います。	小中学校の全保護者へ平成26年度(2014年度)から配布しています。広報・啓発活動のさらなる充実に努めます。

全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実	子ども未来創造局 人権文化部	人権教育カリキュラムによる人権教育を実施します。また、学校生活や体験学習等を通じて、互いに支え合いながら、自らの生き方を考え、目的意識を持つことができる力を養います。 らいとぴあ21の教育事業（居場所・社会体験・学習支援）を通じて自己選択・自己実現・自己有用感を育んでいきます。	児童・生徒の実態に合った人権教育を推進します。
不登校の児童・生徒の支援	子ども未来創造局	不登校や病気による長期欠席等、また生活困窮家庭等により学習支援を必要とする児童・生徒が、安心して教育を受けることができるよう、学生等サポーターを派遣して学習や生活を支援します。	児童・生徒の学習する機会を保障するよう支援します。
日本語指導の実施	子ども未来創造局	海外から来日もしくは帰国して、日本語の理解が困難な児童・生徒に対し、日本語指導者を派遣します。	日本語指導の人材を確保するとともに、継続して実施します。
通訳体制の充実	子ども未来創造局	海外から来日もしくは帰国して、日本語の理解が困難な保護者に対し、学校との連絡や個人面談等に通訳を派遣します。	通訳者的人材確保に努めるとともに継続して実施します。
通学の送迎	子ども未来創造局	登下校送迎により、障害のある子どもがともに学ぶ環境を支援します。	平成27年(2015年)1月に開始した「オレンジゆずるタクシー」での重度障害児送迎を継続します。

5 次代の親の育成

次代の親を育てるという観点での思春期への支援として、「子どもの思春期相談」「性に関する正しい知識の教育」「喫煙、薬物等に関する教育」の充実を図ります。また、男女の協力による子育てや家庭の大切さを教育するため、「男女共生教育の推進」「子育てや家庭の大切さについての教育」を実施します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
子どもの思春期相談	子ども未来創造局	各学校において、養護教諭やスクールカウンセラーが連携して、個別の相談を受けます。また、教育センター相談室や青少年指導センターでも相談・支援を行います。	相談体制の充実を図ります。
性に関する正しい知識の教育	子ども未来創造局	保健の授業、総合的な学習、道徳の時間を活用し、適宜指導を行うほか、性教育に関する講演を実施します。また、性非行に関わる事象に対して、学校と青少年指導センター、そのほか関係機関との連携により対応します。	関係機関の連携強化に努めます。
喫煙、薬物等に関する教育	子ども未来創造局	学校において、喫煙・薬物等に関する教育を、学校薬剤師との連携により実施します。また、青少年指導センターにおいて、非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施します。	学校薬剤師と連携し、薬物乱用防止教室を全中学校で実施します。
男女共生教育の推進	子ども未来創造局	学校においては、人権教育カリキュラムを実施します。また、教職員に対し、人権教育の研修を行います。	子どもたちの現状を把握し、適切な対応方法を検討します。
子育てや家庭の大切さについての教育	子ども未来創造局	様々な機会をとらえて、家庭での生活習慣づくりの重要性について啓発を行います。	道徳の時間を活用するとともに、啓発活動を進めます。

第7項 健全育成と自立支援

子どもは、自らの目標に向かって、個性や能力を伸ばしていくことで、未来を切り拓いていくことから、自己の個性や能力を発見し、将来の目標をもつための教育や相談支援を推進します。また、若者を含む就労困難者等に対しては、就労支援を行います。

子どもたちが伸びやかに育つためには、犯罪や非行に巻き込まれたり関わったりすることなく、安全・安心に育つことのできる社会づくりが必要です。家庭・学校・地域の連携により、啓発活動や子どもの見守り、子どもに対する教育を進めます。また、問題行動が起きたり、虐待や被害を受けたりした場合には、早期に発見し、専門的な対応ができるよう、関係機関による連絡調整や相談支援の体制を整えていきます。その中で必要に応じて、保護者とともに生活することのできない子どもに対する支援も行います。

1 自立への支援

学校教育では、将来に対し目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう、「進路指導・追指導・キャリア教育の充実」を図り、学習や進路に不安を抱える青少年と保護者に対し、「学習・進路相談の実施」を進めます。また、若年者を含む就労困難者等に対する就労支援では、「ハローワークとの連携」「能力開発講座の実施」により、対象者のニーズをふまえて事業の定着を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
進路指導・追指導・キャリア教育の充実（再掲）	子ども未来創造局 人権文化部	キャリア教育の観点を重視した、職場体験学習、進路指導を推進します。	小中一貫したキャリア教育を推進し、先進的な実践を交流する場を設けます。
学習・進路相談の実施（再掲）	人権文化部 子ども未来創造局	概ね25歳までの青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談を実施します。また、高校中退者・ニート・引きこもり等の相談も実施します。	他相談事業との連携を図ります。
ハローワークとの連携	地域創造部	箕面一日ハローワークを実施するほか、ハローワークの最新求人情報を見提供します。	箕面一日ハローワークへの参加促進に努めます。

能力開発講座の実施	地域創造部	就職支援講座(就職に向けた基礎的知識・スキルの習得)及び障害者市民就職支援パソコン講座を実施します。	ニーズを反映した講座内容を検討します。
-----------	-------	--	---------------------

2 問題行動の予防と早期発見・早期対応

青少年の非行を防止するため、「問題行動に関する相談窓口の周知・啓発」「相談業務の量的・質的な充実」により、相談機関内部で情報を共有し相談支援を円滑に進めます。また、問題行動に対し「早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化」により、補導活動だけでは対応できない場所や夜間の実態把握を進めるとともに、小学校における生徒指導体制の構築を進めます。虐待や被害を受けた子どもに対しては、「教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談」を実施します。

また、スクールソーシャルワーカーを活用してケース会議を開催し、外部機関とより一層の連携を進めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
問題行動に関する相談窓口の周知・啓発	子ども未来創造局	問題行動に関する相談窓口の情報を、広報紙やリーフレットにより周知・啓発します。	継続して実施します。
相談業務の量的・質的な充実	子ども未来創造局	青少年に関わる相談業務を実施します。	継続して実施します。
早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化	子ども未来創造局	青少年の問題行動の早期発見・対応のため、関係機関との相互連携を強化します。	小学校における生徒指導体制の構築を図ります。
教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談	子ども未来創造局	学校、教育センター相談室、青少年指導センターにおいて相談支援を行うほか、青少年指導センターによる学校訪問を実施します。	相談体制の充実を図ります。

3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

犯罪や非行のない社会の実現に向け、「社会を明るくする運動の充実」や有害環境浄化に向けた市民の自覚や事業者のモラルの高揚等を啓発する市民活動の推進支援といった市民運動を、行政・関係機関・地域の連携により継続します。また、子どもの安全を確保するため、「防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援」「通学路の危険箇所点検の実施」「こども110番の設置事業の充実」において、地域の協力者の拡大を図り、児童・生徒に対して事業の周知に努めます。なお、平成26年度(2014年度)に市立全小中学校の通学路に設置した防犯カメラ750台により、犯罪防止や検挙率の向上が期待されています。

暴力やいじめから自分の身を守る力を育成するため、子どもの暴力防止プログラム講習会の実施を進めます。また、情報化が進みICT環境が整備されていく中で、情報に対する正しい判断や望ましい利用の仕方等、安全に利用していくための情報モラル教育を実施します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
社会を明るくする運動の充実	健康福祉部	社会を明るくする運動推進委員会へ補助を行います。	継続して実施します。
防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援	子ども未来創造局	地域パトロールステッカーの配布、青色防犯パトロール活動への支援を通じ、地域の人々の主体的な巡回活動を促進します。	市内全校区における青色防犯パトロール実施をめざし、協力要請を行います。
通学路の危険箇所点検の実施	子ども未来創造局	毎年、各小学校区において青少年指導員を中心として、学校・地域と協力して危険箇所点検を実施しています。	継続して実施します。
こども110番の設置事業の充実	子ども未来創造局	子どもを性被害や凶悪事件から守るために、市内の店舗、家庭等に子どもが危険を感じた際の避難、保護を依頼し、協力店舗等に「こども110番ステッカー」を設置します。	学校・地域と協力して、児童・生徒に対する啓発活動を推進します。

第8項 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

子どもが地域の大人と接することは、社会性の育成や人生やものの大切さ、伝承文化に対する学びにつながります。また、地域で子どもを育てる意識の醸成にもつながります。このような機会が日常的に提供されるよう、地域の伝統行事や地域活動、生涯学習にて世代間の交流を図ります。

1 地域における生涯学習・交流の促進

子どもが地域の様々な人々とふれあう機会を確保するため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「生涯学習、地域活動の充実」「世代間交流スポーツ大会の開催」、歴史・文化の伝承や体験講座等の開催をより一層推進し、日常的に世代間交流ができる場づくり、保護者ニーズをふまえた事業内容の充実、幅広い世代・地域からの参加促進に努めます。また、「包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供」により、生涯学習の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援（再掲）	人権文化部	コミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業へ支援を行います。	継続して実施します。
生涯学習、地域活動の充実	子ども未来創造局 人権文化部	生涯学習の講座、地域における交流活動を実施します。	ニーズを反映した事業実施に努め、参加者の拡大を図ります。
世代間交流スポーツ大会の開催	健康福祉部	世代間交流軽スポーツ（ペタンク）大会を開催します。	広報を通じて、幅広い世代の参加を図ります。
包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供	人権文化部 子ども未来創造局	包括協定締結の大学等関係機関と連携し、生涯学習の機会の充実を図ります。	連携を強化し、まちづくり分野における協力を推進します。

2 地域福祉活動における多世代交流の促進

「地域福祉活動における世代間交流の促進」により、地域全体で子どもを育てる意識の醸成に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容	今後の方向性
地域福祉活動における世代間交流の促進	健康福祉部	小地域ネットワーク活動による世代間交流の場を設け、地域の特色を活かした事業を実施します。	地域ボランティアの参加を促進します。

第2節 重点的に取り組む項目

様々なつながりのある社会の中で、自らつながる力をもった子どもたちを育みます。子どもの育みの原点となるのは家庭です。子どもたちが愛情に包まれて、すくすくと育つことが大切であり、家庭を中心に、地域・社会（学校・子育て機関・その他関係機関）が連携して子どもたちを支えていきます。そして、子どもたちの中に、周りの愛情を感じ、ストレスの多い社会をめげずに生きていく力、自ら生活を作り出していく力、物事にしっかり向き合い、学んでいく力、つながる力を育んでいきます。そのため「家庭・地域・社会のつながりから、未来につながる育み」を支えるために、本計画では「重点的に取り組む項目」として以下の3つを設定します。これらの項目については、該当する取り組みについて、より具体的に進捗状況を管理しながら、積極的に推進していきます。

第1項 子どもの育ちを育む

子どもたちが、変化の激しいこれからの中を生きていくためには、確かな学力、豊かな心、健康・体力の知・徳・体をバランスよく身に付けることが大切です。子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力等の生きる力を身に付けることができる取り組みが必要とされています。

就学前保育・教育の充実を図るために、保育・教育が量的にニーズを満たし、保育所と幼稚園の垣根を越えて保育・教育の質の向上を図る必要があります。今後も、「箕面市待機児童ゼロプランver.2」及び39ページからの「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、実待機児童ゼロに向け、保育所等の定員増を進める一方で、保育者の専門能力の向上や支援保育・支援教育の充実に努めます。また、地域子育て支援センターの活動の場を広げるなど、地域の子育て支援機能の充実を進め、こうした観点から、市立幼稚園の今後のあり方についても検討を行います。

就学時には、地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと、小中学校の9年間を通して、子どもたちの「学力・体力・豊かな心」をバランスよく育むため、「小中一貫教育の推進」を図ります。小中一貫教育とは、子どもたちの小中学校9年間の成長をふまえ、小中学校間の段差や進学に伴う生活の変化に対する不安を和らげ、安心して学校生活を送ることや連続したきめ細かい学習、異なった年齢の子どもの交流などを通じて、確かな学力を身につけ、主体性を豊かに育むものです。未来を開く人間力を培うことをめざし、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、これまで以上に小中学校の連携を図り、指導内容の連続性や指導方法の一貫性を確保します。

また、小学校から中学校へスムーズに移行できるようにし、子どもたちの学力向上や体力向上の取り組みを進めます。その取り組みの検証軸として、全市立小中学校の児童・生徒を対象に「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」を実施していきます。調査結果から、子どもたち一人ひとりの成長にきめ細かく対応するとともに、教員の指導力、授業力を高め、子どもたちの学力・体力の向上と豊かな心の醸成に取り組みます。

さらに、「子どもの体力向上プラン」により、乳幼児期からの発達段階に応じた体力づくりに、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭・地域、行政が連携して取り組み、子どもたちの体力向上をめざしていきます。

主な取り組み	取り組み内容
実待機児童の解消	保育サービス提供量の不足を完全に解消し、年度当初から年度末まで保育を必要とする子どもが保育所等へ入所できるようにするために、保育所等を可能な限り早期に整備します。
地域に飛び出す子育て支援センター	就学前の児童を養育する家庭（特に在宅の家庭）が地域で孤立しないよう、子育て支援センターを訪れる親子と接するだけでなく、保育士を各地域に出張させ、遊びや交流の場の提供、親同士のつながりづくりをはじめ、子育てに関する講座の開催や育児相談などの、各種の子育てに関する情報提供などを行います。
保育所・幼稚園・認定こども園を活用した子育て支援	保育所・幼稚園・認定こども園で、育児・教育相談や子育ての情報提供を行います。
小中一貫教育の推進	施設一体型小中一貫校だけでなく他の全ての中学校区でも、校区連携型の一貫教育（保育所や幼稚園との連携も含む）を進めます。小中学校の教職員による授業研究や子ども相互の交流等を通じて、小中学校9年間を通して子どもたちの「学力・体力・豊かな心」をバランスよく育むため、毎年、子どもたち一人ひとりの各学年における学力・体力・生活の状況を把握します。また、教員の指導力・授業力を高めるとともに、翌年度の各学年の授業に反映させるなど、9年間を通して継続的かつきめ細かく子どもたちの「生きる力」（学力・体力・豊かな心の総合力）の育成を進めています。

子どもの体力向上プラン

子どもたちの体力アップを図るため、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校だけでなく市をあげて、様々な角度から体力向上に向けての取り組みを進めています。

第2項 様々な体験や地域交流の充実

子どもがのびのびと成長し、自らの可能性を広げるには、豊かな自然や地域の歴史文化、異文化、地域の大人等、様々な体験や、人との出会いやコミュニケーションを通じてつながる機会が必要です。子どもたちは、地域の大人等の関わりを通じて、自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。地域ではこのような学びの機会を提供する中で、地域全体で子どもたちを育てる意識の醸成に努める必要があります。

子どもたちに様々な体験の機会を提供するために、「新放課後モデル事業」や「自然体験プログラムの提供」など、子どもが社会体験できる場や機会の提供を推進していきます。子どもの広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育成するため、地域の活動や行事において、子どもが自分の意見を主張し、大人とともに役割を担う機会を提供するために「青少年弁論大会の開催」を推進していきます。また、子どもたちが地域の様々な人々とのふれあいの中で社会性を身につけ、伝承文化に触れながら、考え方や生き方を学ぶことができるよう、地域における「世代間交流の推進」を図ります。

子どもは、自由にのびのびと遊ぶ中で、自然や社会のルールを学んでいきます。しかし近年では、都市化等による環境の変化や情報化の進展により子どもの遊び場・遊び方が変化しています。環境の変化をふまえ、子どもの成長や安全に配慮しながら、子どもの自主性や感性を育むことのできる遊び場を確保していきます。また、本市の特徴である豊かな自然環境を活かした遊び場づくりも、市民との協働により進めています。

主な取り組み	取り組み内容
新放課後モデル事業	全ての児童を対象に、地域でもっとも安心安全な学校で、学び・体験・交流・遊び・生活の場を一体的に提供します（平成25年度(2013年度)から、豊川北小学校・中小学校で試行実施）。 従来の「学童保育」と「自由な遊び場開放」に加え、宿題などの自習ができる「スタディルーム」や楽しく学習・運動・体験ができる「活動プログラム」などを設け、子どもたちが、なるべく多様な選択肢から選択して利用できるスタイルの構築をめざします。

自然体験プログラムの提供	自然・社会・職業体験などの体験プログラムの提供、子どもたちによる自主活動を支援して実施していきます。青少年教学の森野外活動センター等で自然体験プログラムを提供します。
青少年弁論大会の開催	広い視野をもち、論理的な思考力と自己表現力を身につけた青少年を育成するため、弁論を通じた発表の機会を設けていきます。
世代間交流の推進	コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援、世代間交流スポーツ大会の開催、歴史・文化の伝承や体験講座等の開催、包括協定締結の大学等関係機関との連携による世代をつなぐ交流の場等の提供や地域福祉活動における世代間交流の促進等の取り組みを行っていきます。

第3項 家庭と社会をつなぐ機会の充実

家庭における教育は、子どもの成長に重要な役割を果たします。子どもが基本的な生活習慣等を身に付けることの中心は、家庭でのしつけや教育にあります。

近年、家庭と社会の結びつきが弱まっている中で、孤立感を感じる子育て家庭が増えています。一方で、子育てに関しては、楽しさと同じくらい、もしくはそれ以上に辛さを感じている就学前児童の保護者の多くが、子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうことを悩んでおり、虐待への移行も懸念されます。子育て家庭が孤立することがないよう様々な方法で支えるとともに、虐待が発生した場合には、早期発見・早期対応から子どもの保護、自立に至るまで、切れ目のない支援ができるよう体制を強化する必要があります。市町村では、とりわけ、地域の関係機関によるネットワーク（要保護児童対策協議会）支援が求められています。

今後は、子育て家庭の育児不安を解消するため、地域子育て支援センターが地域に飛び出し、地域の子育て支援の拡充と“出向く”支援を進めていきます。子育てサークルや子育てサロン等を通じての仲間づくりや居場所づくり等を支え、「親支援プログラム」により親同士のつながりや親の子育て力向上を支援していきます。また、子育て家庭に早期から積極的に関わっていく「こんにちは赤ちゃん訪問」や、子育て支援センターによる出張事業等を推進していきます。特に支援が必要と認められる家庭に対しては、養育支援訪問事業の充実を図ります。児童虐待対策としては、地域の関係機関の連携による見守り力を上げ、要保護児童対策協議会の強化に努めています。さらに、これらの支援内容を定着させるため、周知活動を徹底していきます。

主な取り組み	取り組み内容
子どもを守るための地域ネットワーク機能の強化	関係機関、地域からの通告や相談を受理し、地域の関係機関と連携しながら対応し、子ども家庭センター等関係機関とともに、家庭の見守りを実施します。
地域に飛び出す子育て支援センター (再掲)	就学前の児童を養育する家庭（特に在宅の家庭）が地域で孤立しないよう、子育て支援センターを訪れる親子と接するだけでなく、保育士を各地域に出張させ、遊びや交流の場の提供、親同士のつながりづくりをはじめ、子育てに関する講座の開催や育児相談などの、各種の子育てに関する情報提供などを行います。
子育て支援の場の整備	市役所やライフプラザのキッズコーナー、中央図書館の「にぎやかエリア」、小野原多世代地域交流センターのプレイルームなど、公共施設等に子育て支援の場を整備します。
親支援プログラム	親同士で子育ての悩みや関心のあることを話し合い、自分に合った子育ての仕方と一緒に学び合うなどの参加型プログラムを実施します。
こんなちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供や専門職による支援を行うことで、育児不安を解消するとともに支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげていきます。

第3節 箕面市新子どもプラン（箕面市次世代育成支援対策行動計画）の実績

1 家庭における子育て環境の見直しと地域における子育て環境の整備

指標値	①子育て支援センター設置数		主管	子ども未来創造局
事業概要	地域で子育てが孤立しがちな、就学前の児童を養育する家庭（特に在宅）を対象に子育てを支援する。			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
2か所	2か所	2か所	3か所	センター型 3か所 ひろば型 5か所
実績	萱野中央人権文化センター及びみのおサンプラザ（箕面文化・交流センター内）に、直営子育て支援センターを2か所開設、多世代交流センター（稻ふれあいセンター内）に指定管理運営で1か所開設			
方針	子育て支援センターから地域に飛び出し、市内全域に子育て支援の場を広げていく			

指標値	②こんにちは赤ちゃん事業の対象者への訪問実施率		主管	健康福祉部
事業概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
98.5%	97.2%	98.4%	95.7%	100.0%
方針	継続実施			

指標値	③食に関する講座等や栄養相談の参加者数		主管	みどりまちづくり部
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域での子育てサロン、育児サークル、幼稚園等への栄養士の出務相談、支援の実施 乳幼児期の食に関する教室の実施 			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
4,968人	4,904人	4,860人	4,633人	9,500人
実績	乳幼児健診、離乳食講座、親子クッキング等での食育事業を実施			
方針	乳幼児期の発達段階に応じて、継続した「食育」の実施			

指標値	④母子健康手帳発行時の保健師面談数		主管	健康福祉部
事業概要	ライフプラザで母子健康手帳を発行する際（産後発行を含む）に、保健師が面談を実施			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
153人	224人	252人	257人	400人
方針	継続実施			

指標値	⑤未就学児童のむし歯罹患率		主管	健康福祉部
事業概要	歯科衛生士による健診、教室、地域活動での相談支援、予防活動等による早期発見			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
17.2%	13.1%	13.9%	11.2%	19.0%
実績	3 歳 6 か月児健診でのむし歯罹患率の低下			
方針	今後もあらゆる機会をとらえて、むし歯予防のための専門的支援を実施			

2 保育サービスの量的・質的充実

指標値	①保育所の待機児童数		主管	子ども未来創造局
事業概要	保護者が就労などの理由により、保育を必要とする就学前児童について、保育所で保育を実施			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
64 人	62 人	61 人	72 人	0 人
指標値	②通常保育事業（認可定員）		主管	子ども未来創造局
事業概要	保育所の待機児童解消に向け、定員増を推進			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
1,325 人	1,475 人	1,595 人	1,625 人	1,655 人
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に箕面森町で認定こども園（保育所定員 30 人）及び第二総合運動場 50 メートルプール跡地で保育園（定員 120 人）を開設（定員 1,325 人→1,475 人） ・平成 24 年 4 月に彩都で保育園（定員 80 人）を開設、瀬川保育園では増築により定員 40 人の増（定員 1,475 人→1,595 人） ・平成 25 年 4 月に箕面森町地区センター内での森町友星保育園（定員 30 人）を開設（定員 1,595 人→1,625 人） ・平成 26 年 4 月に市立病院の敷地内看護師寮跡地で桜保育園分園（定員 25 人）を廃園の上、紅葉夢保育園（定員 80 人）を開設及び桜井でアートチャイルドケア箕面（定員 90 人）を開設（定員 1,625 人→1,770 人） 			
方針	年度当初から年度末までの実待機児童をゼロにしていく			

指標値	③学童保育の待機児童数		主管	子ども未来創造局
事業概要	共働き等、何らかの理由によって放課後家庭において保護者が監護することができない児童の保育を実施			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
〇人	6人	1人	〇人	〇人
指標値	④学童保育事業（入所枠）		主管	子ども未来創造局
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
830 人	870 人	870 人	870 人	870 人
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 14 校区で実施 ・遊び場開放事業との一体運営を実施 ・長期休業中の 4 年生の学童保育受入を試行 ・夏休み中の居場所づくりを全 14 校にて実施 ・平成 25 年度より「新放課後モデル事業」を豊川北小及び中小にて先行実施 			
方針	学校の余裕教室の改修等による受け入れ可能児童数の増			

指標値	⑤一時保育事業		主管	子ども未来創造局
事業概要	保護者が冠婚葬祭、パート就労・疾病などで一時的に保育が必要となった場合に保育所で保育を実施			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	7 か所
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・中部については、平成 24 年度から平成 25 年度まで、桜保育園分園が実施し、平成 26 年 4 月より、紅葉夢保育園が実施 ・平成 26 年 4 月より、みすず学園森町保育園が実施 			
方針	平成 27 年度以降に実施園が増える予定			

指標値	⑥延長保育事業		主管	子ども未来創造局
事業概要	一般の保育所の保育時間（午前 7 時から午後 7 時まで）に加えて、午後 7 時 30 分までの延長保育を実施			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
2 か所	2 か所	3 か所	4 か所	7 か所
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に彩都みのり保育園で実施 ・平成 25 年度に森町友星保育園で実施 ・平成 26 年度にアートチャイルドケア箕面及び箕面保育園で実施 			
方針	平成 27 年度以降に実施園が増える予定			

指標値	⑦休日保育事業		主管	子ども未来創造局	
事業概要	日曜祝日に就労する家庭等のニーズに対応するための保育を実施				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
実績	平成 20 年 4 月より、民営化された桜保育園で実施				
方針	拠点方式で市内 1 か所で継続実施				

指標値	⑧病後児保育事業		主管	子ども未来創造局	
事業概要	病回復期における集団保育を受けられない期間の保育を実施				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	
実績	市立保育所 3 か所（桜ヶ丘、萱野、東）において実施				
方針	平成 27 年度に萱野保育所の改修工事を行い、病児保育も合わせて実施				

3 子育て世代に対する労働環境の整備

指標値	男女協働参画をテーマとする講座等の参加者数		主管	人権文化部 生涯学習部	
事業概要	男女協働参画社会形成に向けた啓発と学習機会の提供				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
181 人	239 人	332 人	171 人	300 人	
実績	男女協働参画フォーラム、市民企画講座、他部局でのテーマに合致した講座の開催				
方針	主催講座、共催講座の他、他部局での男女協働参画をテーマとする講座の開催				

4 子どもの遊び場づくり

指標値	自由な遊び場開放事業の利用者数 (一日平均利用者数)		主管	子ども未来創造局	
事業概要	異年齢の子どもたちが遊べる場所・居場所を確保することにより、独創性・主体性や他の人を思いやることのできる心の豊かな子どもを育てるため、市立小学校の一部を自由な遊び場として開放				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
72 人	68 人	72 人	76 人	75 人	
実績	箕面市立小学校のプレイルーム、運動場、屋内運動場を開放				
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育との一体運営を実施 ・子どもの安全確保 ・平成 25 年度より、「新放課後モデル事業」を豊川北小及び中小にて先行実施 				

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

指標値	①子どもが参加できる場や機会の数		主管	子ども未来創造局
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な自然体験、社会体験を可能にする生活環境の形成を促進 子どもたちが自主的に活動できる場の確保、機会の提供を図る 市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開 			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
382 回	366 回	446 回	666 回	300 回
実績	市民活動推進課（70 件）、文化国際課（28 件）、萱野中央人権文化センター（142 件）、桜ヶ丘人権文化センター（17 件）、環境整備課（1 件）、健康増進課（7 件）、箕面産と食の育成課（3 件）、消防本部予防課（3 件）、市立病院病院管理課（1 件）、学校教育課（1 件）、教育センター（10 件）、幼児育成課（174 件）、子育て支援課（7 件）、青少年育成課（138 件）、郷土資料館（8 件）、生涯学習課（5 件）、スポーツ振興課（6 件）、中央図書館他（45 件）			
方針	事業効果等を検証しつつ、基本的に前年度事業を継続実施			

指標値	②青少年教学の森野外活動センターの子どもの利用者数		主管	子ども未来創造局
事業概要	子どもを対象としたキャンプ、野外活動、自然体験教室を開催			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
9,986 人	10,444 人	9,983 人	9,350 人	11,000 人
実績	<利用形態> 学校：1,127 人 青少年団体：1,365 人 一般団体：2,789 人 関係団体：4,069 人			
方針	参加者ニーズを把握し、より多くの市民が自然に親しめるように、指定管理者と連携し、事業を展開			

指標値	③ジュニア向けスポーツ事業の参加者数		主管	生涯学習部 人権文化部
事業概要	子どもを対象としたスポーツ大会や教室を開催			
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】
生涯学習部 460 人	生涯学習部 488 人	生涯学習部 468 人	生涯学習部 432 人	3,000 人
人権文化部 2,326 人	人権文化部 1,540 人	人権文化部 2,374 人	人権文化部 2,484 人	
合計 2,786 人	合計 2,028 人	合計 2,842 人	合計 2,916 人	
実績	<生涯学習部> ジュニアスポーツ教室、ジュニアソフトボール大会、バリアフリー子ども水泳教室 <人権文化部> バスケットボール教室、親子コミュニティスポーツ			

方針	<生涯学習部>	
	・青少年期におけるスポーツ活動の場の提供	・障害を持つ子どものリハビリテーション、体力の維持増進、レクリエーションを通じた仲間づくりの場の提供
<人権文化部>		自尊感情を高めることで、一つのスポーツのみならず、他の活動にも積極的に興味を持って参加できるよう、子どもの自主運営力を高めるような具体的な活動を計画

指標値	④図書館の子どもの登録率 (子どもの人口に対する登録率)		主管	生涯学習部
事業概要	中央図書館、地域館3館、分館1館、図書コーナー、配本所及び移動図書館において、子どもに対する図書館サービスを実施			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
36.7%	33.9%	36.1%	38.1%	37.0%
実績	保育所及び幼稚園のイベント時に移動図書館の巡回を行い、子どもの利用促進を図る			
方針	移動図書館の活用による子どもへの図書館サービスや子ども読書活動推進計画により、子どもの登録率の向上を図る			

6 教育の充実と開かれた学校づくり

指標値	①コンピューターを利用して指導できる教員の割合		主管	子ども未来創造局
事業概要	情報教育研修会等の開催			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
79.1%	80.1%	80.2%	78.8%	90.0%
実績	情報教育研修を13回実施し、スキルアップを図るとともに、情報教育推進連絡会を毎月開催し、情報提供を行う			
方針	これまどの取り組みを継続するとともに、校内研修の充実も図る			

指標値	②習熟度別少人数指導実施率		主管	子ども未来創造局
事業概要	個に応じたきめ細かな指導による確かな学力の定着を図るために、少人数指導を全校で実施			
平成22年度【実績】	平成23年度【実績】	平成24年度【実績】	平成25年度【実績】	平成26年度【目標】
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.0%
実績	小学校14校、中学校8校で実施			
方針	全小中学校で継続実施			

指標値	③不登校児童数（小学校 1,000 人あたり）			主管	子ども未来創造局
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 担当者連絡会の開催 スクールカウンセラーの配置と活用 				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
2.9 人	2.9 人	2.4 人	2.0 人	3 人未満	
指標値	④不登校生徒数（中学校 1,000 人あたり）			主管	子ども未来創造局
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
18.2 人	17.1 人	15.7 人	15.4 人	20 人未満	
実績	<ul style="list-style-type: none"> 校内の組織体制を整備し、不登校児童の課題が担任一人の課題とならないように取り組んだ。小中連携により、小学校時代に長期欠席を経験した生徒へのきめ細かい指導に心がけてきた。 臨床心理士 7 名、支援教育専門相談員 2 名、スクールソーシャルワーカー 2 名を配置 教育センター相談室で教育相談（月～土曜日）及び適応指導教室（火～金曜日）を実施 担当者連絡会の開催 				
方針	<ul style="list-style-type: none"> さらなる校内生徒指導体制の充実 より丁寧な小中連携によるきめ細かい指導 				

指標値	⑤全国体力・運動機能調査結果が全国平均をクリアした割合			主管	子ども未来創造局
事業概要	箕面学力・体力・生活状況総合調査により、子どもの実態をきめ細かく把握し、改善改革に努める				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
30.0%	実施せず	18.0%	21.0%	100.0%	
実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度は全校の小学 5 年と中学 2 年を調査対象とした 平成 24 年度は全校の全学年を対象とした 				
方針	継続実施				

7 健全育成と自立支援

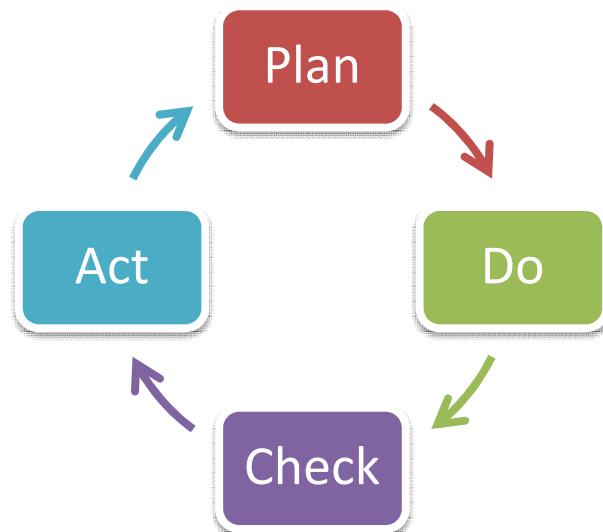
指標値	こども 110 番ステッカー設置協力数			主管	子ども未来創造局
事業概要	子どもを性被害や凶悪事件から守るため、市内の店舗、家庭等に子どもが危険を感じた際の避難、保護を依頼し、協力店舗等に「こども 110 番ステッカー」を設置				
平成 22 年度【実績】	平成 23 年度【実績】	平成 24 年度【実績】	平成 25 年度【実績】	平成 26 年度【目標】	
853 件	913 件	946 件	979 件	900 件	
実績	設置協力を呼びかける広報・啓発を行い、平成 24 年度より協力件数が 33 件増加				
方針	<ul style="list-style-type: none"> 学校・地域と協力して、児童・生徒に対する啓発活動の推進 ステッカー設置協力者の拡大 				

第5章 計画の推進体制

第1節 点検、評価 (Plan Do Check Act)

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みなどが実際の状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合は、計画の見直しを行います。



計画(Plan)

- ・目標を設定し、それを実現するための計画(施策)を策定(もしくは改定)

実行(Do)

- ・計画(施策)を実施し、その成果を測定

評価(Check)

- ・測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善(Act)

- ・計画(施策)の継続的改善・向上に必要な措置の実施

第2節 計画の推進体制

進行管理にあたっては、箕面市子ども・子育て会議において、意見を聞くものとします。

子育てに関する施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークにより推進していきます。また、国、府の関係各機関とも連携を図っていきます。

第3節 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していくよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

参考資料

1. 第三次箕面市子どもプランの策定経過

日程	検討内容	会議
平成25年度(2013年度)		
7月	子ども・子育て支援新制度部会の設置	第1回箕面市子ども育成推進協議会
11月	アンケート調査票	第1～2回子ども・子育て支援新制度部会
12月	アンケート調査の実施	
3月	アンケート調査の報告	第3回子ども・子育て支援新制度部会 第2回箕面市子ども育成推進協議会
平成26年度(2014年度)		
6～8月	・量の見込み ・計画の骨子	第1～2回子ども・子育て支援新制度部会 第1回次世代育成支援対策部会
9～1月	・確保方策 ・計画素案	第3～4回子ども・子育て支援新制度部会 第2回次世代育成支援対策部会
2月	計画案	第5回子ども・子育て支援新制度部会 第3回次世代育成支援対策部会
3月	答申	第2回箕面市子ども育成推進協議会
平成27年度(2015年度)		
6月	パブリックコメントの実施	
	計画案の確認	第1回箕面市子ども・子育て会議

2. 箕面市子ども育成推進協議会への諮問



箕子新第7号
平成25年(2013年)10月30日

箕面市子ども育成推進協議会会长様

箕面市教育委員会
委員長 山元行博

子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなりました。

この制度は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図ろうとするものであります。

また、本市においては、子どもを安心して育てるための支援を強化し、子どもたちが元気に健やかに育つまちづくりを進めており、今後においても、国の動向を見極め市の現状を踏まえつつ、新しい時代に即した子ども・子育ての支援施策を形づくっていく必要があります。

つきましては、箕面市子ども育成推進協議会条例（平成17年9月30日箕面市条例第33号）第2条第2項の規定に基づき、下記のことについて貴協議会の意見を求めます。

記

1 子ども・子育て支援事業計画に関すること

3. 箕面市子ども育成推進協議会からの答申

平成27年（2015年）3月24日

箕面市教育委員会
委員長 山元行博様

箕面市子ども育成推進協議会
会長 山野則子

子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成25年（2013年）10月30日付け箕子新第7号をもって、箕面市教育委員会委員長から諮問がありました「子ども・子育て支援事業計画について」に關し、本協議会において慎重に調査・審議いたしました結果、「第三次箕面市子どもプラン（案）」としてとりまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

今後、計画の理念である「箕面市に生まれ育つ全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくり」の実現に向け、着実な計画の推進が行われるよう要望いたします。

4. 箕面市子ども育成推進協議会条例

平成十七年九月三十日
条例第三十三号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、連絡調整し、又は処理する。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項各号に掲げる事項
 - 二 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項
 - 三 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 協議会は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 協議会に、専門的な事項を調査審議し、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- 一 市民
 - 二 学識経験者
 - 三 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第三項第三号に該当する者として任命された委員等がその職を失った場合は、委員等の職を失う。
- 4 臨時委員は、その任命に係る当該専門的な事項に関する調査審議又は処理に参与し、当該調査審議又は処理が終了するまでの間在任する。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員(以下「關係委員等」という。)の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した關係委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第七条 協議会に、専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員等のうちから会長が指名する者をもって構成する。

(報酬及び費用弁償)

第八条 委員等の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月十四日から施行する。

(箕面市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 箕面市青少年問題協議会設置条例(昭和三十五年箕面市条例第二十九号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される協議会の委員及び部会員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二五年条例第四七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の第七条の規定により市長から任命を受けている部会員は、その任期が満了するまでの間は、改正前の第七条第二項第一号に掲げる者にあっては改正後の第七条第二項の規定により会長から指名された委員と、改正前の第七条第二項第二号に掲げる者にあっては改正後の第七条第二項の規定により会長から指名された臨時委員とみなす。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

5. 委員名簿

(1) 箕面市子ども育成推進協議会

氏名	資格	所属等	備考
山野 則子	2号委員 (学識経験者)	大阪府立大学人間社会学部教授	会長
小枝 正幸		箕面市商工会議所代表	会長職務代理
廣瀬 順亮		箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	青少年健全育成部会長
中川 千恵美		大阪人間科学大学人間科学部教授	次世代育成支援対策部会長 子ども・子育て支援新制度部会長
小野 セレスタ 摩耶		滋慶医療科学大学院大学専任講師	オブザーバー
大石橋 亜紀	1号委員 (選定市民)		
太田 裕美			
常本 慎治			
森下 喜久子	2号委員 (学識経験者)	箕面市更生保護女性会会長	
苗代 昌彦		箕面市こども会育成協議会会長	
住山 久夫		箕面市青少年補導員連絡会会長	
井上 芳明		箕面市青少年指導員連絡協議会会長	
森崎 直幸		連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
井上 義人		箕面市民生委員児童委員協議会会長	
平野 クニ子		箕面市社会福祉協議会会长	平成25年度
平井 博文		箕面市社会福祉協議会会长	平成26年度
宗形 靖義		民間保育所代表	
山下 正和		箕面市私立幼稚園連盟代表	
久代 美穂子		箕面市P.T.A連絡協議会代表	平成25年度
森田 知子		箕面市P.T.A連絡協議会代表	平成26年度
佐薙 拓司	3号委員 (関係行政機関の職員)	箕面警察署長	平成25年度
武元 正人		箕面警察署長	平成26年度
山口 裕司		大阪府池田子ども家庭センター所長	
若狭 周二		箕面市立小中学校校長会代表	

(2) 子ども・子育て支援新制度部会

氏名	所属等	備考
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	部会長
井上 寿美	関西福祉大学 社会福祉学部准教授	部会長職務代理
小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学専任講師	
大石橋 亜紀		
太田 裕美		
常本 慎治		
草野 正子	箕面市民生委員児童委員協議会代表	
吉田 喜美江	箕面市社会福祉協議会代表	
安達 江津子	ひじり福祉会代表	
宗形 靖義	民間保育所代表	
北島 將孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
上田 健輔	箕面市保育所・園保護者会連絡会代表	
山下 正和	箕面市私立幼稚園P T A連絡協議会代表	
寺本 美栄	箕面市学童保育保護者会連絡会代表	平成25年度
中川 麻衣	箕面市学童保育保護者会連絡会代表	平成26年度
高桑 和子	箕面市P T A連絡協議会代表	平成25年度
乾 一実	箕面市P T A連絡協議会代表	平成26年度
田村 栄次	大阪府池田子ども家庭センター代表	
藤迫 稔	箕面市立小中学校校長会代表	

(3) 次世代育成支援対策部会

氏名	所属等	備考
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	部会長
小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学専任講師	
大石橋 亜紀		
太田 裕美		
常本 慎治		
井澤 良介	連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
仲井 峰子	箕面市民生委員児童委員協議会代表	
兼若 和美	箕面市こども会育成協議会代表	
大喜多 勝江	箕面市社会福祉協議会代表	平成25年度
政倉 良治	箕面市社会福祉協議会代表	平成26年度
宗形 靖義	民間保育所代表	
北島 將孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
秋山 依子	箕面市保育所園保護者会連絡会代表	平成25年度
吉川 茜	箕面市保育所園保護者会連絡会代表	平成26年度
中村 範子	箕面市学童保育保護者会連絡会代表	
枠田 奈保子	箕面市P T A連絡協議会代表	平成25年度
橋爪 のぶ子	箕面市P T A連絡協議会代表	平成26年度
嘉藤 寛子	大阪府池田子ども家庭センター代表	
藤迫 稔	箕面市立小中学校校長会代表	

6. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日

条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公徳心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

- 2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。
- 3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。
- 4 市民は、安心して子どもを育てることができるように支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てる最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所・認定こども園)

第十二条 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進対策を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

7. 箕面市子育て応援宣言

●●● 箕面市子育て応援宣言 ●●●

未来にはばたく子どもたち
わたしたちは、子どもたちの「力」をしっかり伸ばしたいと考えます。

学力 ...ひとりひとりの成長にあわせ、学ぶ力を養います

体力 ...体を動かすのが大好きな子どもを育てます



つながる力

を大切にします

自分も好き、友だちも好き。
そして、自分の意見を表現でき、友だちのことも認めることができる。
そういう力が、「つながる力」です。

つながる力を育てましょう

それぞれの家庭で

子どもの育みの原点となるのは家庭です。
子どもたちが、大事にされていると感じられる温かいかかわりを
じっくりと繰り返しましょう。
子どもたちの心は満たされ、人とつながる勇気を蓄えます。

保育所、幼稚園、 学校などで

しっかり遊んで、きちんと叱られて
友だちの大切さと守るべきルールを学ぶことが
子どもたちには大切です。
家庭と園や学校が気持ちをひとつに、子どもたちと向き合いましょう。

身近な地域で

たとえば、道ばたで転んで泣いたとき
いつも声をかけてくれるご近所さんに、助けてもらったこと。
そんな体験を、地域の子どもたちにたくさんさせてあげてください。
困ったときに、きちんと誰かに相談できる力が育ちます。

大人たちもつながりましょう

まちのあちこちで

子どもたちのつながる力を育てるためには
大人たち自身がゆるやかに支え合うこと
そのつながりを日々実感できていることが大切です。
子どもたちを真ん中に、地域の輪をつくっていきましょう。

第三次箕面市子どもプラン

平成27年(2015年)6月

発行：箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局教育政策室

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

電話：072-723-2121（代表） ファクス：072-724-6010

印刷物番号

27-7